

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和3年4月30日

**【発行者名】** クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド  
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 ブライアン・バークホルダー  
(Director, Brian Burkholder)

**【本店の所在の場所】** ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・  
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309  
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman,  
KY1-1104, Cayman Islands)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 安達理  
同 橋本雅行

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 岡田春奈  
同 中村美子  
同 池田美芙唯  
同 石丸莉誇

**【連絡場所】** 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

**【電話番号】** 03(6775)1000

**【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券に  
係るファンドの名称】** クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
マイスターズ・コレクション  
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -  
Meister's Collection)

**【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券の  
金額】** 資産成長型：  
20億米ドル(約2,125億円)を上限とします。  
毎月分配型：  
20億米ドル(約2,125億円)を上限とします。  
(注)米ドルの円貨換算は、令和3年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀  
行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)によります。  
以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによる  
ものとします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - マイスターズ・コレクション  
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Meister's Collection)

(注) マイスターズ・コレクション(以下「ファンド」といいます。)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

### (2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの資産成長型および毎月分配型の受益証券(以下「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)は記名式無額面受益証券です。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

資産成長型:

20億米ドル(約2,125億円)を上限とします。

毎月分配型:

20億米ドル(約2,125億円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、かかる表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### (4)【発行(売出)価格】

各受益証券1口当たりの発行価格は、関連する取引日(以下に定義されます。)に適用される受益証券1口当たり純資産価格

(注) 発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

### (5)【申込手数料】

購入価額に対して1.10%(税抜1.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。

詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。

### (6)【申込単位】

1口以上1口単位

### (7)【申込期間】

2021年5月1日(土曜日)から2022年4月30日(土曜日)まで

(注1) 申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注2) 申込みの取扱いは各取引日(以下に定義します。)に行われ、日本における販売会社の申込締切時間(日本時間午後3時)までとします。

(注3) 上記時刻以降の申込みは、翌国内営業日(以下に定義します。)の申込みとして取り扱われます。

## (8) 【申込取扱場所】

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(以下「三井住友銀行」、「販売会社」または「日本における販売会社」といいます。)

(注) 日本における販売会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

## (9) 【払込期日】

投資家は、国内約定日から起算して4国内営業日までに、販売会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額の支払いが求められることがあります。

「国内約定日」とは、購入または換金(買戻し)の注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、取引日の翌国内営業日)をいいます。以下同じです。

「取引日」とは、2018年10月1日およびそれ以降の各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「国内営業日」とは、東京の証券取引所が取引を行う日および東京の銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所および東京証券取引所が取引を行う日ならびにニューヨーク、東京、ロンドンおよびダブリンの銀行が営業を行う日(土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所におけるその他の日をいいます。以下同じです。

## (10) 【払込取扱場所】

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

## (11) 【振替機関に関する事項】

該当事項ありません。

## (12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

三井住友銀行は、管理会社との間の、2018年8月8日付で締結の日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、クレディ・スイス証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の証券会社または銀行に配布する等の業務を行う協会員をいいます。

## (八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドル貨または円貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と米ドル貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。買戻代金についても同じです。

## (二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、通常の市況の下、主にインカムを生み出す債券および株式(社債、転換社債、普通株式および優先株式を含みますがこれらに限定されません。)に間接的に投資を行うことで、インカムゲインまたはキャピタルゲインを得るオプションを投資者に提供することです。ファンドは、ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(以下「投資対象ファンド」といいます。)の米ドル・配当クラス受益証券に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるグローバル・マルチ・ストラテジーのシリーズ・トラストです。ファンドは、現金(米ドル)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。)を保有することもできます。

信託金の上限額は、資産成長型受益証券について上限20億米ドル、毎月分配型受益証券について上限20億米ドルです(ただし、管理会社が、その裁量により信託金額の金額に達してない状況でも募集の停止を行う場合があります。)

###### b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。))および2018年8月3日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。))に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に異なるクラスおよび/もしくはシリーズの受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

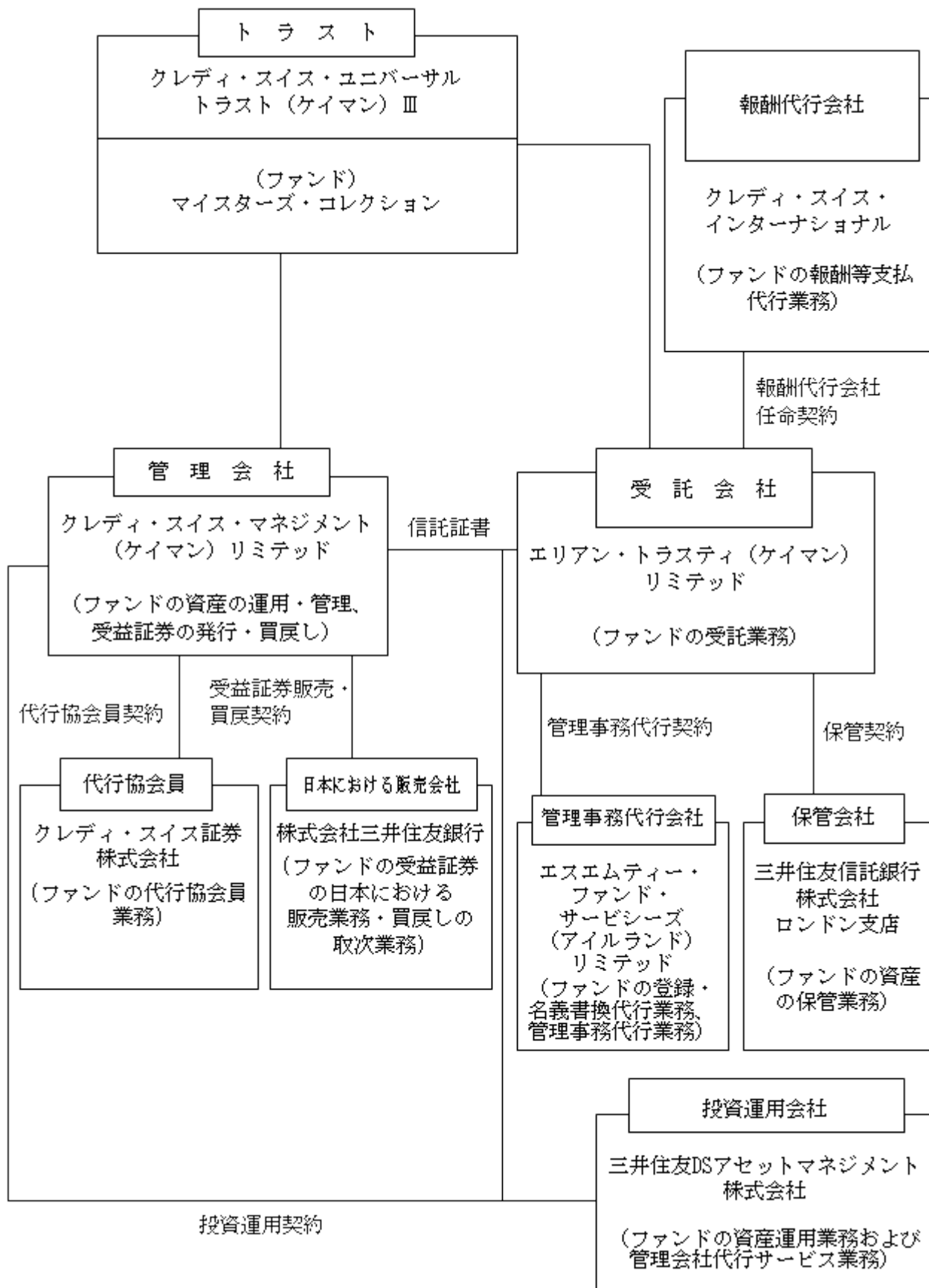
管理会社はケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。)(改正法)(以下に定義されます。))に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

##### (2)【ファンドの沿革】

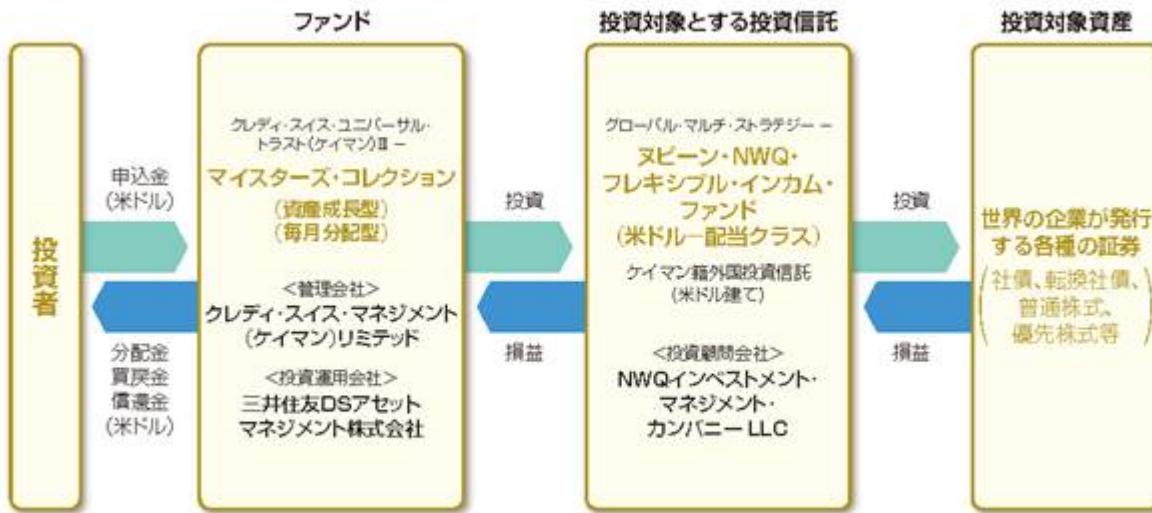
2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2018年8月3日	補遺信託証書締結
2018年9月28日	ファンドの運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



- ・ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「グローバル・マルチ・ストラテジー – ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド(米ドルー配当クラス)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の企業が発行する各種の証券(社債、転換社債、普通株式、優先株式等)となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))	保管会社	2018年8月8日付で受託会社とスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッド（以下「旧保管会社」ということがあります。）の間で締結の保管契約（注 <sup>1</sup> ）において、保管会社の業務について規定しています。2020年3月2日付で受託会社、旧保管会社および保管会社の間で締結の更改証書（以下「更改証書」といいます。）により、旧保管会社の権利、義務および責任は、保管会社に更改されました。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2018年8月9日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注 <sup>2</sup> ）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
クレディ・スイス証券株式会社	代行協会員	2018年8月6日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注 <sup>3</sup> ）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2018年8月8日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注 <sup>4</sup> ）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)	報酬代行会社	2018年8月8日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注 <sup>5</sup> ）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2018年8月8日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約（注 <sup>6</sup> ）において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。



- (注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。
- (注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。
- (注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。
- (注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

### 管理会社の概況

管理会社：	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2021年2月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約7,809万円)です。	
4. 沿革	平成12年1月4日設立	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド (香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階)	735,000株 (100%)

(注) 米ドルの円貨換算は、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

#### (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

##### ( ) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下「信託法」といいます。))に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。))により規制されています。

##### ( ) 準拠法の内容

###### 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができます、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

## (5) 【開示制度の概要】

### A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- ( ) 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- ( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ( ) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
  - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
  - ・ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
  - ・マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
  - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島(KPMG, Cayman Islands)です。

ファンドは毎年4月30日までは前年の10月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年10月31日に終了します。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に定義される運用報告書は、受益者に交付されます。

### B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づ

く有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

( ) 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社(信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可されたインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社)は、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しており、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 投資目的および投資方針

ファンドは当初、以下の2つのクラスの受益証券を有します。

- ( ) 資産成長型(米ドル建て)、および
- ( ) 毎月分配型(米ドル建て)

#### ・投資目的

ファンドの投資目的は、通常の市況の下、主にインカムを生み出す債券および株式(社債、転換社債、普通株式および優先株式を含みますがこれらに限定されません。)に間接的に投資を行うことで、インカムゲインまたはキャピタルゲインを得るオプションを投資者に提供することです。ファンドは、投資対象ファンドの米ドル-配当クラス受益証券に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設立されたアンブレラ・ユニット・トラストであるグローバル・マルチ・ストラテジーのシリーズ・トラストです。

ファンドは、現金(米ドル)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証券および国債を含みますがこれらに限定されません。)を保有することもできます。

投資運用会社は、投資対象ファンドならびに現金(米ドル)およびマネーマーケット証券により構成されるファンドのポートフォリオ(以下「サブアドバイズド・ポートフォリオ」といいます。)について、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、毎月一定額の収益を発生させる場合があります。当該収益のうち毎月分配型に帰属する部分を分配日(以下に定義されます。)ごとに当該クラスの受益証券の保有者に分配することを意図しています(下記「(4)分配方針」に詳細を記載)。

#### 投資ガイドライン

管理会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」といいます。)を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、サブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行います。また、投資運用会社は、投資対象ファンドの投資対象資産をモニターし、サブアドバイズド・ポートフォリオにおける投資対象ファンドのエクスポージャーの比率管理等を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

- (a) 投資対象ファンド、および
- (b) 米ドル(現金)およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証券および国債を含みますがこれらに限定されません。)。疑義を避けるために付言すると、オーバーナイトの現金残高は、スイープビークルで保有されることがあります。

投資運用会社はショートポジションを取ってはならず、また投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにデリバティブを使用してはならず、さらにファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってサブアドバイズド・ポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。純資産総額とは、受託会社の指揮監督の下、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファンドの負債を控除した額をいいます。純資産総額は、特に、管理事務代行会社によって決定される投資対象ファンドの価値に基づき、各評価日に計算されます。「評価日」とは、各ファンド営業日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

投資対象ファンドは米ドル建てであり、他の通貨へのヘッジは行われません。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

## ■ ファンドの目的

実質的に主として、相対的な価値とリスクのチーム評価に基づき、資本構造全体にわたり企業が発行する各種の証券\*に投資を行うことで、高いインカム収益と魅力的なリスク調整後の収益の提供を目指します。

\*各種の証券とは社債、転換社債、普通株式、優先株式等を指します。

## ■ ファンドの特色

1 実質的に主として世界の企業が発行する各種の証券に投資します。

- 投資運用会社は、世界の企業が発行する各種の証券に投資を行う投資対象ファンドの受益証券に主に投資することで、かかる投資成果を享受することを目指します。
- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- 投資対象ファンドの実質的な運用は、世界有数の資産運用会社であるNuveen, LLCの傘下にあり、独自のユニークなボトムアップ・アプローチによる銘柄選択に強みを持つNWQインベストメント・マネジメント・カンパニーLLCが行います。

2 (資産成長型)と(毎月分配型)からお選びいただけます。

- (毎月分配型)では、毎月12日(取引日でない場合、翌取引日)の分配宣言日に分配を決定します。分配金は、原則として日本における販売会社へのファンドからの入金から起算して4国内営業日目(毎月21日頃)に支払われます。

### 分配方針

#### (資産成長型)

原則として分配は行わない予定です。

#### (毎月分配型)

原則として、インカム等収益および売買益等から、管理会社が1口当たり純資産価格の水準等を勘案して分配金額を決定します。但し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

\*資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## II. 投資対象ファンドに関する情報

### 投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、投資対象ファンドの投資運用会社であるNWQインベストメント・マネジメント・カンパニーLLC(以下「投資対象ファンド投資運用会社」といいます。)による相対的な価値およびリスクの評価に基づき資本構造全体にわたって企業が発行する各種の証券に投資を行うことで、高水準のインカム収益および魅力的なリスク調整後の収益を提供することです。投資対象ファンドの基本通貨は米ドルです。

### 投資対象ファンドの投資方法

投資対象ファンドの投資目的を果たすため、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの投資対象を選定するにあたり、ポジティブなリスク/リターン特性を有する割安な銘柄の特定を目指した綿密なリサーチ中心の投資プロセスを採用します。

投資対象ファンド投資運用会社の投資方法は、ボトムアップのファンダメンタルな方法に基づくものです。チームは、個別の企業を単に銘柄としてではなく企業として理解することに注力した独



自のリサーチを行います。この手法には財務書類の正確な評価が含まれ、損益計算書のみには依拠する以上に、貸借対照表およびキャッシュフロー計算書の分析に重点を置いています。チームは、このプロセスによって企業の経済的収益性、キャッシュフローおよび資本利益率を真に理解することができると考えています。

投資対象ファンド投資運用会社の投資プロセスでは、企業の資本構造における特定の有価証券の魅力に注目し、リスクとリターンのバランスが適切であって他の類似の有価証券と比べて割安であると投資対象ファンド投資運用会社が考える有価証券への投資を目指します。ある企業が良好なリスク/リターン特性、魅力的な評価もしくはカタリストを有しなくなったと投資対象ファンド投資運用会社が考える場合、投資対象ファンド投資運用会社が企業の資本構造においてより良い代替銘柄を特定した場合、またはある企業がその配当もしくは利子の支払いを停止し、もしくは停止する予定である場合、下記の金融デリバティブ商品の使用を含め、投資対象ファンド投資運用会社は、有価証券の売却または有価証券に対するエクスポージャーの削減を選択する場合があります。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、様々なポートフォリオの投資対象(米国または非米国企業の債券および株式を含みますがこれらに限定されません。)に投資します。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの勘定で投資することのできる債券には、社債、モーゲージ証券、課税対象地方債、ならびに米国政府債および米国政府機関債が含まれますがこれらに限定されません。優先証券は、一般に固定または変動利率の配当を投資者に支払う企業発行体により発行される有価証券であり、配当支払いおよび会社資産の清算において普通株式に優先しますが、優先債務および劣後債務の両方を含む他の多くの形態の企業債務に劣後します。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、優先証券、および購入時の投資適格格付より格付が低い債券、または同等の性質を有する格付のない有価証券に対し、制限なく投資することができます。これらの有価証券は、非投資適格証券ともいい、所定の利子または元本支払いが不可能となるデフォルトリスクがより高くなることから、その投資者を補償するために概して高いインカムを提供します。したがって、投資対象ファンドの純資産価額のボラティリティーは比較的高レベルとなっています。

投資対象ファンドにより保有される有価証券の平均満期期間または平均実効デュレーションに制限はありません。

通常、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、その投資目的を果たすため、投資対象ファンドの資産の実質的に全てを投資します。投資対象ファンドの資産の全てがその投資目的に従って投資されない限りにおいて、投資対象ファンド投資運用会社は、短期市場の検討に基づき投資決定を行うことができ、この場合、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、ポートフォリオ証券を頻繁に売買することができます。一時的な防御の目的上、投資対象ファンド投資運用会社は、高いキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフロー期間を含め、投資対象ファンドの投資方針および投資制限から一時的に逸脱する場合があります。かかる期間中、投資対象ファンドはその投資目的を達成することができないことがあります。

#### ベンチマーク

投資対象ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックスです。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドのパフォーマンスを評価するにあたりベンチマークを検討しますが、ベンチマークのパフォーマンスを追跡することは、投資対象ファンドの投資目的ではありません。

#### エクスポージャーに関する制限

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で保有される投資対象のポートフォリオが、以下のとおり構成されるように確保します。

- (a) 購入時の評価による投資対象ファンドの純資産総額の65%以上を、優先証券および債券に投資します。
- (b) 購入時の評価による投資対象ファンドの純資産総額の35%を超えて、普通株式、転換証券、預託証券、およびエクイティの特徴を有するその他の証券全体に投資してはなりません。

- (c) 政府債および政府機関債に関するものを除き、
- (i) 証券の購入時に評価される場合、投資対象ファンドの純資産総額の5%を超えて、個々の発行体により発行される証券に投資してはなりません。
  - (ii) いかなる時点においても、投資対象ファンドの純資産総額の8%を超えて、個々の発行体により発行される証券に投資してはなりません。
- (d) 証券の購入時の評価による投資対象ファンドの純資産総額の30%を超えて、世界産業分類基準に従って評価される一つのセクター(金融サービス部門を除きます。)に投資してはなりません。
- (e) 証券の購入時に評価される場合、投資対象ファンドの純資産総額の25%を超えて、世界産業分類基準に従って評価される一つの産業(金融サービス部門を除きます。)に投資してはなりません。
- (f) 証券の購入時に評価される場合、全体で投資対象ファンドの純資産総額の50%を超えて、非米国企業の米ドル建ての証券に投資してはなりません。
- (g) 投資対象ファンドは、いかなる会社においても、発行済株式総数の5%を超えてその会社の株式を保有してはならず、または、優先証券および債券の場合は、いかなる個々の発行体についても、その発行済みの優先証券および債券の10%を超えてその発行体の優先証券および債券を保有してはなりません。
- (h) 購入時の評価による投資対象ファンドの純資産総額の10%を超えて、仕組債に投資してはなりません。

#### 投資制限

投資対象ファンドの資産合計の50%以上は、金融商品取引法第2条第1項に定める「有価証券」(金融商品取引法第2条第2項に基づき有価証券とみなされる同項各号に記載の権利を除きます。)の意味の範囲内で投資されます。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、以下を遵守します。

- (a) 投資対象ファンド投資運用会社が運用する全ての集団投資ファンドが保有する一会社(投資会社を除きます。)の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。
- (b) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、投資対象ファンドが保有するすべての当該投資対象の総価値が投資対象ファンドの直近の利用可能な純資産総額の15%を取得直後に超えることになる場合、当該投資対象を取得してはなりません。当該投資対象の評価方法が、投資対象ファンドの目論見書において明確に開示され、かつ当該投資対象の価格の透明性を確保する目的で、適切な措置が講じられている場合、当該投資対象の取得は制限されないものとします。
- (c) 投資対象ファンド投資運用会社自身またはその取締役といかなる取引をも本人として行ってはなりません。
- (d) 投資対象ファンドの受益者の利益を損なうか、または投資対象ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(投資対象ファンド投資運用会社または受益者ではない第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限定されません。)を行ってはなりません。
- (e) 投資対象ファンドの目論見書に記載の借入方針に従ったものでなければ、いかなる借入をも負担してはなりません。
- (f) 投資対象ファンドの純資産総額の5%を超えて、投資信託の受益証券および/または投資会社の株式に投資してはなりません。ただし、上場投資信託への投資は許可されています。
- (g) 単一の発行体のエクイティ、エクイティ関連証券またはデリバティブの原証券(以下「エクイティ・エクスポージャー」といいます。)が投資対象ファンドの純資産総額の10%を超える場合(当該エクイティ・エクスポージャーは一般社団法人 投資信託協会(以下「JIT A」といいます。)の規則に従って計算します。)は、これを保有してはなりません。ただし、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、かかる制限において考慮されることはありません。



(h) 単一の発行体の債券、債務証券またはデリバティブの原証券(以下「債券エクスポージャー」といいます。)が投資対象ファンドの純資産総額の10%を超える場合(当該債券エクスポージャーはJIT Aの規則に従って計算します。)は、これを保有してはなりません。ただし、ショート・デリバティブ・エクスポージャーは、かかる制限において考慮されることはありません。かかる目的上、以下の債権に対するエクスポージャーは、以下に掲げるとおりとします。

(1) JIT Aの自主規制委員会の委員会決議により選定された国および地域の中央政府、中央銀行および地方政府またはかかる事業体により設立された政府機関により発行または保証される債権は、ゼロとみなされます。本書の日付現在、かかる選定された国および地域は、日本、アイルランド、米国、イタリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、英国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルクおよび香港です。

(2) 現地通貨建てで、選定された国ではない国の中央政府、中央銀行および地方政府またはかかる事業体により設立された政府機関により発行または保証される債権は、ゼロとみなされます。

(3) 国際機関により発行または保証される債権は、ゼロとみなされます。

(i) デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。)が、投資対象ファンドの純資産総額の10%を超える場合(当該デリバティブ・エクスポージャーはJIT Aの規則に従って計算します。)は、これを保有してはなりません。かかる目的上、120日以内に満期が到来する外国為替取引(ノンデリバブル・フォワードを除きます。)のためのデリバティブ・エクスポージャーは、ゼロとみなされます。(注記:担保を伴う取引の場合、当該担保の評価額は控除することができ、発行者その他に対する支払債務がある場合、当該債務額は控除することができます。)

(j) ある発行体またはカウンターパーティー1社に対するエクイティ・エクスポージャー、債券エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーが、合計で投資対象ファンドの純資産総額の20%を超える場合、当該発行体またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

いずれかの時点で、出資および払戻し、または市場価格の変動により(JIT Aの投資方針に基づく制限である)制限(g)、(h)、(i)および/または(j)からの逸脱がある場合、投資対象ファンド投資運用会社は、1か月以内にかかる投資制限に従うために、前述の投資制限に従うための措置を講じます。かかる違反を認識した時点で、また違反を治癒するための措置を完了した時点で再度、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの受託会社、受益者に対し、かかる認識および違反の是正について個別に報告します。

上記の投資制限に関して、投資対象ファンド投資運用会社は、特に、投資対象ファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、投資対象ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、投資対象ファンド投資運用会社は、ある違反が確認されてから合理的な期間内に、前記投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

## ■ 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

### <NWQインベストメント・マネジメント・カンパニーLLCの概要>



- NWQインベストメント・マネジメント・カンパニーLLCは、世界有数の資産運用会社であるNuveen, LLC傘下の運用会社です。
- 1982年の創設以来、伝統資産運用において複数の商品を提供し、運用資産残高は115億米ドル(約1.2兆円)にのびります。

設立 1982年	従業員数 35名(うち21名が運用担当)
運用資産残高 115億米ドル(約1.2兆円)	平均業界経験年数 21年以上

(注1)データは2020年12月末現在。

(注2)運用資産残高は同時点の為替レート(1米ドル=103.3円)で換算。

(出所)NWQインベストメント・マネジメント・カンパニーLLC、Nuveen, LLCのデータを基にクレディ・スイス作成

#### (2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照下さい。

#### (3) 【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド、保管会社である三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナルならびに投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

##### ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・アジア・パシフィック・ストラクチャリング・チームの一員であり、香港のクレディ・スイスの取締役です。パパベリン氏は、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在クレディ・スイスAPACにおける投資信託、SPVおよび保険商品を含む包括ソリューション開発の責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAの資格も保有しています。

##### ヴィジャヤバラ（「バラ」）・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービシズ（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービシズ（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ピークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

#### ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービスズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2021年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

ファンドは、各月ごとに一定の額の収益をあげる可能性があります。現在のファンドの分配方針は以下の通りです。

- ( ) 資産成長型受益証券については無配とし、
- ( ) 毎月分配型受益証券については、かかるクラスの受益権保有者に対して、各分配日に関して対応する分配期間に係るキャピタルゲインを超過する可能性がある毎月分配型受益証券の投資元本から支払われる各月ごとの分配金(投資対象ファンドにおける受益証券の現金化)(以下「月次分配金」といいます。)を支払います。毎月12日(取引日ではない場合、翌取引日)が分配宣言日とされます。分配日とは、分配宣言日の4ファンド営業日目の日(以下「分配日」といいます。)をいいます。

各分配日に支払われる分配金の額は、管理会社の独自の裁量によって、数ある要素の中でも各月の受益証券1口当たり(1)投資対象ファンドからの実現および未実現キャピタルゲインおよび(2)諸経費を考慮に入れて決定されるものとします。

さらに、投資者は、管理会社が適切とみなす事情がある場合には、毎月分配型受益証券の投資元本を使用する選択肢にかかわらず、管理会社が毎月分配型受益証券に関する月次分配金を当該月に支払わないと選択することができることに留意することが重要です。管理会社がかかる選択をするのは、管理会社の独自の裁量で、ファンドの投資目的および方針が前月よりマイナスの実績をもたらしたまたは管理会社がかかる選択を行うことが適切とみなすような低い実績をもたらしたと判断する場合がありますが、これに限りません。



全ての宣言された月次分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金を控除します。)。分配金は関連する分配登録日に毎月分配型受益証券の受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。分配登録日とは、各分配宣言日の直前のファンド営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。かかる分配金は、0.005は切り上げた上で、小数第2位に四捨五入されます。

## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たりの純資産価格は下がります。

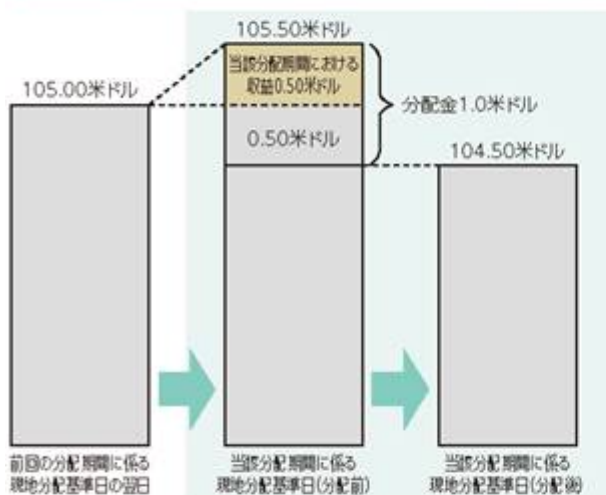
投資信託で分配金が支払われるイメージ



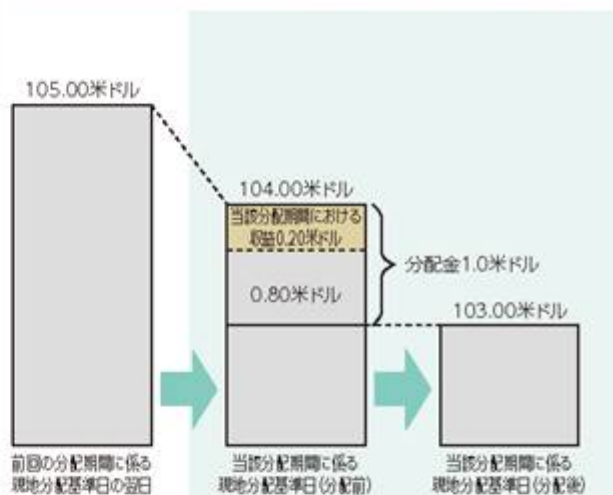
- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次の現地分配基準日までの期間をいいます。

### 分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合



前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す

※ 分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注) 分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

## (5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、私募債、非上場株式、または不動産などの直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)が公表する外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(随時改訂または差し替えられる場合があります。)が要求する価格の透明性を保証する目的で、適切な措置が講じられている場合は、この例外とします。上記の比率は、購入時または現在の時価のいずれかで計算することができます。
3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、ファンドの直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、買収の結果、受託会社、もしくは管理会社(または代理人)が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社の合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある企業の株式またはある投資信託の受益証券で、発行会社1社における当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)が当該純資産総額の10%を超える場合(当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)は、ファンドの勘定で当該企業の株式または当該投資信託の受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分(以下「債券等エクスポージャー」と総称します。)が純資産総額の10%を超える場合(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で( ) (上記(6)項に規定する株式または受益証券以外の)有価証券、( ) (上記(7)項に規定するデリバティブ以外の)金銭債権、および( )匿名組出資持分を保有してはなりません(注記:担保を伴う取引の場合、当該担保の評価額は控除することができ、発行者その他に対する支払債務がある場合、当該支払いの債務額は控除することができます。)
9. 管理会社(または代理人)は、ある発行会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該発行会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。
10. 外国不動産投資信託受益証券以外のファンドの受益証券に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生しうる危険に対応する額としてあらかじめ管理会社または運用会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行うものでないこと(注)「デリバティブ取引等」とは、金融商品取引法第2条第20項に定義されるデリバティブ取引(有価証券、金利、外貨もしくはその他の金融商品または指標に基づく上場または非上場の先物、オプション、スワップおよび同様の取引を含みます。)をいい、さらに上場または非上場の新株予約権証券および新投資口予約権証券ならびに商品デリバティブへの投資を含みます。)

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとし、(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、( )単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、( )ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、( )管理会社(またはその代理人)が新規に拠出する資産の初期投資を行っているスタートアップ期間に、および/または( ) (a) ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b) ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

### 3【投資リスク】

#### リスク要因

##### 1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、1口当たり純資産価格は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

1口当たり純資産価格の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

#### 主な変動要因

##### 価格変動リスク(株式市場リスク)

株式の価格の下落は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、実質的にファンドが投資する個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、1口当たり純資産価格が大きく下落する要因となります。

##### 価格変動リスク(債券市場リスク)

債券の価格の下落は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

##### 価格変動リスク(信用リスク)

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。

これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

なお、後述の「投資する各種の証券の固有の留意点」もご参照ください。

##### 為替変動リスク

ファンドは、米ドル建て資産に投資するため、米ドル貨から投資する場合には、為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けまます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

##### カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

##### 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

##### 投資する各種の証券の固有の留意点

## 転換社債

転換社債は、株式と債券の二つの特徴をあわせ持ち、所有者が株式に転換すると株価の上昇による利益を得ることが期待できます。転換社債の市場価値は、金利の上昇に伴って下落する傾向があり、発行会社の普通株式の市場価格の下落によりマイナスの影響を受ける傾向もあります。また、発行体が、財務状況または市況の変化を受けて、配当金または利息および元本を期日に支払う義務を履行できないリスクがあります。

## 優先株式

優先株式は、普通株式に比べて剰余金の配当を優先的に受ける、あるいは残余財産の分配を優先的に受ける、あるいはその両方について優先的に受けるという権利を持つ株式です。会社の資本構成における債券およびその他の負債証券に劣後するため、それらの負債証券よりも大きな信用リスクを負います。

## 一般リスク

### 一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けません。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

### 過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

### 元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

### 長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日(以下に定義します。)より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

### 利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

### 投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a)ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b)投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c)ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d)単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える



可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

#### パフォーマンスに関する保証はないこと

あるクラスの受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益)は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

#### 助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象ファンドまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

#### 依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

### ファンドへの投資

#### キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、その投資運用者の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

#### 投資運用会社への依存

サブアドバイズド・ポートフォリオの成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、サブアドバイズド・ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってサブアドバイズド・ポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

#### 分配

資産成長型受益証券に関する分配方針は、当該クラスの受益証券の保有者に分配を行わず、全ての純利益および実現したキャピタルゲインを再投資する方針です。そのため、資産成長型受益証券への投資は、即時のリターンを求める投資者にとって、不相当である可能性があります。

毎月分配型受益証券に関する現在の分配方針は、毎月、各分配宣言日において、毎月分配型受益証券に帰属する投資元本から支払われる分配(投資対象ファンドにおける受益証券の現金化)を宣言する方針です。

分配は、毎月分配型受益証券に帰属する投資元本から全部または一部(投資対象ファンドにおける受益証券の現金化)が支払われる可能性があります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を

損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタルゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた毎月分配型受益証券の投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。さらに、ファンドが利益をもたらさない場合は、受益者が受益証券の買戻しで受領する買戻価額は、受益者の当初の投資額よりも少なくなる可能性があります。

#### 流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻通知日から関連する買戻日(以下に定義します。)までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

#### クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

#### 買戻しにより予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での受益証券1口当たりの純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

受益者による受益証券の多量の買戻しがなされる場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなければなりません。

#### 買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

#### 決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、追加購入に関して、受益証券の申込者は、関連する取引日またはその日から4ファンド営業日以内に購入代金を決済する

ことが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買い戻された日までの期間に、同一クラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同一クラスの受益証券を保有する既存の保有者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する)可能性があります。同様に、同一クラスの受益証券にかかる期間中に買い戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買い戻し価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買い戻し価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同一クラスの受益証券の保有者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けません。決済不履行の場合、発行されたもしくは買い戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買い戻し価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

#### 事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

#### 監査待ちを行わないこと

受益証券の買い戻しにおいて、買い戻し価額は未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買い戻しによる受取額は、買い戻し価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買い戻しによる受取額が、買い戻し価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 - 手数料等及び税金(3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

#### ファンドの早期終了

ファンドの最終買い戻日は2163年12月1日が予定されていますが、潜在的投資者は、強制買い戻事由が万一発生した場合、最終買い戻日が早まることに留意すべきです。強制買い戻事由は、(i)いずれかの評価日にあるクラスの受益証券に帰属する純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買い戻しを行うべきと決定した場合、または(ii)受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買い戻しを行うべきと同意した場合に発生します。

#### ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

### スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

## 一般的な投資リスク

### 経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることとなります。

### カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。また、投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフレ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報と同程度ではない可能性があります。

### 規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、投資対象ファンドの利益、管理会社および/または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

### 税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタルゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

### 保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが

大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

#### 担保の取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドが取引を行うカウンターパーティーのいずれかに適用される適用法令に従ったものを含め、一定の担保の取決めの実施を要求されることがあります。

カウンターパーティーがファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分離担保勘定またはその他担保の取決めの当事者間で合意した銀行口座(以下「担保口座」といいます。)に入れるものとし、再投資目的に使用されないものとし、担保口座の利息(もしあれば)は、クレジット・サポート・アネックスに従ってカウンターパーティーから要求される利息の充当に十分ではないことがあります。利息の差異は、純資産価額に影響を及ぼします。受領した現金以外の担保については、売却、再投資または質権設定を行いません。

ファンドは、カウンターパーティーの利益のために担保の差し入れを要求されることもあります。その場合、そのような要求がなかった場合と比べ、ファンドの投資目的に利用可能なファンドのポートフォリオは減少することになります。そのため、担保の取決めにより、ファンドに対するリターン全体が減少することがあります。

担保の管理を支援するために、担保管理代行者が任命されることがあります。その場合、当該代行者の報酬はファンドの資産からまたは別段の合意により支払われます。

#### 担保リスク

カウンターパーティーから担保を取得しており、また、実施されている担保管理システムがカウンターパーティーの債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの低減を助けることを目的としている場合でも、当該リスクを完全に排除することはできません。提供された担保は、様々な理由からカウンターパーティーの債務の充当に十分ではないことがあります。また、カウンターパーティーから提供される担保が日次ベースで独立して評価される場合でも、担保として提供された一定の債券および/またはエクイティ証券の価値が必ずしも実際の相場価格を有するとは限りません。

担保が正しくかつ正確に評価されるという保証はありません。担保が正しく評価されない場合、ファンドは損失を被ることがあります。担保が正しく評価されている場合でも、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能時から担保実行時までの間にその価値が減少することがあります。非流動性資産は現金化するのに時間がかかることから、担保の価値が減少するリスクは非流動性資産の方が大きくなり、また、提供される担保の全部または重要な一部が、当該資産で構成されることがあります。

#### 担保に関するオペレーショナル・リスク

カウンターパーティーの支払債務およびカウンターパーティーによって差し入れられる担保は、各営業日において個別に評価され、担保の金額および構成は、担保要件に従って調整されます。担保に関する方針は投資運用会社によって監視されますが、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能となった場合、当該方針が正しく遵守および実施されていない範囲においてファンドが損失を被る可能性があります。

#### 買戻しおよび購入により予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しに必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

#### キャッシュスイープ

保管会社が保有するオーバーナイトの現金残高は、キャッシュスイープ・プログラム(以下「キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)の対象とすることができます。キャッシュスイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下「キャッシュスイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資家は、キャッシュスイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュスイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記リスク要因項目「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

#### カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社、管理会社および投資運用会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

ファンドの投資者は、回収口座キャッシュスイープ・プログラム(以下に定義します。)に関連して、回収口座キャッシュスイープ・カウンターパーティー(以下に定義します。)からのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

#### 投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産または投資対象ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社または投資対象ファンド投資運用会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。非流動化のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

#### 決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

#### 収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタルゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

#### 適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

#### 投資方針にかかるリスク

##### 投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

##### 投資対象ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

投資対象ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。投資対象ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限っ



て、ファンドへの投資を検討すべきです。投資対象ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしも投資対象ファンドの将来の結果を表すものではなく、また投資対象ファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

#### 相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

#### 非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開するまたは受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

#### 代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社(管理会社を除きます。)も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

### 投資対象ファンドの一般的なリスク要因

#### 投資ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドのユニットへの投資およびファンドによる投資対象ファンドのユニットの所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドのユニットを取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、各潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

#### 投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の販売による収入の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

#### 投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了または解散することがあるかもしれず、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行されるユニットに投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

#### 投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社により管理されています。かかる評価は、投資対象ファンドの未監査の財務書類に基づいて行われることがあります。かかる評価は、投資対象ファンドの純資産価額の試算である可能性があります。投資対象ファンドは、非流動的または積極的に取引されていない投資対象を数多く有する可能性があり、かかる場合、信頼できる純資産価額を取得することが困難である可能性があります。このため、投資対象ファンド投資運用会社および/または投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドにより保有される投資対象につき、その公正価値に関する自らの判断を反映するために、見積もりを変更することがあります。したがって、評価は後日、上方または下方修正がなされる可能性があります。投資対象ファンド資産の評価に関する不確実性は、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。



### 投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

### 投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があり、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

### 投資対象ファンド投資運用会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資運用会社のスキルおよび専門知識に依存することになります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資運用会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド投資運用会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパフォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドと提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資対象ファンド投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

### 支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。受託会社、管理会社または投資運用会社が(その代行者または代理人を通して)投資対象ファンドの投資に関して議決権を行使することができる場合においても、かかる投資に関する受託会社または管理会社の議決権の行使は、投資対象ファンドのその他の投資者の議決権の行使と一致せず、かかるその他の投資者の方がより多くの議決権を有する可能性があります。

### アンダーライニング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、投資対象ファンド投資運用会社およびその他のアンダーライニング・サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

### 費用の重複

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬、サービス提供会社報酬、設立費用および監査費用を含みますが、これに限りません。)の重複が生じうることに留意する必要があります。この結果、ファンドの費用は、直接投資の典型的な例または直接投資を行う投資ファンドの場合よりも純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

### リバランスの頻度および費用

潜在的投資者は、投資対象ファンドにおけるリバランスの結果、投資対象ファンド全体のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスを減少させる取引費用をもたらす可能性があることに留意する必要があります。

### マスター・フィーダー構造

ファンドは、他の投資者と共に、「マスター・フィーダー」構造を通じて、その資産の全額または実質全額を投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」構造、とりわけ同じポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在は、投資者固有のリスクを示します。投資対象ファンドに投資する小規模の投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する大規模の投資ビークルの行為によって重大な影響を受ける可能性があります。例えば、大規模な投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残存するファンドは、比例して高い割合の運営費用を負担し、これにより低いリターンを生む可能性があります。投資対象ファンドの投資者(ファンドおよびその他投資者を含みます。)による短期間の相当額の元本の払戻しは、投資対象ファンドに対し最大の経済的利点を与えない時期および方法による投資ポジションの清算を必要とし、これにより投資対象ファンドの純資産価額、ひいてはファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される株式の強制償還が生じる可能性があり、これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

#### 投資対象ファンド固有のリスク要因

##### 一般

投資対象ファンドのユニットの価格には上昇と同様に下落の可能性もあります。投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証も、投資者が投資対象ファンドへの投資の全額を回収するという保証もありません。特定の法域における投資制限によって、投資対象ファンドの投資の流動性が制限される可能性があります。投資対象ファンドの投資利益および収益は、それが保有する投資対象の資本増価および収益から発生した費用を控除したものにに基づきます。したがって、投資対象ファンドのリターンは、かかる資本増価または収益の変動に伴い変動する可能性があります。投資者は、投資対象ファンドへの投資を中長期の投資と捉えるべきです。

##### 投資戦略のリスク

独自および第三者のデータおよびシステムは、投資対象ファンドに関する意思決定を支援するために使用されます。不正確なデータ、ソフトウェアまたはその他の技術の故障、不正確なプログラミングおよび類似の事態は、かかるシステムのパフォーマンスを低下させ、投資対象ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資対象ファンドの運用に用いられる定量モデルが期待どおり機能するまたは投資対象ファンドがその目的を達成できるようにするという保証はありません。

##### 市場リスク

投資対象ファンドは、市場リスクにさらされます。市場リスクとは、特定の株式、ファンド、産業または証券全般の価値が下落するリスクをいいます。投資対象ファンドの投資対象の価値は、投資対象ファンドが投資する証券の価格に伴って上昇・下落します。証券の価格は、発行体の過去および将来の利益、その資産の価値、経営上の決定、発行体の商品またはサービスの需要、生産コスト、経済情勢全体、金利、為替相場、投資者の認識、地政学的要因および市場の流動性を含む多くの要因に伴って変動します。

##### 新規株式公開のリスク

投資対象ファンドは、新規株式公開に投資することがあります。投資対象ファンドが新規株式公開において購入した証券は、かかる証券の推定換価代金を基準に評価されます。新規株式公開後は、推定換価代金が大きく変動する可能性があります。

##### 新興市場のリスク

投資対象ファンドは、新興市場国に所在する発行体または会社にその資産の一部を投資することがあります。新興市場とは、通常、一人当たりの所得が低く、産業化サイクルの初期段階にある国と定

義されます。新興市場国の市場は通常、経済がより成熟した先進国の市場と比べ不安定です。海外での政治、社会および経済の展開、新興市場および先進市場の発行体が対象となる規制の違い、政府による会社の資産、超過課税ならびに配当金および利息に係る源泉徴収税の差押え、ポートフォリオ資産の使用または譲渡に対する制限、ならびに政治・社会不安などの要因によって、新興市場の証券の価格は、国内の株式と比べ不安定である場合があります。

新興市場証券は多くの場合、米ドルまたはユーロ以外の通貨で取引します。為替相場の変動によって、投資対象ファンドの純資産価格、配当金および受取利息の価値ならびに証券の売買に係る実現損益に影響が及ぶ可能性があります。かかるその他の通貨に対するドル高の進行によって、投資対象ファンドの価値が下落する可能性があります。米ドル以外の通貨の中には、特に不安定になる可能性のあるものもあり、また新興市場国の政府は、その価値が影響を受ける外貨と連動する投資対象ファンドの外貨保有高に影響を及ぼす可能性があります。米ドル建ての米国預託証券および新興市場証券も通貨リスクを負います。

投資対象ファンドは、保管および/または決済システムが十分に発達していない市場に投資する可能性があるため、かかる市場で取引され、副保管会社の登用が必要な状況においては、副保管会社に預託された投資対象ファンドの資産は、リスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンドの保管機関はこれについて一切の責任を負いません。

#### 転換証券のリスク

転換証券は、株式および債券の性格を併せ持ち、その結果、両方の資産の種類に関連する特定のリスクにさらされます。転換証券の市場価値は、金利の上昇に伴って下落する傾向にある一方で、金利の下落に伴って上昇する傾向にあります。しかし、転換証券の市場価値は、発行会社の普通株式の市場価格の影響を受ける傾向もあります。転換証券は、発行体が、財務状況または市況の変化を受けて、配当金または利息および元本を期日に支払う義務を履行できないリスクにもさらされます。強制転換証券については、転換が任意ではなく、かつ満期到来時の転換価格が原普通株式の市場価格のみを基準とし、額面または支払われた価格(額面を上回るか下回る)を大幅に下回る可能性があるため、転換証券の一部として区別されています。強制転換証券は、通常、その損失の可能性を、保有者の裁量によって転換できる証券と同程度に制限することはありません。

#### 優先株式のリスク

投資対象ファンドは、その資産の一部を優先株式または優先証券に投資することがあります。優先株式または優先証券は、会社の資本構成における債券およびその他の負債証券に劣後するため、それらの負債証券よりも大きな信用リスクを負います。また、優先証券は、議決権がないかまたは制限されている、特別償還請求権の対象となる、分配を保留または省略される、流動性が限定される、課税措置の変更および厳しく規制される産業に所属し得るなど、その他のリスクも負います。

#### バリューストックのリスク

価値のある株式の本質的な価値は、長期間にわたって、市場により十分に認識されない可能性があります。また、または割安と判断された株式が、実際には、低レベルで適切な価格を付けられる可能性があります。

#### 債券市場の流動性のリスク

金融仲介機関が債券の「値付けをする」能力を判定する指標となるディーラーの債券在庫は、市場規模との関連で史上最安値またはこれに近い値となりました。値付け能力の低下は、投資対象ファンドが投資する固定利付債券市場において、特に経済または市場の不況の間、流動性を低下させ、価格変動を増大させる可能性があります。かかる流動性の低下の結果、投資対象ファンドは、証券の低い売値を受け入れ、現金を得るために他の証券を売却し、または投資機会を諦めることを余儀なくされる可能性があります。これらはいずれも、パフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドにおいて、受益権者の償還請求に応えるまたは現金を得るために大量の債券を売却する必要が生じた場合、かかる売却は、債券の価格をさらに低下させる可能性があります。

#### コール・リスク

投資者が満期日前に投資対象ファンドにより保有される償還条項付き証券を発行体が償還またはコールした場合、投資対象ファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

### 信用リスク

信用リスクとは、債券の発行体が満期到来時に、利息および元本を支払うことができないまたは支払う意思がないリスクおよびこれに関連して、かかる支払いを行う発行体の能力または意思に関する懸念から債券の価値が下落するリスクをいいます。これは、証券の価格および投資対象ファンドのユニットを大きく変動させる可能性があります。また、債券の信用格付けの変更は、債券の流動性に影響を及ぼし、また投資対象ファンドによる債券の売却をより困難にさせる可能性があります。

### 所得リスク

所得リスクとは、投資対象ファンドの所得が金利の下落期間に下落するリスクをいいます。

### 金利リスク

金利リスクとは、投資対象ファンドのポートフォリオの価値が金利の上昇期間に下落するリスクをいいます。金利が変動すると、継続期間が長期の債券の価値は多くの場合、継続期間が短期の債券の価値に比べ大幅に変動します。投資対象ファンドは、史上最低に近い金利の環境(マイナスの金利を含みます。)ならびに政府の財政政策イニシアチブの可能性の影響およびかかるイニシアチブに対する市場の反応によって、過去に比べより大きな金利上昇のリスクを負う可能性があります。

### 格下げのリスク

投資対象ファンドが投資する固定利付証券の発行体は、投資対象ファンド投資運用会社および/または格付機関が発行体の事業の見通しまたは信用力が悪化したと確信した場合、その後格下げされる可能性があり、かかる格下げを受けて証券の市場価格にマイナスの影響が及んだ場合、投資対象ファンドに損失をもたらす可能性があります。

### インフレーション・リスク

インフレーション・リスクとは、インフレーションによって貨幣価値が減少することに伴い、投資対象から生じる資産または所得の価値が将来的に低下するリスクをいいます。インフレーションが上昇すると、投資対象ファンドの資産の価値は、投資対象ファンドの配当金の価値と同様に減少する可能性があります。

### ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン債の発行体またはソブリン債の返済を管理する政府機関が満期到来時に元本または利息を返済することができないまたは返済する意思がないリスクをいいます。その原因として、政治または社会的要因、特定の国の経済環境全体、対外債務水準または外国為替相場などが考えられます。発行体または管理する政府機関が満期到来時に元本または利息を返済することができないまたは返済する意思がない範囲において、投資対象ファンドは、不履行があった場合に支払いを強制する手段が限られる可能性があります。

### 相関性リスク

市場は多くの場合、ある国または地域に固有の経済その他の開発によって、異なる時期にまたは異なる金額で上昇・下落します。かかる現象は、米国および米国以外の投資対象を含むポートフォリオの価格変動全体を抑える傾向にあります。しかし、世界的な動向によって、米国および米国以外の市場が同じ方向に動き、リスク軽減という国際投資の利点を減じるまたはなくすこともあります。

### 集中/分散不能リスク

投資対象ファンドは、その資産の比較的高い割合を限られた数の発行体(すなわち、特定のマーケット・セクター、産業または商品にさらされる発行体および/または1つの国もしくは地域または限られた数の国もしくは地域に所在するまたはさらされる発行体)に投資することがあります。投資対象ファンドは、広範な地理的エクスポージャーを有するおよび/または多数のまたは多様化した発行体に投資するその他のファンドよりも分散の程度が低いことがあり、そのため、特定の政治、規制または経済関連の事由および投資先の個々の発行体、マーケット・セクターまたは国の財務状況の影響を受けやすくなります。これらのいずれも、投資対象ファンドのパフォーマンスおよび運用にマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

### 最近の市況

2008年に発生した世界金融危機以来、様々な資産にポジションを保有する銀行の能力を制限する国際規制の変更をその一因として、世界市場の一部では流動性が低下しました。かかる流動性の低下

は、継続するまたは一段と悪化する可能性があり、また投資対象ファンドの短期的なボラティリティのリスクを一層高める可能性があります。かかる状況下では、影響を受ける市場でポートフォリオ取引を実行することは極めて困難になる可能性もあります。また、世界経済と金融市場の結び付きは一段と強まり、このため特定の国または地域の状況が別の国または地域の発行体に影響、時には悪影響を及ぼす可能性が高くなります。世界金融危機を受けて、欧州連合、米国および様々な政府ならびに欧州中央銀行、米国連邦準備制度理事会およびその他の中央銀行は、金融市場を支援するための措置を講じました。かかる支援の打ち切りは、特定の証券の価値および流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる状況の深刻度または継続期間も、政府または準政府機関による政策変更の影響を受ける可能性があります。

#### 高利回り証券および非投資適格証券のリスク

投資対象ファンドは、高利回り証券を含む非投資適格証券に投資することがあります。非投資適格証券への投資は、利息の支払いおよび元本の返済に関して投資適格の証券に比べリスク・エクスポージャーが高くなるとみなされています。したがって、投資者はかかる投資対象ファンドへの投資に伴うリスクを評価すべきです。低格付債券は、一般的に、高格付債券よりも高い現行利回りを提供します。しかし、低格付債券は、高いリスクを伴い、また一般的な経済情勢および発行体が関与する産業の悪化ならびに発行体の財務状況の変化および金利変動の影響を受けやすいです。また、低格付債券の市場は、一般的に、高品質の証券よりも活動が鈍く、また経済または金融市場の変化に応じて持分を清算する投資対象ファンドの能力が、悪評および投資者の認識などの要因によりさらに制限される可能性があります。

#### 発行体のリスク

これは、発行体の収益見通しおよび財務状態全体が悪化し、これによって短期間または長期間にわたって発行体の金融商品の価値が下落するリスクです。市場の混乱期には、発行体の信用リスクの認識は一変することがあり、大手の十分に確立した発行体でさえも、ほとんどまたは全く何の前触れもなく急速に悪化する可能性があります。

#### 投資の格付けのリスク

各格付機関の格付けが本書の記載に基づき計算および公表され続けるまたは大幅に変更されないという保証はありません。格付機関の投資対象の格付けに関する過去のパフォーマンスは、必ずしも将来のパフォーマンスの指針とはなりません。

#### 頻繁な取引のリスク

ポートフォリオ証券の頻繁な取引は、投資対象ファンドが証券の売買にあたってブローカーディーラーに支払う手数料またはマークアップの金額を引き上げ、投資対象ファンドのパフォーマンスを損なう可能性があります。ポートフォリオ証券の頻繁な取引は、キャピタルゲインを生み、かかるキャピタルゲインが分配された場合は、税金が投資家に課せられる可能性があります。

#### 評価リスク

投資対象ファンドが投資する債券は通常、市場に基づく様々な情報および仮定(かかる商品の値付けを行うブローカーディーラーから入手した容易に利用できる市場相場、キャッシュフローおよび同等商品の取引を含む。)を用いる価格決定サービスにより評価されます。投資対象ファンドが価格決定サービスにより設定された価格でポートフォリオ証券を売却できるという保証はなく、これは投資対象ファンドに損失をもたらす可能性があります。価格決定サービスは通常、規格化された「取引単位」での秩序ある取引を前提に債券の価格を決定しますが、取引の中には、「単位未満」で、多くの場合、規格化された取引単位のものよりも低価格で生じ得るものもあります。

#### 不動産投資信託のリスク

エクイティREITは、自ら保有する財産の価値およびかかる財産から発生する収益の変化の影響を受ける一方で、モーゲージREITは、自ら保有するモーゲージローンの信用度の影響を受けます。REITは、専門的な運用能力に依存していることなど、他のリスクも負い、これは、運用目的のためにキャッシュフローを生み、株主または受益者のために分配を行う能力に影響を及ぼす可能性があります。REITは、分散が限定されることがあり、不動産のための融資を得ることに伴うリスクを負います。ファンドを通してREITに間接的に投資することにより、投資対象ファンドの持分の購入者は、投

投資対象ファンドの費用の持分割合を負担することに加え、投資対象ファンドが投資するREITの同様の費用も間接的に負担します。

### デリバティブ・リスク

投資対象ファンドは、効率的なポートフォリオ管理のために、デリバティブ商品を使用することがあります。かかる商品の使用は、特別なリスクを伴います。先渡契約などのデリバティブ契約は、先物契約とは異なり、取引所で取引されず、かつ標準化されていません。むしろ、銀行やディーラーが主体となって、かかる市場において取引毎の交渉を行います。かかる取引において、投資対象ファンドは、カウンターパーティーの信用およびかかる契約の条件を充足する能力にさらされます。投資対象ファンドがクレジット・デフォルト・スワップならびにその他のスワップ契約およびデリバティブ手法を締結する場合、投資対象ファンドは、特にカウンターパーティーの破産または支払不能が発生した場合に、カウンターパーティーが当該契約に基づき債務不履行となるリスクにさらされます。投資対象ファンドは、適用される法令に基づき、または特にカウンターパーティーまたはその親会社の信用格付けの引下げがあった場合に投資対象ファンド投資運用会社の裁量において、カウンターパーティーが適格なカウンターパーティーではなくなるリスクにもさらされます。カウンターパーティーが債務不履行となったまたは適格なカウンターパーティーではなくなった場合、投資対象ファンドは、後任の適格なカウンターパーティーの任命またはポジションの清算に手間取り、大きな損失を被る可能性があります。破産、後発的違法性または契約が発生した時点でかかる取引に関連のある税法または会計法の変更など、投資対象ファンドの支配の及ばない事由により、進行中のデリバティブ取引が突然終了する可能性もあります。かかる事由の結果、または投資対象ファンドが取引を行うカウンターパーティーまたはブローカーが特定の市場へのアクセスを妨げられた場合、投資対象ファンドは、特定の市場においてデリバティブ取引を実行できず、そのためかかる市場およびデリバティブ商品へのエクスポージャーが制限または排除される可能性があります。デリバティブ商品は特に、デリバティブの価値が派生または関連する商品、資産、レートまたは指標の市場価値の変化および実勢金利の変化の影響を受ける可能性があります。デリバティブ商品は、誤った値付けのリスクおよびデリバティブの価値変動が原商品、資産、レートまたは指標と完全に相関しないリスクも伴います。投資対象ファンドにより保有される通貨ポジションが、保有される証券ポジションと一致しないため、パフォーマンスが、外国為替相場の動きの影響を強く受ける可能性があります。デリバティブ・ポジションの不利な価格変動によって、投資対象ファンドは差額の現金払いを求められ、また、ポートフォリオにおいて利用可能な現金が不十分な場合には、不利な条件に基づく投資対象ファンドの投資対象の売却を求められる可能性があります。投資対象ファンドは、通貨、金利および財務指標に関してスワップ契約を締結することがあります。特定の時期に特定のスワップについて流通性が高い流通市場が存在するという保証はありません。投資対象ファンドは、為替相場、証券価格、市場動向の変化を防ぐための効率的なポートフォリオ管理のために、またはその投資全体の戦略の一環としてかかる手法を用いることがあります。

投資対象ファンドによる効率的なポートフォリオ管理のためのデリバティブ商品の使用の成功は、特定の種類の投資対象が他の投資対象よりも大きなリターンを生む可能性が高いかを正確に予測する投資対象ファンド投資運用会社の能力に依存しています。また、金融デリバティブ商品の使用には法的リスクが伴い、その結果、予期せぬ法令の適用によりまたは契約が適法に執行できないまたは正確に文書化されていないため損失が生じる可能性があります。特に、米国の最近の法律では、デリバティブ市場のための新たな規制枠組みの構築が義務付けられています。新たな規制の影響は依然不明ですが、デリバティブの使用に係る費用を増大させ、一部の形態のデリバティブの利用または投資対象ファンドがデリバティブを使用する能力を制限し、投資対象ファンドが使用する一部のデリバティブ商品のパフォーマンスおよび投資ファンドがかかる商品の使用を通してその投資目的を追求する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 市場のボラティリティ

市場は、時には変動しやすく、個々の証券およびその他の投資対象の価格は、発行体、政治、規制、市場、経済またはその他の動向の悪化で、市場価格およびこれらに関する公共認識の大きな変化をもたらす可能性のあるものならびに投資家心理の悪化に応じて、著しく低下する可能性があります。

す。投資対象ファンド投資運用会社が、投資対象ファンドのポートフォリオ・ポジションを市場の最高値に達する前に売却した場合、より好調なパフォーマンスの機会を逃す可能性があります。

#### 格付機関のリスク

格付けは、一般的なものであり、信用度の絶対的な基準ではありません。同じ満期、金利および格付けを有する証券が異なる市場価格を有することもあります。信用格付けは、元本および利息の支払いの安全性を評価することを試みるものであり、市場価格の変動リスクを評価していません。さらに、格付機関は、信用格付けを適時に変更することができない可能性があります。発行体の現在の財務状況は、格付けが示すよりも良い状況または悪い状況にある可能性があります。格付機関が発表する信用格付けが格付けされている証券の信用またはその他のリスクを正しくまたは適切に反映するという保証はありません。

#### 投資対象ファンド投資運用会社への依存

投資対象ファンド受託会社は投資対象ファンドの受託および管理事務につき最終的な権限および責任を有するものの、投資対象ファンドの資産の投資にかかる判断は全て投資対象ファンド投資運用会社(またはその代理人)に委任されており、投資対象ファンド投資運用会社(またはその代理人)によってなされるため、投資対象ファンドの資産にかかる総合的な取引権限は投資対象ファンド投資運用会社が有することになります。投資対象ファンドの成功は、適切な投資対象を特定し、また場合によって、かかる投資に利益を上乗せして処分する投資対象ファンド投資運用会社の能力に依存します。投資対象ファンド運用会社の戦略、投資選択または取引実行によっては、そのベンチマーク指標または同様の投資目的を有するその他の集団投資スキームに比べ、投資対象ファンドのパフォーマンスが低下する可能性があります。投資対象ファンドの資産の投資および再投資に関する専門的な知見は、投資対象ファンド投資運用会社との契約の継続ならびに投資対象ファンド投資運用会社の役員および従業員のサービスおよび技術に大きく依存します。投資対象ファンド投資運用会社の全ての職員が、その期間の長短にかかわらず、投資対象ファンド投資運用会社の関係者であり続けるという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社のサービス(またはその主要担当者のサービス)の喪失は、投資対象ファンド投資運用会社の開発した独自の投資手法を利用できなくなるにつなげる可能性があるため、資産価値に対し大きな悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、投資対象ファンドの運用に参加する権利または権限を一切有しません。

#### エクイティ証券

投資者は、エクイティ証券への投資について習熟しているべきです。投資者は、世界的な経済、金融および政治的発展が、特に、エクイティ証券の価値および/または投資対象ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えることがあるということを理解するべきです。

エクイティ証券の価格は激しく変動することがあります。証券の価格変動は予測が難しく、特に投機、需給関係の変化、政府間取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政策、国内外の政治および経済的出来事、気候、金利変動ならびに市場固有のボラティリティの影響を受けます。さらに、政府は直接的におよび規制を通じて、随時特定の市場に介入することがあります。当該介入は大抵、直接的に価格に影響を与えることを目的としており、これらの市場で急速な変動を引き起こすことがあります。投資対象ファンド投資運用会社が将来の価格レベルを正しく予測できるという保証はありません。

#### 現金および現金同等物に関するリスク

投資対象ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物(預金およびコマース・ペーパーを含みますがこれらに限定されません。)は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの—または複数が実現した場合、投資対象ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物の価値は悪影響を受ける可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社が、投資対象ファンドの勘定において、投資対象ファンドの勘定で保有される現金の引き出し、および/または投資対象ファンドの勘定で保有される現金同等物の現金化を行うことができない場合、これは投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/または投資対象ファンドに損失を生じさせる可能性があります。



## コールオプション戦略

コールオプションの売買にはリスクが伴います。コールオプションの売り手(ライター)は、コールオプションの買い手がプレミアムを支払うのと交換に、原資産の市場価格がコールオプションの行使価格を超えて上昇するリスクを負います。コールオプションの売り手が原資産のロングポジションを有するか、または原資産に対する類似のエクスポージャーを有する場合、その戦略は「カバード」と記載され、コールオプションにおいて被る損失は、長期投資益によりほぼ相殺されることが見込まれます。カバード・コールオプションは、カバードではない(または完全なカバードではない)投資対象ファンドの勘定で売却される場合があり、その結果、投資対象ファンドは潜在的な損失にさらされる可能性があります。

## 先渡取引

先渡契約およびそのオプションは、先物契約と異なり、取引所で取引されず、標準化されていません。むしろ、銀行およびディーラーがこれらの市場の当事者として行為し、各取引について個別に交渉を行います。先渡および現金取引は、実質的な規制を受けていません。日々の価格変動について制限はなく、投機的ポジションの制限は適用されません。先渡市場で取引を行う当事者は取引を行う通貨のマーケット・メイクを継続させることは要求されておらず、これらの市場は非流動化の期間を経験することがあり、時には相当な期間に及ぶことがあります。市場の非流動化または混乱によって、投資対象ファンドに多額の損失が生じる可能性があります。

## 先物契約の流動性リスク

先物ポジションは、一定の取引所が「日々の価格変動制限」または「日々の制限」という規制によって一定の先物契約について一日の価格変動を制限していることから、非流動的であることがあります。当該日々の制限に基づき、一取引日に、日々の制限を超えた価格での取引を行うことはできません。特定の先物契約の価格が日々の制限相当額分増減した場合、トレーダーが制限以内で取引を行うことを望まない限り、その先物についてはポジションをとることも解消することもできません。これにより、投資対象ファンド投資運用会社が不利なポジションを解消できない可能性があります。

## 店頭取引における規制上のリスクおよびカウンターパーティー・リスク

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で店頭通貨ヘッジ取引を締結することがあります。店頭市場に対する政府の規制および監督は一般に強化されているものの、多くの組織化された取引所と比べると、店頭市場の規制は依然として緩やかです。また、一部の組織化された取引所では、店頭市場では利用できない保護を参加者に提供しています。例えば、取引所清算機関による決済履行の保証は店頭取引に関しては利用することができません。したがって、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの取引を規制取引所に限定した場合と比べ、投資対象ファンドが、債務不履行によって損失を被るリスクは大きくなります。また、米国その他の規制当局は、外国為替取引を含め、店頭市場の監視を強化しています。新たな規制が課されることで、記録保持および報告要件、最低文書化基準ならびに証拠金要件の導入によって見込まれるものを含め、投資対象ファンドにおける当該取引の費用が増加する可能性があります。

上場商品に伴うリスクと比べ、商品のカウンターパーティーによる不履行のリスクは一般に大きく、投資対象ファンド投資運用会社が商品を処分または商品について反対売買を行うことは難しいことが一般的です。投資対象ファンドは、取引について、支払不能、倒産、政府による禁止その他の事由のいずれによるかを問わず、カウンターパーティーによる不履行のリスクにさらされ、これにより投資対象ファンドに大きな損失が生じる可能性があります。当該リスクを軽減するために、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの取引を管理会社が信用力があると考えられるカウンターパーティーに限定しようとします。取引のカウンターパーティーは、適宜、特定の契約または商品においてマーケット・メイクを行わないことがあり、その結果、すでに当該契約または商品を保有している者はそのエクスポージャーを清算できなくなります。このような特性から、当該商品を保有する者が相当な損失を被ることになる可能性があります。また、取引所で取引されないデリバティブ商品については、「買呼値」と「売呼値」との差が大きくなる可能性があります。

## ブローカーその他の取決め



ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーの選定にあたり、投資対象ファンド投資運用会社は、競争入札を募る必要はなく、利用可能な最低手数料を求める義務も負いません。投資対象ファンド投資運用会社は、同一の取引を実行する別のブローカーもしくはディーラーの請求価格よりも高い価格で調査もしくはサービスを提供しもしくはその代金を支払うブローカーまたはディーラーに対して、または、投資対象ファンド投資運用会社の関連会社であるブローカーもしくはディーラーに対して手数料を支払うことがあります。

#### 清算ブローカーの倒産リスク

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドについて、証券の取引を清算および決済するために複数のブローカーのサービスを利用することがあります。適用法令によって顧客の資産に一定の保護は与えられているものの、投資対象ファンドのブローカーの一社が支払不能に陥った場合、当該ブローカーのもとで保有されている投資対象ファンドの資産が危険にさらされる可能性があります。

#### カウンターパーティー・リスク

投資対象ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず) 契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない、もしくは他の債務を履行しないカウンターパーティーにさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する事由がある場合、または取引が単一もしくは小集団のカウンターパーティーとの間で締結される場合、満期がより長い契約について増加します。

投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンド投資運用会社は、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を単一のカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンド投資運用会社が何名のカウンターパーティーとでも取引できる能力および当該カウンターパーティーの財務能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、投資対象ファンドの損失の可能性を高めることがあります。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンドのFX運用会社が投資対象ファンドについて非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド投資運用会社または投資対象ファンドのFX運用会社が投資対象ファンドについて当該商品を取引するカウンターパーティーに支払不能、倒産または不履行があった場合、投資対象ファンドに大きな損失が生じる可能性があります。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンド投資運用会社または投資対象のFX運用会社は、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い不履行があった場合、契約上の救済方法を受けることができます。ただし、かかる救済方法は、実行可能な担保その他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

投資対象ファンドは、キャッシュスイープ・プログラムに関連して、キャッシュスイープ・プロバイダーからのカウンターパーティー・リスクにさらされることがあります。

この十年、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限到来時に契約上の義務を履行できず、またはあやうく不履行となる事例がありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンドについてのその代表者、および投資対象ファンドについての投資対象ファンド投資運用会社が取引を行うカウンターパーティーにおいて不履行が生じないという保証および投資対象ファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

#### 担保の取決め

投資対象ファンドは、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドが取引を行うカウンターパーティーのいずれかに適用される適用法令に従ったものを含め、一定の担保の取決めの実施を要求されることがあります。

カウンターパーティーが投資対象ファンドの勘定に現金担保を差し入れる場合、現金担保は、保管会社の分離担保勘定またはその他担保取決めの当事者間で合意した銀行口座(以下「担保口座」といいます。)に入れるものとし、再投資目的に使用されないものとします。担保口座の利息(もしあれば)は、クレジット・サポート・アネックスに従ってカウンターパーティーから要求される利息の充実に十分ではないことがあります。利息の差異は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼします。受領した現金以外の担保については、売却、再投資または質権設定を行いません。

投資対象ファンドは、カウンターパーティーの利益のために担保の差し入れを要求されることもあります。その場合、そのような要求がなかった場合と比べ、投資対象ファンドの投資目的に利用可能な投資対象ファンドのポートフォリオは減少することになります。そのため、担保の取決めにより、投資対象ファンドに対するリターン全体が減少することがあります。

担保の管理を支援するために、担保管理代行者が任命されることがあります。その場合、当該代行者の報酬は投資対象ファンドの資産からまたは別段の合意により支払われます。

#### 担保リスク

カウンターパーティーから担保を取得しており、また、実施されている担保管理システムがカウンターパーティーの債務不履行または支払不能に対する投資対象ファンドの潜在的なエクスポージャーの低減を助けることを目的としている場合でも、当該リスクを完全に排除することはできません。提供された担保は、様々な理由からカウンターパーティーの債務の充実に十分ではないことがあります。また、カウンターパーティーから提供された担保が日次ベースで独立して評価される場合でも、担保として提供された一定の債券および/またはエクイティ証券の価値が必ずしも実際の相場価格を有するとは限りません。

担保が正しくかつ正確に評価されるという保証はありません。担保が正しく評価されない場合、投資対象ファンドは損失を被ることがあります。担保が正しく評価されている場合でも、カウンターパーティーの債務不履行または支払不能時から担保実行時までの間にその価値が減少することがあります。非流動性資産は現金化するのに時間がかかることから、担保の価値が減少するリスクは非流動性資産の方が大きくなり、また、提供される担保の全部または重要な一部が、当該資産で構成されることがあります。

#### 担保に関するオペレーショナル・リスク

カウンターパーティーの支払債務およびカウンターパーティーによって差し入れられる担保は、各営業日において個別に評価され、担保の金額および構成は、担保要件に従って調整されます。担保に関する方針は投資対象ファンド投資運用会社によって監視されますが、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能となった場合、当該方針が正しく遵守および実施されていない範囲において投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。

#### バリュエーション・リスク

投資対象ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンド投資運用会社によって随時承認される評価方針および手続に従って評価が実施されます。評価方針に基づき、投資対象ファンドの受託会社および/または投資対象ファンド投資運用会社は、その裁量を行使し、意思決定を行うことができます。投資対象ファンドの受託会社および/または投資対象ファンド投資運用会社は、資産および負債に与えられる価値を決定するにあたりその合理的な判断を下す権利を有しており、投資対象ファンドの受託会社および/または投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンド全体のために善意で行為する場合に限り、当該評価は、現在または過去における投資者の異議の対象とはなりません。

さらに、投資対象ファンドに係る取引が、通常、その1評価日後に管理事務代行会社が行う投資対象ファンドの純資産価額の計算に含まれることから、特定の取引日においてユニットに申し込む投資者が、そのユニットについて、投資対象ファンドの当該取引日における取引が当該取引日の投資対象ファンドの純資産価額(および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格)の計算に含まれていた場合に支払っていたであろう金額よりも高額または低額のユニット1口当たり購入価額を支払こととなる可能性があります。同様に、特定の買戻日においてユニットの買戻しを請求する受益者が、当該買戻日における該当する取引が当該買戻日の投資対象ファンドの純資産価額(および投資対象ファンドのユ

ニット1口当たり純資産価格)の計算に含まれていた場合に受領していたであろう金額よりも高額または低額のユニット1口当たりの買戻価額を受領する可能性もあります。

ある受益者が、該当する評価日における該当する取引が当該評価日の投資対象ファンドの純資産価額(および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格)の計算に含まれていた場合よりも低額のユニット1口当たり購入価額の支払いまたはかかる場合よりも高額なユニット1口当たりの買戻代金を受領したことによる恩恵を受けた場合、該当するクラスのユニットの他の受益者は、当該ユニットの価値について希薄化を経験することがあります。かかる状況において発行もしくは買い戻されるユニットの数、または受益者によって支払われるユニット1口当たり購入価額もしくは受益者が受領するユニット1口当たりの買戻価額が調整されることはなく、投資対象ファンドの評価方針の運用の結果として、受益者が悪影響を被る可能性があります。

#### 投資資産の評価

投資対象ファンドの管理事務代行会社が、実行された取引と投資対象ファンドの勘定において保有される現金または証券を照合する目的において、投資対象ファンドが取引を行うまたは共同で現金を保有するカウンターパーティーから取引明細書またはその他必要な情報を時間的な余裕をもって受領することができない場合があります。すなわち、投資対象ファンドの純資産価額の計算が、不完全なまたは計算時において検証不可能であり、投資対象ファンドの純資産価額の計算を不正確なものとするおそれのある情報に基づいて行われる可能性があります。投資対象ファンドの受託会社、投資対象ファンドの管理事務代行会社または投資対象ファンド投資運用会社のいずれも、その結果として生じる損失について責任を負いません。

#### キャッシュスイープ

投資対象ファンドの保管会社が保有するオーバーナイトの現金残高は、キャッシュスイープ・プログラム(以下「キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)の対象とすることができます。キャッシュスイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下「キャッシュスイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資者は、キャッシュスイープ・プログラムの結果として、投資対象ファンドが、キャッシュスイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、上記リスク要因項目「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

#### 為替リスク

投資対象ファンドの米ドル・配当クラス受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨又は通貨ユニット(日本円を含み、以下「投資者の通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して特定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドル安または投資者の通貨の高騰に伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルに対する投資者の通貨の高騰により、(a)投資対象ファンドの純資産価額および投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格の投資者の通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨の相当額が減少する可能性があります。

#### 流通市場の不存在

ユニットについて、流通市場は想定されていません。そのため、受益者は、英文目論見書補遺に定める買戻方法によってのみ、ユニットを処分することができます。買戻請求日から買戻日までの期間において、自己のユニットの買戻しを請求する受益者が保有するユニットに係る投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格の下落リスクについては、買戻しを請求する受益者がこれを負担します。

#### スタートアップ期間

投資対象ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、投資対象ファンドのポートフォリオの分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。投資対象ファンド投資運用会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するため

に様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

### 事前投資

受益者は、購入受理の通知後、購入代金が受領される前に、投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの勘定でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性のあることに留意すべきです。かかる事前投資は、投資対象ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、投資対象ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得た投資対象ファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限られません。結果として、事前投資に起因する投資対象ファンドへの損失は、投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドの受託会社と投資対象ファンド投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

### 決済不履行

ユニットは取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、当該ユニットの申込者は、関連する取引日から3営業日目に購入代金を決済することが求められるだけです。万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、投資対象ファンドの受託会社は、決済不履行の対象であるユニットを消却することができます。不履行投資者がユニットを購入した取引日からかかる不履行投資者のユニットが消却された日までの期間に、ユニットを購入する投資者および既存の受益者は、そのユニットについて不履行投資者のユニットの購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、そのユニットについてより低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同一クラスのユニットを保有する既存の保有者は、ユニットの価値に関して、希薄化を経験します。)可能性があります。同様に、かかる期間中に同一クラスのユニットの買戻しを請求した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より低額の1口当たりの買戻価額を受領する、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受領する(その場合、同一クラスのユニットの残りの全受益者は、ユニットの価値に関して、希薄化を経験します。)可能性があります。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻されるユニットの数または受益者が支払ったもしくは受領した1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は当該クラスの受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 源泉徴収リスク

投資者は、一部の市場において、投資対象ファンドの投資を売却した場合の利益または当該投資にかかる配当金、分配もしくはその他の支払いの受領金は、当該市場の監督当局による課税、課徴金、公租公課その他の手数料または課金(源泉徴収を含む。)の対象となるまたはなり得ることに留意しなければなりません。

米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)により、米国由来のまたはその他の特定の支払いに対して、通常、30%の源泉徴収税が課されます。投資対象ファンドがFATCAに関連する要件または義務を履行しなかった場合、投資対象ファンドが、自己が受領する支払額につき源泉徴収税を課され、投資対象ファンドの純資産価額が減少し、受益証券の価値に悪影響が及ぶ可能性があります。投資対象ファンドは、自己に対して課された義務を履行し、FATCAの源泉徴収税の賦課の回避に努めますが、投資対象ファンドが当該義務を履行できるという保証はありません。投資対象ファンドは、該当する源泉徴収税を当該源泉徴収税の賦課の原因となったまたはこれに寄与した投資者に割り当てることができないことがあります。FATCAの遵守に由来する管理費用も、投資対象ファンドの運営費用の増加につながる可能性があります。

投資対象ファンド投資運用会社が取得時点で源泉徴収税の対象となっていない証券に投資する場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制の改正またはそれらの解釈の変更により、当該証券が将来においても源泉徴収の対象とならないという保証はありません。投資対象ファンド投資運用会社が、当該源泉徴収税を回収することができず、上記の変更が投資対象ファンドが投資する投資証券に係る投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を与える可能性があります。投資対象ファンド投資運用会社が売却時点

で源泉徴収税の対象となる証券を短期間で売却する場合、売却額が買主の源泉徴収税負債を反映したものである可能性があります。将来において当該証券につき源泉徴収税が賦課されなくなった場合、投資対象ファンド投資運用会社ではなくその購入者がかかる恩恵を受けます。

#### サイバー犯罪およびセキュリティ侵害

投資対象ファンドの運営に関連するインターネットおよびテクノロジーの利用の増加に伴い、投資対象ファンドは、サイバー・セキュリティの侵害を通じた運用および情報セキュリティ・リスクの影響を受けやすくなります。サイバー・セキュリティの侵害には、投資対象ファンドの資産または機密情報の不正取得を目的としたハッキングまたはその他の方法を通じたコンピュータ・ウイルスへの感染および投資対象ファンドのシステムへの不正アクセスの取得、データの破壊または事業の妨害が含まれますが、これらに限られません。サイバー・セキュリティの侵害は、不正アクセスの取得によらないもの(サービス妨害攻撃、または認証された個人による故意または意図的ではない投資対象ファンドのシステム上に保存されている機密情報の開示)により発生することもあります。サイバー・セキュリティの侵害は、投資対象ファンドの事業運営に、財務的損失をもたらし、投資対象ファンドの純資産価額の決定を不可能とし、適用法の違反、規制上の刑罰および/または罰金、コンプライアンスおよびその他費用につながる可能性のある混乱および影響を発生させる可能性があります。さらに、投資対象ファンドは第三者のサービス・プロバイダーと緊密に提携しているため、当該第三者のサービス・プロバイダーにおける間接的なサイバー・セキュリティの侵害により、投資対象ファンドおよびその投資者が、直接的なサイバー・セキュリティ侵害に関連した同一のリスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンドは、サイバー・セキュリティ侵害に関するリスクを緩和するためのリスク管理システムを確立していますが、当該手段が成功を収める保証はありません。

#### OECDによる共通報告基準

OECDは、FATCAの実施に向けて政府間アプローチを幅広く活用する一方、オフショアで行われる租税回避の問題に世界的な規模で対応するため、共通報告基準(以下「CRS」といいます。)を策定しました。CRSは、金融機関の効率最大化および費用削減を目的として、財務会計情報に係るデューデリジェンス、報告および交換について共通の基準を定めています。CRSの参加表明国は、CRSに従い、金融機関が共通のデューデリジェンスおよび報告手続に基づいて特定した、報告対象となる全口座に係る財務情報を、年に一度報告義務を有する金融機関から入手し、自動的に情報交換先と交換こととなります。ケイマン諸島は、CRSの実施に取り組んできました。この結果、投資対象ファンドは、ケイマン諸島が採択した内容に従い、CRSによるデューデリジェンスおよび報告要件を遵守するよう求められます。投資者は、投資対象ファンドがCRSに基づく義務を満たすことができるよう、管理事務代行会社に対して追加の情報提供を求められる場合があります。要求された情報を提供できなかった場合、投資者は、その結果発生した罰金もしくはその他の科料の負担、および/または投資対象ファンドにおける自らのユニットの強制償還を課せられ、かつ/または投資者がFATCAについて要求された情報を提供できなかった場合と同様の態様による不利益な結果を蒙る場合があります。

#### 予測不能な将来における規制の変更

証券市場は、包括的な法令、規制および取引証拠金に係る要件に服しています。また、証券取引所は、例えば投機的な持高の制限または証拠金要件引上げの遡及的な実施、値幅制限の設定および取引の停止などを含め、市場に緊急事態が発生した場合には特別措置を講じる権限を付与されています。証券に関する規制事項は、法律の中でも急速に変化している分野であり、政府による修正および訴訟の対象となることがあります。投資対象ファンドに影響を及ぼす将来の規制事項の変更の結果は予測不能ですが、重大かつ不利益な結果となる可能性があります。

#### 訴訟および規制措置

投資対象ファンドは、自らのおよび投資対象ファンド投資運用会社の活動に起因して訴訟または規制措置の対象となる場合があります。また防御費用を負担しかつ不成功な結果を被るリスクを負う場合があります。

#### 利益相反

利益の相反が発生する場合があります。紛争が公正に解決されるよう意図している場合であっても、これが随時可能であるとは限りません。

## 早期終了リスク

投資対象ファンドは、状況に応じて、計画していた終了日以前に終了する場合があります。

## 保証の不存在

投資対象ファンドへの投資は、政府、政府機関もしくは政府組織、または銀行の補償基金による保険も保証も受けていません。投資対象ファンドのユニットは、銀行への預託金でも債務でもなく、また銀行による保証も裏付けもなされておらず、ユニットへ投資された金額は、上方および/または下方に変動する場合があります。元本の維持は保証されていません。投資対象ファンドへの投資は、元本の損失可能性を含め、一定の投資リスクを伴います。

## 限定された価格情報源

投資対象ファンドの受託会社、およびその代理人としての投資対象ファンドの管理事務代行会社、ならびに/または投資対象ファンド投資運用会社は、当該投資対象ファンドの純資産総額の計算に関するものも含め、投資対象を値付けするための情報について限られた数の情報源、またはときには単一の情報源に依拠する場合があります。

## 営業日

営業日の定義付けに当たっては、ケイマン諸島が公休日の結果またはその他の理由により休営する日を考慮に入れていません。したがって、投資対象ファンドの受託会社は、全ての営業日に裁量権を行使することができるとは限りません。

## 分配

投資対象ファンドの分配方針は、分配額の宣言はするものの、かかる分配を受益者に対して現実的に支払うことはしない、というものです。その代わりに、分配額は、ユニットの同一クラスのユニットにさらに再投資されます。このため、当該投資対象ファンドへの投資は、即時のリターンを求める投資者には適していない場合があります。

## 停止リスク

投資対象ファンド投資運用会社は、状況に応じて、投資対象ファンドの信託証書による条件に従い、投資対象ファンドの純資産総額の計算を停止し、ならびに/またはユニットの購入および買戻しを停止する場合があります。かかる停止が実行された場合、投資者はユニットを購入または買戻すことができなくなります。また、投資対象ファンドの純資産総額の決定が停止された場合、投資者は自らの投資に関する市場価値を入手することができない場合もあります。

## 償還および購入の影響

投資対象ファンド投資運用会社が、取引日において購入申込書の通知を受領し、かつ当該取引日付けでユニットを発行するに先立ち、投資対象ファンドの勘定のために投資を行った場合、かかる投資による利益(または損失)は、既存の受益者が保有するユニットに配分され、かかる配分により、当該取引日における投資対象ファンドのユニット1口当たり純資産価格は上昇または下落する可能性があります。

同様に、投資対象ファンド投資運用会社が、償還日に、かかる償還日後の決算のために実施した償還において投資対象を清算した場合、かかる清算による利益(または損失)は、残された受益者により保有されるユニットに配分されます。

加えて、受益者の請求により多額の償還が行われる場合、投資対象ファンド投資運用会社は、望ましいとされたとあろう期間よりも早期に、かつ達成可能であったと思われる価格条件を下回る価格において、償還への資金充当に必要な現金を調達するために、投資対象ファンドの投資資産を清算しなければならない可能性があります。

例えば極めて多数の投資者が単一の日に償還を請求するなど例外的な場合には、全ての受益者に対して、償還のために想定されたタイムテーブルから遅れて支払いがなされる可能性があります。

## クラス間の負債

投資対象ファンドのユニットは、異なるクラスで発行されます。投資対象ファンドの信託証書は、投資対象ファンドの負債が、いかなる態様でユニットの様々なクラス間に帰属するかを定めています(負債は、ユニットのうち、かかる負債が発生した特定のクラスに帰属します。)。ただし、投資対象ファンドは単一のトラストとして構成されているため、負債が発生したクラスに帰属する資産が当該負債の

返済に不十分である場合、ユニットのいずれのクラスの所有者も、当該所有者の保有するユニットのクラスには対応しないその他のクラスのユニットに発生した負債に対して負担を強いられる場合があります。したがって、ユニットのいずれかのクラスに帰属する負債がユニットの特定のクラスに限定されることなく、ユニットの1つ以上のその他のクラスに帰属する資産から支払われるよう求められるリスクが存在します。

#### 郵便物の取扱い

投資対象ファンドの受託者および/または投資対象ファンドに宛てており、かつその登記上の事務所にて受領された郵便物は、投資対象ファンドの受託会社により提供された転送先の住所に未開封のまま転送され、対処されます。投資対象ファンドの受託会社、その取締役、役員、アドバイザーまたはサービス提供者はいずれも(ケイマン諸島で登記事務所のサービスを提供している組織も含まれます。)転送先の住所への郵便物到着に起因して発生した遅延について、その程度を問わず責任を負いません。投資対象ファンドの受託者の取締役は、(投資対象ファンドの受託者または投資対象ファンドにのみ宛てられた郵便物とは対照的に)自らに対して私的に宛てられた郵便物のみを受領し、開封しまたはこれに直接対処します。

#### 制裁

投資対象ファンドの受託者および投資対象ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、投資対象ファンドの受託者は投資者に対して、投資者自らが、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、(i)米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、(ii)国際連合、OFAC、EUおよび/もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に営業上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また(iii)その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の対象となっていないこと(以下あわせて「制裁対象」といいます。)を継続的に表明および保証することが求められることができます。

投資者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、投資対象ファンドの受託者は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の投資対象ファンドの持分を対象とするその後の取引を、当該申込者が制裁対象に該当しなくなるまで停止する場合、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するためのライセンスを取得するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。投資対象ファンドの受託者および投資対象ファンドは、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的であるかを問わず、損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

また、投資対象ファンドを代理して実施したいずれかの投資が、後発的に適用ある制裁措置の対象となった場合、投資対象ファンドの受託者は直ちにかつ申込者への通知をすることなく、当該適用ある制裁措置が解除されるまでの間かかる投資対象とのその後の取引を停止する場合、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得する場合があります。

#### 情報の請求

投資対象ファンドの受託会社もしくはその取締役、またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に従い規制当局または政府当局もしくは政府機関による情報請求に従い、情報の提供をせざるを得なくなる場合があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づきケイマン金融庁が自らもしくは認知された海外の規制当局のため行うもの、または税務情報庁法(その後の改正を含みます。)に基づき税務情報庁が行うものおよび関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものがこれに該当します。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされず、状況に応



じて投資対象ファンドの受託者およびその取締役または代理人は、当該請求がなされたことを公表することを禁じられる場合があります。

## 利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社、保管会社その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、インベストメント・マネジャー、投資顧問会社または販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。例えば、投資対象ファンドの管理事務代行会社および保管会社は、ファンドに関して、各自、同様の役割を果たします。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

(a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。

(b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとします。

(c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。

(d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならび

にファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および販売会社ならびに各関連会社は、サブアドバイズド・ポートフォリオに含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

[次へ](#)

### リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社は、管理部門(リスク管理部および法務コンプライアンス部を含みます。)から独立した、ファンドの投資リスクおよび法規制のコンプライアンス状況について検査を行う独立組織を設立しました。この組織は、リスク管理の効率性を高め、コミットメントの適切な順守を確保することを目的としています。リスク管理部は、英文目論見書補遺およびその他の契約に定めるファンドの投資目的の監視を行います。法務コンプライアンス部は、投資運用会社およびファンドの法規制のコンプライアンス状況を検査します。

## 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

### 資産成長型

ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※資産成長型は、分配を行う予定がなく、分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### <各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。



## 毎月分配型

ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## &lt;各資産クラスの指数について&gt;

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

購入価額に対して1.10%(税抜1.00%)の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。

### (2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

### (3)【管理報酬等】

投資対象とする投資信託証券で発生する費用を含めた、ファンドの資産から支払われる実質的な費用は最大年率1.675%程度となります。

(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

#### ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、純資産総額の最大年率1.125%程度となります。

(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

#### 管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

#### 受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

#### 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。すなわち、まず、ファンドの純資産総額の5億米ドル以下に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の残りに対して年率0.05%となります。これらは、各評価日時点で発生および計算されますが、最低月額報酬は、3,750米ドルです。管理事務代行会社は、受託会社によりファンドの資産から毎月後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社によりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

#### 保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対して、ファンドの資産から毎月後払いで、各評価日時点で発生および計算される、純資産総額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を有します。保管会社はまた、関係当事者と合意した他の報酬を受け取る権利および業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

#### 販売報酬

販売会社は、各評価日時点で発生および計算される、受益証券の各クラスの純資産総額の年率0.70%に、販売会社が受益者である受益証券の当該クラスの受益証券の数を発行されている当該クラスの受益証券の総数で割った商を乗じて計算される報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、受益証券の該当するクラスに帰属する資産から毎月後払いされます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理業務の対価として販売会社に支払われます。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

#### 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.12%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネーロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負いません。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、1年を365日とした日割計算により計算され、当初の期間のみについては2018年9月29日(以下「当初クロージング日」といいます。)、その他の期間については毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)から(同日を除きます。)、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)まで(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、各報酬計算日および最終評価日から10国内営業日後以降に支払われます。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

#### 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎四半期に後払いされる、純資産総額の年率の0.20%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。



投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として投資運用会社に支払われます。

2020年10月31日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下のとおりです。

管理事務代行報酬	243,864米ドル
保管会社報酬	27,733米ドル
販売報酬	2,438,673米ドル
報酬代行会社報酬	418,063米ドル(注)
投資運用会社報酬	696,772米ドル

(注) 受託会社報酬および管理会社報酬を含みます。

#### 投資対象ファンド報酬

ファンドは、おおむねその資産の全てを投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドに適用される以下の費用および報酬を間接的に負担します。

投資対象ファンドの報酬の年間総額は、投資対象ファンドの管理の下にある資産の年率約0.55%程度です(下記記載の特定の固定報酬の変更の影響を受けます。 )。

投資対象ファンドの以下のサービス提供会社各自が、前月における投資対象ファンドの平均の日次純資産総額に基づき、毎月後払いで支払われる下記の料率にて、年間報酬を受領します。これらの報酬は、各サービス提供会社に支払われる自己負担費用を除きます。

#### 投資対象ファンドの受託会社報酬

投資対象ファンドの受託会社は、投資対象ファンドの各評価日時点で発生および計算される、毎月後払いで支払われる投資対象ファンドの純資産総額の年率0.01%の報酬を、投資対象ファンドの資産から受け取る資格を有します。

さらに、すべての合理的な立替費用(銀行口座維持費用および銀行間振替費用、副保管会社報酬、ならびに電話、書簡、宅配便、ファクシミリおよび印刷に要する経費および費用を含みますが、これらに限りません。)は、投資対象ファンドの資産から支払われます。

#### 投資対象ファンドの投資運用会社報酬

投資対象ファンドの投資運用会社は、投資対象ファンドの各評価日時点で発生および計算される、毎月後払いで支払われる年率0.50%の投資運用会社報酬を、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

#### 投資対象ファンドの管理事務代行報酬

投資対象ファンドの管理事務代行会社は、各評価日時点で比例配分で毎月後払いされる、投資対象ファンドの純資産総額の年率0.04%の管理事務代行報酬を、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

投資対象ファンドの管理事務代行会社は、5,000米ドルの設立費用、投資対象ファンドの財務書類の作成に対する5,000米ドルの年間報酬、ならびに該当する場合はケイマン諸島の金融庁に対して行う届出に対する1,000米ドルの年間報酬を、投資対象ファンドの資産から支払われる権利を有します。

投資対象ファンドの管理事務代行報酬はすべて、付加価値税(もしあれば)に応じて加算されま

す。さらに、投資対象ファンドの管理事務代行会社は、写真複写、ファクシミリ、電話、印刷、宅配便、郵便料およびその他の通信料について、ならびに銀行費用および政府または当局機関、団体または組織の報酬または手数料、ならびに投資対象ファンドのサービスの遂行について投資対象ファンドの代理でその管理事務代行会社が支払うその他一切の類似の運営経費、報酬または手数料のその合理的な立替費用を、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

投資対象ファンドの管理事務代行報酬は、毎年見直しが行われます。

#### 投資対象ファンドの保管会社報酬

投資対象ファンドの保管会社は、投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンドの保管会社との間で合意された、慣習上の利率での保管および取引手数料を、毎月、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

さらに、投資対象ファンドの保管会社は、銀行口座維持費用、銀行手数料、慣習上の代理店手数料および保険料(ある場合)、副保管会社手数料(通常の商業的なレートでかつ取引費用を含みます。)、ならびに投資対象ファンドの保管会社のすべての弁護士報酬(これらに限りません。)を含みますが、これらに限らない一切の立替費用または臨時費について、投資対象ファンドの資産から払い戻しを受ける権利を有します。

現地の保管会社または代理店に支払う報酬ならびに関連する費用は、投資対象ファンドの資産から支払われます。

#### 投資対象ファンドの外国為替投資運用会社報酬

投資対象ファンドの外国為替投資運用会社は、投資対象ファンドの受託会社および外国為替投資運用会社の間で合意された報酬を、毎月、投資対象ファンドの資産から受け取る権利を有します。

#### (4) 【その他の手数料等】

投資対象ファンドの受託会社および投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドが投資を行う資産の信用格付に関わるデータの入手、投資対象ファンドのベンチマークを使用するのに要する運営経費(ベンチマークの指標データを入手するための、指標提供者および/またはその他の関連するプラットフォームに支払うサービス料を含みますが、これらに限りません。)、投資対象ファンドの売出し書類または信託証書の修正、投資対象ファンドに関わるサービス提供会社の変更、投資対象ファンドの受託会社または投資対象ファンドの管理事務代行会社のインフラストラクチャーの変更を伴う投資対象ファンドに関わるサービス提供会社の構造の変更、投資対象ファンドの受託会社または投資対象ファンドの管理事務代行会社の文書または事業運営の変更を伴う投資対象ファンドおよび/またはアンブレラ・ファンドの構造の変更、ならびに投資対象ファンドおよび/またはアンブレラ・ファンドの終了を含みますが、これらに限らない状況において遂行する追加作業について、追加報酬の支払いを受ける権利を有します。

投資対象ファンドの設定および受益証券の募集に関わる運営経費は、投資対象ファンドの当初クローリング日から開始する3年間にわたり償却され、投資対象ファンドがこれを負担します。

#### 設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドおよび受益証券の各クラスの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- (ii) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、3会計年度年ごにわたり分割して支払われます。

#### 監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

2020年10月31日に終了した会計年度中の監査報酬は25,159米ドル、その他の報酬および経費(注)は173,019米ドルです。

(注) 代行協会員報酬を含みます。

## (5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2021年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

<少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」を利用する場合>

満20歳以上の方を対象とした少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」を利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。また、20歳未満の者を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」を利用する場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。

利用できるのは、日本における販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する者となります。詳しくは、日本における販売会社にお問合わせ下さい。

#### ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法(その後の改正を含みます。)第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

## 5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

## 資産成長型

(2021年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	385,852,563	96.8
現預金・その他の資産(負債控除後)		12,820,374	3.2
合計 (純資産総額)		398,672,937 (約42,359百万円)	100.0

## 毎月分配型

(2021年2月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	233,576,006	96.8
現預金・その他の資産(負債控除後)		7,760,767	3.2
合計 (純資産総額)		241,336,773 (約25,642百万円)	100.0

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

## （２）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

（2021年2月末日現在）

	銘柄	発行場所	種類	保有数	額面価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド（米ドル・配当クラス）	ケイマン諸島	投資信託受益証券	5,779,491.6	103.89	600,445,001.3	107.18	619,428,569.1	96.8

## &lt;参考情報&gt;

ファンドの投資対象であるグローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド（米ドル・配当クラス）（以下「投資対象ファンド」といいます。）が投資している投資有価証券について、2021年2月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄 (全185銘柄中、上位10銘柄)	国・地域	資産区分	業種	償還期限	比率 (%)
1	HP ENTERPRISE HPE 6.35% 10/15/2045	米国	投資適格社債	テクノロジー/ エレクトロニクス	2045年 10月15日	2.6
2	VIACOM INC VIAC 6.875% 04/30/2036	米国	投資適格社債	メディア	2036年 4月30日	1.9
3	EMERA INC EMACN 6.75% 06/15/2076	カナダ	ハイイールド社債	公益	2076年 6月15日	1.6
4	GENERAL MOTORS C GM 6.60% 04/01/2036	米国	投資適格社債	自動車	2036年 4月1日	1.3
5	SEALED AIR CORP SEE 6.875% 07/15/2033	米国	ハイイールド社債	資本財	2033年 7月15日	1.3
6	MCDONALDS CORP MCD 4.875% 12/09/2045	米国	投資適格社債	小売	2045年 12月9日	1.3
7	AMKOR TECH INC AMKR 6.625% 09/15/2027	米国	ハイイールド社債	テクノロジー/ エレクトロニクス	2027年 9月15日	1.3
8	TR OP / TR FIN TRINSE 5.375% 09/01/2025	米国	ハイイールド社債	素材	2025年 9月1日	1.3
9	BROADCOM INC AVGO 4.75% 04/15/2029	米国	投資適格社債	テクノロジー/ エレクトロニクス	2029年 4月15日	1.2
10	NEXTERA ENERGY NEE 5.65% 05/01/2079	米国	投資適格社債	公益	2079年 5月1日	1.2

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません（2021年2月末日現在）。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2021年2月末日現在）。

## （３）【運用実績】

## 【純資産の推移】

第1会計年度末、第2会計年度末および2020年3月末日から2021年2月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円(千円)	米ドル	円
第1会計年度末 (2019年10月31日)	147,770,941.31	15,700,663	107.37	11,408
第2会計年度末 (2020年10月31日)	270,736,473.62	28,765,750	107.37	11,408
2020年3月末日	187,528,813.80	19,924,936	95.66	10,164
4月末日	200,014,592.72	21,251,550	100.61	10,690
5月末日	207,767,345.89	22,075,281	103.04	10,948
6月末日	221,319,900.59	23,515,239	103.70	11,018
7月末日	236,853,887.69	25,165,726	107.85	11,459
8月末日	249,227,378.24	26,480,409	107.91	11,465
9月末日	253,060,041.59	26,887,629	107.30	11,401
10月末日	270,736,473.62	28,765,750	107.37	11,408
11月末日	306,153,319.39	32,528,790	111.26	11,821
12月末日	343,505,231.35	36,497,431	112.19	11,920
2021年1月末日	384,432,726.83	40,845,977	112.20	11,921
2月末日	398,672,936.90	42,359,000	111.05	11,799

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。



## 毎月分配型

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円(千円)	米ドル	円
第1会計年度末 (2019年10月31日)	97,818,154.86	10,393,179	104.18	11,069
第2会計年度末 (2020年10月31日)	177,235,749.33	18,831,298	101.12	10,744
2020年3月末日	131,271,673.91	13,947,615	91.69	9,742
4月末日	139,761,752.50	14,849,686	96.19	10,220
5月末日	142,882,225.69	15,181,236	98.25	10,439
6月末日	151,514,802.30	16,098,448	98.63	10,479
7月末日	161,010,428.70	17,107,358	102.32	10,872
8月末日	165,270,221.02	17,559,961	102.13	10,851
9月末日	167,884,911.35	17,837,772	101.30	10,763
10月末日	177,235,749.33	18,831,298	101.12	10,744
11月末日	201,237,520.30	21,381,487	104.53	11,106
12月末日	220,744,743.50	23,454,129	105.16	11,173
2021年1月末日	237,500,291.82	25,234,406	104.92	11,148
2月末日	241,336,772.95	25,642,032	103.59	11,006

## 【分配の推移】

毎月分配型における2018年9月28日から2021年2月末日までの期間における分配の推移は次のとおりです。なお、資産成長型については、該当事項ありません。

## 毎月分配型

(税引前)

	1口当たりの分配額	
	米ドル	円
第1会計年度 (2018年9月28日～2019年10月末日)	3.00	319
第2会計年度 (2019年11月1日～2020年10月末日)	3.00	319
2020年11月	0.25	27
2020年12月	0.25	27
2021年1月	0.25	27
2021年2月	0.25	27
直近1年間累計 (2020年3月末日～2021年2月末日)	3.00	319
設立時からの総額 (2018年9月28日～2021年2月末日)	7.00	744

## 【収益率の推移】

2018年9月28日から2020年10月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	資産成長型	毎月分配型
第1会計年度 (2018年9月28日～2019年10月末日)	7.37%	7.18%
第2会計年度 (2019年11月1日～2020年10月末日)	0.00%	-0.06%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(%)	
	資産成長型	毎月分配型
2018年 (2018年9月28日～2018年12月末日)	-5.74%	-5.73%
2019年 (2019年1月1日～2019年12月末日)	15.40%	15.22%
2020年 (2020年1月1日～2020年12月末日)	3.13%	2.97%
2021年 (2021年1月1日～2021年2月末日)	-1.02%	-1.02%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2021年については2月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格  
2018年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

(参考情報)

## ■ 基準価額および純資産の推移

### 資産成長型



※ 資産成長型は、分配を行う予定がなく、分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

### 毎月分配型



## ■ 収益率の推移

### 資産成長型



### 毎月分配型



(注)収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末(2021年については2月末日)の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額

b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2018年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

## (4) 【販売及び買戻しの実績】

2018年9月28日から2020年10月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2020年10月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2018年9月28日～ 2019年10月末日)	資産成長型	1,474,517 (1,474,517)	78,027 (78,027)	1,396,490 (1,396,490)
	毎月分配型	990,748 (990,748)	40,043 (40,043)	950,705 (950,705)
第2会計年度 (2019年11月1日～ 2020年10月末日)	資産成長型	1,421,815 (1,421,815)	286,894 (286,894)	2,531,411 (2,531,411)
	毎月分配型	997,582 (997,582)	189,623 (189,623)	1,758,664 (1,758,664)

(注) ( )の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 海外における販売手続等

各クラスの受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、当該受益証券のクラスの1口当たり純資産額と同額で、投資者による募集に供されます。

受益証券の各クラスの1口当たり純資産額は当該取引日(当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日)において計算されます。募集の単位は1口以上1口単位とします。募集口数の総額は、0.005を切り上げた上で、小数点第2位を四捨五入します。

「最低申込み」とは、資産成長型受益証券および毎月分配型受益証券につき、投資家1人当たり1口をいい、受益証券は、1口以上1口単位で申込みすることができます。申込みは、管理会社の単独の裁量により、その全部または一部が受け付けられ、または拒否されることがあります。

#### 募集手続

投資者は、受益証券の購入のために自らが使用する投資者口座を管理事務代行会社が開設できるようにするため、記入済みの口座開設申込書(ならびに、かかる投資者の身元を証明する情報および書類、ならびに管理事務代行会社に要求された場合、かかる投資者の購入代金の出所の詳細)をファクシミリ、電子メール(署名されたPDFファイル形式)またはその他事前に管理事務代行会社と合意した電子的手段により管理事務代行会社に送付しなくてはなりません。これらの要件の詳細については、後記「マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策」の項をご参照ください。

管理事務代行会社が投資者に投資者口座が開設された旨の確認を送付した後、投資者は、申込書を用いて受益証券の申込みを行うことができます。申込書は、管理事務代行会社に申込書期限までに受領されなかった場合、申込書の受領後の翌取引日に持ち越され、受益証券が受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受領後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

「申込書期限」とは、関連する取引日の午後5時(日本時間)、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間または日付をいいます。

投資者口座が開設された旨の確認の受領および管理事務代行会社への申込書の送付の後、購入代金は、関連する取引日から4ファンド営業日後またはそれ以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

申込者は、自らの投資者口座が管理事務代行会社によって開設されたことを管理事務代行会社が確認する前に管理事務代行会社が受領した申込書については、処理されないことにご留意ください。このような場合、申込者は、自らの投資者口座が管理事務代行会社により開設されたことを管理事務代行会社が確認した時点で、新たな申込書に記入し、提出しなければなりません。投資者口座が開設されたことが確認される前にファンドの回収口座に入金された購入代金は拒否され、申込者は、適格機関申込者の費用負担で追加の銀行手数料を請求される場合があります。

「回収口座」とは、管理事務代行会社が運用する口座であって、(i)投資者からファンドへの購入代金の受け取り、および(ii)受益者に対する買戻金および/または分配金の支払いのために使用される口座をいいます。

#### 一般

全ての口座開設申込書および申込書は、ファクシミリ、電子メール(署名されたPDFファイル形式)またはその他事前に管理事務代行会社と合意した電子的手段により管理事務代行会社に送付されます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを口座開設申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された口座開設申込書または申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと

信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込を拒否する権利を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済みの口座開設申込書、申込書および支払いが期限内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義します。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券にかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および(ii)管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係ると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

ファンドに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して投資者に対して支払われる前を含め、回収口座に保有されている翌日の現金残高は、キャッシュスイープ・プログラムの対象となる場合があります(以下「回収口座キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)。回収口座キャッシュスイープ・プログラムは、少なくともS&P、ムーディーズまたはフィッチから「A」以上の信用格付を得ている第三者のカウンターパーティー(以下「回収口座キャッシュスイープ・カウンターパーティー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を預託することを伴います。投資者は、回収口座キャッシュスイープ・プログラムの結果として、回収口座キャッシュスイープ・カウンターパーティーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、上記「第1 ファンドの状況 3 投資リスク」中の「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

#### マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はアンチ・マネー・ロンダリング手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、(該当する場合には)その実質的所有者/支配者の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にアンチ・マネー・ロンダリング手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を委託することができます。

管理事務代行会社は、アイルランドを本拠地とし、随時改正されるアイルランドのマネー・ロンダリング防止規則および法令の対象です。

アイルランドの2010年 - 2018年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達)法(以下「刑事司法法」といいます。)は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達を防止し検知するための強固なリスク評価および適切な措置を実施する義務を課しており、かかる措置には、すべての受益者、および場合によっては受益者が代理して受益証券を保有する実質的所有者の身元および住所を確認するための措置が含まれています。管理事務代行契約に基づき、受託会社は、刑事司法法に従い、各受益者の身元を確認するために必要な書類を入手するため、管理事務代行会社を任命しました。リスクベースのアプローチを適用する場合、管理事務代行会社は、特定の状況において、例えば、政治的リスクにさらされている個人または高リスクカテゴリーに該当すると評価されたその他の投資家など、特定の投資家の種類に対して、強化された顧客デュー・デリジェンスを適用することが要求されます。管理事務代行会社は、顧客、顧客の代理人であると主張する者およ



び潜在的な実質的所有者の特定および確認に関して、刑事司法法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達に効果的に対抗するために、また、刑事司法法第33条(1)に従って、以下の場合に顧客および(該当する場合には)最終実質的所有者を特定し、確認しなければなりません。

- ・受益者と受託会社との間に取引関係が成立する前
- ・臨時の取引またはサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更される場合

管理事務代行会社は、自らが管理する資金の受益者を特定し、確認しなければなりません。受益者は、取引関係を開始する前に、関連するアンチ・マネー・ロンダリング(AML)に関する文書を提供しなければなりません。

管理事務代行会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、それに応じて受益者または受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な追加情報を随時要求する権利を留保します。

受託会社は、管理事務代行会社に対し、申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および文書を請求する権限を付与しています。規制された仲介機関を通じて申込みが行われる場合であって、当該仲介機関がアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するものとして適用法で認められている国において営業している場合、管理事務代行会社は、かかる投資家に対して簡易の顧客デュー・デリジェンスを適用するか、または潜在的投資家に関して規制された仲介機関からの書面による表明に依拠する権利を有しますが、マネー・ロンダリング防止の目的で、かかる投資家を継続的に監視しなければなりません。

ファンドの受益証券の購入を希望する潜在的投資家に要求される書類(本人確認書類の種類を含みます。)の詳細は、口座開設申込書に記載されています。管理事務代行会社は、潜在的投資家に対し、マネー・ロンダリング防止を目的とする特定または確認のために必要な追加文書または情報に関し、通知するものとします。

申込者による、その身元を確認するために管理事務代行会社が必要とする情報の提示の遅延または不履行があった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を拒否することができます。潜在的投資家は、投資家が第三者の身元を確認するための情報を管理事務代行会社に提示していない限り、償還金または分配金が当該第三者の口座に支払われないことに特に留意すべきです。管理事務代行会社は、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たすまでは、投資者口座を開設することができず、そのような場合、受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件を満たし、かつ、投資者口座が開設されたことの確認を受領するまでは、申込書を受理せず、ファンドの回収口座に購入代金を受け取ることはできません。管理事務代行会社が申込者の身元を確認し、投資者口座が開設されている旨の確認を申込者に送付すると、申込者は、記入済みの申込書およびファンドの受益証券の決済資金受領後の翌取引日に、ファンドの受益証券の申込みを行うことができます。

各申込者は、管理会社、受託会社、管理事務代行会社および販売会社が、かかる申込者の口座開設申込書および/または申込書の処理を拒否した結果として生じた損失、または管理事務代行会社が要求した情報および文書がかかる申込者によって提供されなかった場合、および/または管理会社、受託会社、管理事務代行会社が、かかる受益者への買戻金もしくは分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるると疑いもしくは助言を受けた場合、または管理会社、受託会社、管理事務代行会社もしくは販売会社の適用法令の遵守を保証するためにかかる拒否が必要または適切とみなされる場合、買戻金の支払いが遅延した結果として生じた損失について何ら損害を被らないようにすることを確認し、これに同意します。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)の所定の規定のトラストによる違反に関して、トラストに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。トラストが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、トラストは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)ケイマン諸島の犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポートング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島テロリズム法(その後の改正を含みます。)に従い巡査またはそれより上級の警察官もしくはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

購入により、申込者は、自らのため、また、自らの実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および受託会社を代理する管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税金の情報交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの口座開設申込書および申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの口座開設申込書、申込書および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

#### 投資者資金規制

管理事務代行会社は、アイルランドの2013年中央銀行(監督および執行)法(第48条(1)(投資法人)2017年規制(2017年のSI 604)(以下「投資者資金規制」といいます。))に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻金および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または配当金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息は、定期的にファンドの資産から支払われます。

#### 制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。))が自ら知り信じる限りにおいて、(i)米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。))に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。))および/もしくは英国(以下「UK」といいます。))の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、(ii)国際連合、OFAC、EUおよび/もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を持つことなく、かつ居住していないこと、また(iii)その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。))となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者または関係者が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。))。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全

ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

#### 情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

#### ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、口座開設申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびその関連会社および/または代理人との連絡(口座開設申込書および/または申込書への記入、ならびに該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにその関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、口座開設申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

#### GDPR

一般データ保護規則(規則2016/679)(以下「データ保護法令」といいます。)により導入されたEUのデータ保護制度は、EUの全ての加盟国における個人データの収集、保管および処理を支配する現行のルールを変更することで、EU内で実施されている現行のデータ保護制度を実質的に更新します。

管理事務代行会社は、ファンドのアンチ・マネー・ロンダリング/身元確認の義務を履行するため、投資者および潜在的投資者の個人データの処理を、受託会社により委託されています。管理事務代行会社は欧州経済領域(以下「EEA」といいます。)内に所在しているため、EU一般データ保護規則(規則2016/679)(以下「GDPR」といいます。)を遵守する必要があります。管理事務代行会社は、受託会社に代わってデータを処理しており、GDPR上ではデータ処理者に分類されます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う管理事務代行会社およびその関連会社および代理人との連絡(口座開設申込書への記入、および該当する場合には電子通信または電話の記録を含みます。)の結果、または管理事務代行会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、投資家、顧客、実質的所有者、代理人および受益者の役員)の個人情報を提供した

結果、かかる個人が、管理事務代行会社ならびにその関連会社および代理人に、GDPRの規定上の個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意すべきです。

かかる個人情報は、投資者、潜在的投資者および/または当該投資者もしくは潜在的投資者と関連する個人についての、氏名、居住地住所、メールアドレス、連絡先、法人連絡先、署名、国籍、出生地、生年月日、課税識別番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座の詳細、資金源の詳細および当該投資者または潜在的投資者の投資活動の詳細を含みます。

管理事務代行会社は、それぞれの代理人および代行者と個人データを共有することができます。これらの代理人がEEA外、またはそのデータ保護が適切であるとの認定を欧州委員会が発行していない第三国に所在する場合、適切な模範条項が実行されます。個人データは、管理事務代行会社によって、関連するマネー・ロンダリング防止法令に基づき保持されます。一般的に、管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止義務を履行するにあたって保持している個人データについては、関係が終了した後5年間にわたり保持し続けます。ただし、法もしくは適用される規則またはその他に従いより長期間にわたる保持が義務づけられる場合を除きます。

一定の限られた状況において、管理事務代行会社は、ファンドに関する受託会社との契約の結果、得られた個人データについて、データ管理者としても分類される可能性があります。ただし、管理事務代行会社が、法および規制上の目的ならびに適法な事業を行う目的で、マネー・ロンダリング防止法令に従い(法的な義務に基づく)自身の義務を遵守しなければならない範囲に限り、かかる限られた状況とは、アンチ・マネー・ロンダリングの目的においてあるファンドの投資者の潔癖を証明するために得た個人データを、アンチ・マネー・ロンダリングの目的において管理事務代行会社が管理事務を行う別のファンドの当該投資者の潔癖を証明するために管理事務代行会社が使用することを含みます。

個人データをこれらの特定の許可された方法で使用する際、管理事務代行会社は、GDPRにおけるデータ管理者の全ての義務を負います。管理事務代行会社は、自身がデータ管理者の役割を務めるデータ主体が、GDPRにおいてデータ主体に付与されている全ての権利を、管理事務代行会社に対してのみ直接行使することができることを了解します。

疑義を避けるために付言すると、管理事務代行会社は、一定の限られた状況において自らの権限でデータ管理者として行動し、ファンドのデータ管理者とみなされてはなりません。

管理事務代行会社は、GDPRに基づく、管理事務代行会社のデータ保護に関する義務および個人のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「管理事務代行会社プライバシー通知」といいます。)を作成しました。かかる書類の写しは、口座開設申込書に添付されています。

## (2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。各取引日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は1口以上1口単位です。

申込金額は、国内約定日から起算して4国内営業日までに支払うものとします。ただし、円貨でお申込みいただく場合、外貨と円貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによりします。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

投資者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領したある受益証券のクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日の午後5時(日本時間)または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/もしくは日(以下「買戻通知期限」といいます。)までに、英文目論見書補遺別紙において、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます)

す。)を管理事務代行会社に対し、ファクシミリ、電子メール(署名されたPDFファイル形式)またはその他事前に管理事務代行会社と合意した電子的手段により提出しなければなりません。一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、当該受益証券のクラスに適用される買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における受益証券1口当たり純資産価格により計算されます。

各クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日にあたる評価日における評価時点に計算されたかかる受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」といいます。)です。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行ってできなくなります。但し、(それぞれ償還対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与える事由の発生をいいます。

#### 買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合(投資対象ファンドが停止を宣言またはその他買戻請求を制限する場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定の通り)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻通知が履行された日における受益証券1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。

単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

#### 停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(すなわち、受益証券1口当たり純資産価格)および/または受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

本書の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- (i) 投資対象ファンドが、投資対象ファンドの受益証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言するか、または投資対象ファンドの純資産価格の計算の停止が宣言された場合
- (ii) 管理会社と協議を行った上で受託会社の意見において、公正かつ合理的方法により純資産総額を計算することができない場合
- (iii) 受託会社、管理会社または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合
- (iv) 受託会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

#### 買戻手続

買戻通知は、ファクシミリ、電子メール(署名されたPDFファイル形式)又はその他事前に管理事務代行会社と合意した電子的手段により管理事務代行会社に送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

#### 決済

投資対象ファンドの管理事務代行会社から買戻代金を受領することを前提として、買戻代金の決済は、該当する買戻日から3ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げた上で、小数点第3位を四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

#### 強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の受益

証券1口当たり純資産価格から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

## (2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該取引日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、当該買戻日の午後3時(日本時間)(買戻しの申込締切時間)および/または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

買戻代金は、原則として、国内約定日から起算して6国内営業日目以降、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができます。

## (3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。



### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

(a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金とその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。

(b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。

(c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となりま

す。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

(d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。

(e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。

(f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。

(g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、

(a) 投資対象ファンド中のファンドの口座に行う投資対象資産の価額は、当該投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定するところに従い、かかる投資対象ファンドについて利用可能な最新の純資産価格に基づいて計算されます。

(b) 特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および受益証券の各クラスにおける受益証券1口当たり純資産価格に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

#### 純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買い戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買い戻しの請求者に対する買い戻し金の支払期間を延長することができます。

(a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取

引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合

(b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合

(c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合

(d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合

(e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えられる場合

(f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

## (2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

## (3) 【信託期間】

ファンドは、下記「(5) その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、(i) 2163年12月1日または( ) 強制買戻事由発生後に実務上最も早く到来する買戻日のいずれか早い日をいいます。

## (4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年10月31日です。

## (5) 【その他】

## ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不适当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、以下の強制買戻事由が発生した場合は、強制的に買い戻されます。

- ( ) いずれかの評価日の純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- ( ) 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合

## ソフトウィンドダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託約款および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益権者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益権者に分配し、解散することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益権者の関与なしに実行することができます。

## 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、(ii)かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続

### 保管契約

保管契約は、イギリス法に準拠しイギリス法に従い解釈されます。保管会社の任命は、保管会社または受託会社のいずれかが他方当事者に対し90日前に書面による通知を行うことにより解除することができます。新保管契約はまた、当該契約中に規定されているその他の状況において終了させることが可能です。

### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が90日前に書面による通知を行うことにより、またはいずれかの当事者が支払い不能となりもしくは通知後も違反を治癒できない等一定の状況に陥った場合に直ちに書面による通知を行うことにより終了することができます。管理事務代行契約は、アイルランド法に準拠しアイルランド法に従い解釈されます。

### 代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、2021年9月27日に終了しますが、一方当事者による更新通知なしに、2021年9月27日に自動的に3暦年ごとに更新されます。ただし、( )本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、( )販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の当初募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、払込日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって当初募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

### 投資運用契約

投資運用契約は、( )2163年12月1日または( )強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。ただし、いずれの当事者も、原則として、他方当事者に対して90日以上または両当事者が書面により合意するそれより短い期間による書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができます。

## 4【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

#### ( ) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

#### ( ) 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

#### ( ) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

#### ( ) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

#### ( ) 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

### (2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

### (3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号

大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

( ) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

( ) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。



東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
弁護士 安達 理  
同 橋本 雅行

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)のシリーズ・トラスト財政状態計算書  
2020年10月31日現在

	注	2020年		2019年	
		USD	千円	USD	千円
<b>資産</b>					
現金	11	10,750,586	1,142,250	7,054,700	749,562
投資対象ファンドの投資有価証券 (取得原価: 426,274,448米ドル)	8,9,10	433,803,630	46,091,636	235,644,731	25,037,253
受益証券販売未収金		13,246,701	1,407,462	14,638,046	1,555,292
その他の資産		54,806	5,823	109,919	11,679
<b>資産合計</b>		<b>457,855,723</b>	<b>48,647,171</b>	<b>257,447,396</b>	<b>27,353,786</b>
<b>負債</b>					
投資対象ファンドの投資有価証券購 入に係る未払金		6,100,000	648,125	8,000,000	850,000
受益証券買戻未払金		1,547,095	164,379	118,492	12,590
その他の未払金	13	575,175	61,112	335,363	35,632
<b>負債合計</b>		<b>8,222,270</b>	<b>873,616</b>	<b>8,453,855</b>	<b>898,222</b>
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属す る純資産</b>		<b>449,633,453</b>	<b>47,773,554</b>	<b>248,993,541</b>	<b>26,455,564</b>
内訳:					
<b>資産成長型受益証券</b>					
解約可能受益証券の受益者に帰属す る純資産	12	271,794,927	28,878,211	148,999,640	15,831,212
販売済解約可能受益証券口数	12	2,531,411	-	1,396,490	-
解約可能受益証券1口当たり純資産 価値(NAV)		107.37	11	106.70	11
<b>毎月分配型受益証券</b>					
解約可能受益証券の受益者に帰属す る純資産		177,838,526	18,895,343	99,993,901	10,624,352
販売済解約可能受益証券口数	12	1,758,664	-	950,705	-
解約可能受益証券1口当たりNAV		101.12	11	105.18	11

受託会社を代表して2021年3月3日に承認

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**包括利益計算書**  
2020年10月31日終了事業年度

	注	2020年		2019年*	
		USD	千円	USD	千円
<b>純損益を通じて公正価値で測定する 金融商品による純利益</b>					
純為替差損		(68)	(7)	-	-
投資に対する純利益(純損失)	14	(4,411,215)	(468,692)	12,062,962	1,281,690
受取配当金		9,770,117	1,038,075	4,481,773	476,188
<b>収益合計</b>		<b>5,358,834</b>	<b>569,376</b>	<b>16,544,735</b>	<b>1,757,878</b>
投資運用会社報酬	13,15	696,772	74,032	330,979	35,167
報酬代行会社報酬	13,15	418,063	44,419	198,587	21,100
管理事務代行報酬	13,15	243,864	25,911	115,849	12,309
保管会社報酬	13,15	27,733	2,947	23,786	2,527
販売報酬	13,15	2,438,673	259,109	1,158,426	123,083
監査報酬		25,159	2,673	25,125	2,670
その他の報酬および経費		173,019	18,383	162,891	17,307
<b>営業費用合計</b>		<b>4,023,283</b>	<b>427,474</b>	<b>2,015,643</b>	<b>214,162</b>
<b>営業利益</b>		<b>1,335,551</b>	<b>141,902</b>	<b>14,529,092</b>	<b>1,543,716</b>
<b>財務費用</b>					
解約可能受益証券の受益者への分配	16	(4,147,884)	(440,713)	(1,778,149)	(188,928)
<b>財務費用合計</b>		<b>(4,147,884)</b>	<b>(440,713)</b>	<b>(1,778,149)</b>	<b>(188,928)</b>
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産の変動</b>		<b>(2,812,333)</b>	<b>(298,810)</b>	<b>12,750,943</b>	<b>1,354,788</b>

\* 2018年9月28日(運用開始日)から2019年10月31日までの期間。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書**

2020年10月31日終了事業年度

	2020年		2019年*	
	USD	千円	USD	千円
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の期首残高	248,993,541	26,455,564	-	-
解約可能受益証券の発行	253,137,467	26,895,856	248,275,008	26,379,220
解約可能受益証券の買戻	(49,685,222)	(5,279,055)	(12,032,410)	(1,278,444)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動	(2,812,333)	(298,810)	12,750,943	1,354,788
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の期末残高</b>	<b>449,633,453</b>	<b>47,773,554</b>	<b>248,993,541</b>	<b>26,455,564</b>

\* 2018年9月28日(運用開始日)から2019年10月31日までの期間。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**キャッシュ・フロー計算書**  
2020年10月31日終了事業年度

	2020年		2019年*	
	USD	千円	USD	千円
<b>営業活動</b>				
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動	(2,812,333)	(298,810)	12,750,943	1,354,788
投資対象ファンドの投資有価証券の購入	(207,270,114)	(22,022,450)	(215,581,769)	(22,905,563)
投資対象ファンドの投資有価証券の売却代金	2,800,000	297,500	-	-
<b>現金を除く項目に関する調整</b>				
投資対象ファンドの投資有価証券の未実現利益(損失)の変動	4,533,780	481,714	(12,062,962)	(1,281,690)
投資対象ファンドの投資有価証券の正味実現損失	(122,565)	(13,023)	-	-
<b>非現金営業項目残高の増減純額</b>				
その他の資産の増加(減少)	55,113	5,856	(109,919)	(11,679)
その他の未払金の増加	239,812	25,480	335,363	35,632
営業活動による正味キャッシュ・フロー	(202,576,307)	(21,523,733)	(214,668,344)	(22,808,512)
<b>財務活動</b>				
解約可能受益証券の発行による収入	254,528,812	27,043,686	233,636,962	24,823,927
解約可能受益証券の買戻に係る支払	(48,256,619)	(5,127,266)	(11,913,918)	(1,265,854)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	206,272,193	21,916,421	221,723,044	23,558,073
現金の純増減額	3,695,886	392,688	7,054,700	749,562
現金の期首残高	7,054,700	749,562	-	-
<b>現金の期末残高</b>	<b>10,750,586</b>	<b>1,142,250</b>	<b>7,054,700</b>	<b>749,562</b>
<b>補足情報:</b>				
受取配当金	9,770,117	1,038,075	4,481,773	476,188

\* 2018年9月28日(運用開始日)から2019年10月31日までの期間。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

1. 全般的情報

マイスターズ・コレクション(適格機関投資家限定)(以下、「本シリーズ・トラスト」)は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下、「マスター・トラスト」)の2013年12月2日付基本信託証書および2018年8月3日付補遺信託証書(以下、「補遺信託証書」)(以下、基本信託証書と「補遺信託証書」を合わせて「信託証書」)に基づいて組成・設定されている。

本シリーズ・トラストは、資産成長型受益証券および毎月分配型受益証券をそれぞれ発行し、2018年9月28日より運用を開始した。

本シリーズ・トラストの投資目標は、通常の市場環境の下で、主にインカムを生み出す債券および株式に間接的に投資する一方、投資家にインカムゲインを受け取るか、キャピタルゲインを受け取るかを選択することができる選択肢を提供することである。投資対象には社債、転換社債、普通株式および優先株式が含まれるがこれらに限定されない。本シリーズ・トラストは、実質的にすべての資産をスビー・NWQフレキシブル・インカムファンド(以下、「投資対象ファンド」)の米ドル 配当クラス受益証券に投資することにより、その投資目標の達成を追求することが想定されている。投資対象ファンドは、ケイマン諸島法に基づいて設定されたアンブレラ・ユニット・トラスト(以下、「アンブレラ・トラスト」)であるグローバル・マルチ・ストラテジーのシリーズ・トラストである。2020年10月31日現在、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの25.61%(2019年:28.03%)を保有している。

また、本シリーズ・トラストは、米ドル建ての現金および短期金融市場証券(コマーシャルペーパー、譲渡性預金、国債を含むがこれらに限定されない)を保有する場合がある。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下、「投資運用会社」)は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうちの投資対象ファンドならびに米ドル建て現金および短期金融市場証券から構成される部分(以下、「サブアドバイズド・ポートフォリオ」)に関し、日々の投資意思決定および継続的モニタリングについて責任を負う。

サブアドバイズド・ポートフォリオは、毎月いくらかの金額の収益を生み出す可能性がある。こうした収益のうち、毎月分配型受益証券に帰属する部分は、各分配日に当該クラスの受益証券の受益者に分配されることが意図されている。かかる分配の詳細は注記16に記載されている。

投資対象ファンドの投資目標は、投資対象ファンドの投資運用会社であるNWQインベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下、「投資対象ファンド投資運用会社」)の相対価値およびリスク評価に基づいて、負債証券か持分証券かを問わず企業の発行する有価証券に投資することにより、高水準の収益と魅力的なリスク調整後リターンを提供することである。投資対象ファンドの基準通貨は米ドルである。



マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

(続き)

1. 全般的情報(続き)

投資対象ファンド投資運用会社は、その投資目標を追求するために、正のリスク/経済価値特性をもつ過小評価された会社を識別することを目的とした綿密な調査に基づく投資プロセスを用いて投資対象ファンドの投資選択を行う。

投資対象ファンド投資運用会社の投資アプローチは、ボトムアップのファンダメンタルズアプローチに基づいている。運用チームは、個々の会社を単に株式としてではなく事業として捉え、それらの会社を理解することを軸に据えた独自の調査を行う。投資手法には、損益計算書のみには依存するのではなく貸借対照表およびキャッシュ・フロー計算書も含めた分析を中心とした綿密な財務諸表評価が含まれる。投資対象ファンド投資運用会社は、このプロセスによって会社の経済的な収益性、キャッシュ・フローおよび資本利益率を真に理解することが可能になると考えている。

投資対象ファンド投資運用会社の投資プロセスは、会社の資本構成の中での特定の証券の魅力に焦点を当て、リスクと経済価値のバランスが適切であり、他の類似の証券に比べて割安であると判断した証券に投資することを追求するものである。投資対象ファンド投資運用会社は、特定の会社に有利なリスク/経済価値特性、魅力的なバリュエーションまたは要因が無くなったと判断した場合、当該会社の資本構成の中でより良い代替投資対象を識別した場合、または会社が配当もしくは利息の支払を停止したもしくは停止すると予想される場合、以下に記載する金融デリバティブ商品の利用を通じて行う場合を含め、保有証券の売却または特定の証券のエクスポージャーの削減を行う場合がある。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定において、米国企業および非米国企業の負債証券および持分証券を含むがこれらに限定されない分散投資ポートフォリオに投資する。投資対象ファンド投資運用会社が投資対象ファンドの勘定で投資する負債証券には、社債、モーゲージ担保証券、課税地方債、ならびに米国政府および政府機関の債券が含まれるがこれらに限定されない。優先証券は、企業発行体が発行する有価証券で、一般に投資家に固定または変動レートの分配を行うものであり、分配の支払および会社資産の清算において普通株式に優先するが、その会社の他のほとんどの負債(優先債と劣後債の両方を含む)に対しては劣後する。

投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定で、購入時に投資適格より下の信用格付をもつ優先証券および負債証券、または同等の性質を有する信用格付のない証券に対し、制限なく投資することができる。これらの証券は、非投資適格証券と称される場合があり、一般に債務不履行(要求される利息または元本の支払が行われないこと)のリスクの高さに見合った高い収益を投資家に提供する。これらのことから、投資対象ファンドのNAVのボラティリティは比較的高水準となる可能性がある。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

1 . 全般的情報( 続き )

投資対象ファンドが保有する有価証券の平均満期期間または平均実効デュレーションについての制限はない。

通常、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定において、投資対象ファンドの実質的にすべての資産をその投資目標を達成するために投資する。投資対象ファンドの資産の全額が投資目標に従って投資されない限りにおいて、投資対象ファンド投資運用会社の投資決定が短期的な市場要因の配慮に基づいて行われる可能性がある。この場合、投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの勘定において、ポートフォリオ有価証券の頻繁な売買を行う可能性がある。投資対象ファンド投資運用会社は、キャッシュ・インフローおよびアウトフローが増える時期を含め、一時的な防御の目的で、一時的にその投資方針および投資対象ファンドの制限から逸脱する場合がある。このような期間中、投資対象ファンドは投資目標を達成しない可能性がある。

スミトモ・ミツイ・トラスト( UK )リミテッドは、英国および日本の規制当局の承認を受けて、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社( ロンドン支店 ) に保管業務を統合した。統合後も、最終的な親会社は、東京証券取引所に上場している日本企業である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

当年度は、世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大しました。新型コロナウイルスによって金融市場は深刻な影響を受け、経済的社会的な混乱が世界的に生じ、企業や経済活動へも極めて大きな混乱が見られる。経済的混乱は、本シリーズ・トラストが保有する金融商品を含め、多くの金融商品の価値を大幅に押し下げる可能性がある。本シリーズ・トラストへの影響の最終的な程度は現時点では推定不可能であり、投資有価証券の売却時にのみ最終的に確定する。

2 . 作成の基準

財務諸表は、国際会計基準審議会( 以下、「 I A S B 」 ) が公表する国際財務報告基準( 以下、「 I F R S 」 ) および I A S B の国際財務報告解釈指針委員会が公表する解釈指針に準拠して作成されている。

財務諸表は米ドル( 「 U S D 」 ) で表示され、ケイマン諸島の現地通貨では表示されない。本シリーズ・トラストの受益証券は、円で発行および解約されるが、本シリーズ・トラストの運用は主として米ドルで行われる。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

2. 作成の基準( 続き )

本シリーズ・トラストは、投資企業( I F R S 第10号、I F R S 第12号、およびI A S 第27号 ) に対する2012年の改訂( 以下、「改訂」) を採用している。経営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

I F R S に準拠した財務諸表の作成に当たり、受託会社は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。見積りおよび関連する仮定は、その状況において合理的と考えられる過去実績およびその他の様々な要因に基づいて行われ、その結果が他の情報源から直ちに明らかではない資産および負債の簿価に関する判断の基礎となる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの変更は、変更が行われた期間に認識される。I F R S の適用にあたって受託会社が行う判断のうち、財務諸表および見積りに重要な影響を及ぼし、次年度に重大な修正が発生する大きなリスクを伴うものについては、注記9および10において検討されている。

3. 測定の基準

財務諸表は、以下の重要な項目を除き、取得原価を基準に作成されている。

項目	測定基準
純損益を通じて公正価値( 以下、「F V T P L」) で測定する金融資産	公正価値

投資対象ファンドの投資有価証券は、この分類に含まれる。

4. 重要な会計方針の変更

採用された会計方針は、前期会計方針と同一のものである。

5. 既発行であるが未採用の会計基準

多数の新会計基準が2019年11月1日より後に開始する年次期間について発効しており、早期適用が認められているが、本シリーズ・トラストはこれらの新会計基準または改訂基準を財務諸表の作成に際し早期適用していない。

未発効の会計基準の初度適用期間において、本シリーズ・トラストの財務諸表に重要な影響を及ぼすものはないと予想される。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

6. 新たな会計基準、修正、解釈

2019年11月1日から始まる会計年度に向けて発行され、効力を発した新たな会計基準、修正および解釈 I F R S 解釈指針委員会(「 I F R I C 」)は、新たな解釈である I F R I C 第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表した。これは企業が法人所得税の会計処理に当たり、不確実性をどのように反映させるべきかを明記したものである。 I F R I C 第23号は、 I A S 第12号「法人所得税」におけるこれまでの指針の欠如に対処するものであり、当期および繰延税金の会計処理方法を明確にしているが、不確実性の影響の反映については明記していない。受託会社および運用会社は、 I F R I C 第23号の影響を評価したが、本シリーズ・トラストの金融商品の大半は、受託会社および運用会社の見解では、重大性を持つ不確実な税務上の扱いの対象ではないことから、財務諸表に重大な影響は及ぼさないと判断した。

7. 主な会計方針

本シリーズ・トラストが採用し、財務諸表に表示されたすべての期間に一貫して適用した重要な会計方針は以下のとおりである。

金融資産および金融負債

( ) 認識および当初測定

F V T P L で測定する金融資産および金融負債は、本シリーズ・トラストが当該金融商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

F V T P L で測定しない金融資産および金融負債は、公正価値にその取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

( ) 分類および事後測定

金融資産の分類

当初認識時において、本シリーズ・トラストは金融資産を、償却原価で測定する金融資産または F V T P L で測定する金融資産として分類している。

金融資産は、下記の両方の条件を満たし、かつ F V T P L に指定されていない場合、償却原価で測定される：

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有される。
- ・ 契約条件により、「元本および元本残高に対する利息の支払のみ」(以下、「 S P P I 」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

7. 主な会計方針( 続き )

金融資産および金融負債( 続き )

( ) 分類および事後測定( 続き )

事業モデル評価( 続き )

本シリーズ・トラストの他のすべての金融資産は、F V T P Lで測定される。

事業モデル評価

金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する上で、本シリーズ・トラストは事業の管理方法について関連するすべての情報を考慮する。それらには以下が含まれる：

- ・文書化された投資戦略およびその戦略の実施状況。具体的には、投資戦略が、契約上の利息を獲得すること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションと関連する負債もしくは予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションとを一致させること、または資産の売却を通じてのキャッシュ・フローを実現することに重点を置いているかどうかが含まれる。
- ・ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの経営者への報告方法。
- ・事業モデル( およびその事業モデルの中で保有される金融資産 ) のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびかかるリスクの管理方法。
- ・投資運用会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
- ・前期の金融資産売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、事業モデル評価の目的上売却とはみなされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

契約上のキャッシュ・フローがS P P I要件を満たすか否かの評価

この評価の目的上、「元本」は、当初認識時における金融資産の公正価値と定義される。「利息」は、貨幣の時間価値、特定の期間中の元本残高に関する信用リスク、ならびに他の基本的な融資リスクおよび費用( 例：流動性リスクおよび管理事務費用 ) に対する対価および利益マージンとして定義される。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

7. 主な会計方針 ( 続き )

金融資産および金融負債 ( 続き )

( ) 分類および事後測定 ( 続き )

事業モデル評価 ( 続き )

契約上のキャッシュ・フローがS P P I要件を満たすか否かの評価において、本シリーズ・トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす契約条件が金融資産に含まれるかどうか(含まれる場合、S P P I要件は満たされるかどうか)等を評価する。本シリーズ・トラストは、以下を考慮してこの評価を行う：

- キャッシュ・フローの金額または時期に変更をもたらす偶発事象
- レバレッジ特性
- 期限前償還および期間延長条項
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例えば、ノンリコース条項)
- 貨幣の時間価値の対価の修正を伴う条項(例えば、金利の定期的見直し)

I F R S 第9号の定義による財政状態計算書の表示科目と金融商品の各分類との調整については、注記8を参照。

分類変更

金融資産は、本シリーズ・トラストが金融資産の運用に関する事業モデルを変更しない限り、当初認識後の分類変更は行われぬ。事業モデルを変更する場合は、影響を受けるすべての金融資産の分類が事業モデル変更後の最初の報告期間の初日に変更される。

金融資産の事後測定

F V T P L で測定する金融資産

これらの資産は、公正価値で事後測定を行う。受取/支払利息および配当金ならびに為替差損益を含む純損益は、包括利益計算書の純損益で認識される。

投資対象ファンドの投資有価証券は、この分類に含まれる。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

7. 主な会計方針 ( 続き )

金融資産および金融負債 ( 続き )

( ) 分類および事後測定 ( 続き )

投資対象ファンドの投資有価証券の公正価値は、当該投資対象ファンドの管理事務代行会社から入手した受益証券1口当たりの未監査のNAVに基づく。この数値は、投資運用会社の判断による最も代表的な公正価値の測定値とみなされる。投資対象ファンドの投資有価証券に係る実現および未実現損益は、包括利益計算書に含まれる。

償却原価で測定する金融資産

これらの資産は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。受取利息、為替差損益および減損は包括利益計算書において認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

現金、受益証券販売未収金、およびその他の資産は、この分類に含まれる。

金融負債 - 分類、事後測定および損益

金融負債は、償却原価で測定される金融負債またはF V T P Lで測定される金融負債に分類される。

トレーディング目的で保有される金融負債、デリバティブである金融負債、または当初認識時にF V T P Lで測定される金融負債に指定された金融負債は、F V T P Lで測定される金融負債に分類される。F V T P Lで測定される金融負債は公正価値で測定され、支払利息を含むその純損益は純損益で認識される。

その他の金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で事後測定を行う。支払利息および為替差損益は純損益で認識される。認識の中止に伴う損益も、純損益で認識する。

2020年10月31日に終了した事業年度末時点および2018年9月28日(運用開始日)から2019年10月31日までの期間について、F V T P Lで測定される金融負債はない。

償却原価で測定する金融負債には、投資対象ファンドの投資有価証券購入に係る未払金、受益証券買戻未払金、およびその他の未払金が含まれる。



マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

7. 主な会計方針 ( 続き )

金融資産および金融負債 ( 続き )

( ) 公正価値による測定

「公正価値」とは、原則として、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格であるが、そのような取引が存在しない場合、本シリーズ・トラストにとってその日現在で利用可能な最も有利な市場の取引価格に基づく。負債の公正価値は不履行リスクを反映する。

活発な市場における公表価格が入手可能な場合、本シリーズ・トラストは金融商品の公正価値をかかると公表価格を用いて測定する。価格情報を継続的に提供するために十分な頻度と量で資産または負債の取引が発生している市場は活発な市場とみなされる。本シリーズ・トラストは、活発な市場において価格が公表されている金融商品については、その中値を用いて公正価値を測定する。なぜなら、中値は出口価格の合理的な概算値であるからである。

活発な市場における公表価格が存在しない場合、本シリーズ・トラストは、観察可能なインプットの利用を最大化し、観察不能なインプットの利用を最小化する評価手法を用いて公正価値を測定する。選択された評価手法は、市場参加者が取引の価格を決定する上で考慮するすべての要因を織り込む。

本シリーズ・トラストは、公正価値ヒエラルキーの各レベル間の振替を、振替が発生した報告期間の末日現在で認識する。

( ) 償却原価による測定

金融資産または金融負債の「償却原価」とは、金融資産または金融負債の当初認識時の測定額から元本返済額を差し引き、さらに当初の金額と満期日の金額との差額に実効金利法を適用して償却累計額を増減した金額である。また、金融資産の場合、さらに損失評価引当金を差し引いて修正した後の金額となる。

( ) 減損

本シリーズ・トラストは償却原価で測定する金融資産の予想信用損失(以下、「ECL」)に対する損失評価引当金を認識する。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

## 財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

## 7. 主な会計方針 ( 続き )

## 金融資産および金融負債 ( 続き )

## ( ) 減損 ( 続き )

本シリーズ・トラストは、12カ月のECLで測定される以下の例外を除き、損失評価引当金を全期間のECLに等しい金額で測定する。

- ・ 報告日現在で信用リスクが低いと判定された金融資産
- ・ 当初認識時以降、信用リスク(資産の予想存続期間中に債務不履行が発生するリスク)が著しく増大していないその他の金融資産

金融資産の信用リスクが当初認識時以降著しく増大したか否かの判定およびECLの見積りにあたって、本シリーズ・トラストは、過大な費用または労力を要さずに入手可能な合理的で裏付け可能な関連情報を考慮する。これには、本シリーズ・トラストの過去実績および既知の信用評価に基づく定量的および定性的情報(将来の見通しに関する情報を含む)および分析が含まれる。

本シリーズ・トラストは、延滞期間が30日を超えた金融資産については、その信用リスクが大幅に増大したと仮定する。

以下の場合、本シリーズ・トラストは、金融資産の債務不履行が発生したものと判断する。

- ・ 債務者が、本シリーズ・トラストが有価証券(保有している場合)の強制売却のような措置を講じない限り、本シリーズ・トラストに対する信用債務を全額支払う可能性が低い場合
- ・ 金融資産について、90日を超える延滞が発生している場合

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティの信用格付が世界的に理解された「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いと判断する。

全期間のECLとは、金融商品の予想存続期間にわたるすべての発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。12カ月のECLとは、全期間のECLのうち報告日後12カ月以内(金融商品の予想存続期間が12カ月より短い場合は、その期間内)に発生しうる債務不履行事象から生じるECLをいう。ECLを見積もる際に考慮する最長期間は、本シリーズ・トラストが信用リスクに晒される契約上の最長期間である。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

7. 主な会計方針 ( 続き )

金融資産および金融負債 ( 続き )

( ) 減損 ( 続き )

ECLの測定

ECLは信用損失の確率加重見積りである。信用損失は、すべての現金不足額(すなわち、契約条件に従って受領されるべきキャッシュ・フローと本シリーズ・トラストが受領することが予想されるキャッシュ・フローとの差額)の現在価値として測定される。

ECLは、金融資産の実効金利を用いて割り引かれる。

信用減損金融資産

本シリーズ・トラストは、各報告日において、償却原価で測定する金融資産について信用減損が発生しているか否かを評価する。金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす事象が一つ以上発生している場合、その金融資産は信用減損金融資産である。

金融資産が信用減損金融資産である証拠には以下の観察可能なデータが含まれる。

- ・債務者または発行者の著しい財務上の困難
- ・決済不履行その他の契約違反または90日を超える延滞
- ・債務者に倒産またはその他の財務上の再編成が発生する可能性が高いこと

財政状態計算書におけるECLに対する引当金の表示

償却原価で測定する金融資産の損失評価引当金は、当該資産の帳簿価額の総額から差し引いて表示する。

直接償却

本シリーズ・トラストが金融資産の全額またはその一部について合理的な回収見込みがないと判断した場合、かかる金融資産の総額での帳簿価額に対し直接償却を行う。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

## 財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

## 7. 主な会計方針 ( 続き )

## 金融資産および金融負債 ( 続き )

## ( ) 認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利の期限が満了した場合、または金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡する取引もしくは本シリーズ・トラストが金融資産の所有に伴うリスクと経済価値の実質的にすべてを譲渡しないが引き続き保有もせず、かつ金融資産を引き続き支配しない取引によって契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識の中止を行った場合、当該資産の帳簿価額(または資産の帳簿価額のうち認識を中止した部分に配分された金額)と受領した対価の額(取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を差し引いた金額を含む)との差額を純損益で認識する。かかる譲渡金融資産について創出されたまたは留保された持分がある場合、本シリーズ・トラストはこれを別の資産または負債として認識する。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するが、譲渡資産もしくはその一部のリスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有する取引を行う場合がある。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてを引き続き保有している場合、かかる譲渡資産について認識の中止は行わない。リスクと経済価値のすべて、または実質的にすべてが引き続き保有される資産の譲渡には、買戻し特約付売却取引が含まれる。

本シリーズ・トラストは、金融負債に係る契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融負債の認識の中止を行った場合、消滅した帳簿価額と支払った対価の額(譲渡した非現金資産または引き受けた負債を含む)との差額は純損益で認識する。

## ( ) 相殺

認識した額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、純額ベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、対応する金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。一般にマスターネットティング契約はこの条件を満たさないため、関連する資産および負債は、財政状態計算書上総額ベースで表示される。2020年10月31日時点および2019年10月31日時点で、本シリーズ・トラストは、マスターネットティング契約の対象となる金融資産または負債を保有していない。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

## 財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

## 7. 主な会計方針(続き)

### 現金

エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドは受託会社として、三井住友信託銀行株式会社(ロンドン支店)(旧:スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド)を保管会社(以下、「保管会社」)に任命した。さらに、保管会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下、「BBH」)をサブ・カストディアン(以下、「サブ・カストディアン」)に任命した。現金は、最終的に、本シリーズ・トラストの保管銀行としてのBBHによって保管される。現金は、BBHが保管する満期日が3カ月以内に到来する現金で構成される。

### 資産運用収益

投資対象ファンドの分配に関しては、受託会社は、運用会社と合意の上、受益証券の各クラスについて毎月、各「分配記録日」(各暦月10日、または当日が営業日でない場合は直後の翌営業日)に合わせて、分配を宣言する方針を持つ。かかる分配は、運用会社が決定する金額(もしあれば)で宣言される。

### 経費

経費は、発生主義で会計処理され、包括利益計算書上で認識される。

### 税務

ケイマン諸島の現行法上、本トラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、譲渡益課税またはその他のケイマン諸島の税金は存在しない。本トラストは、ケイマン諸島総督より、2013年12月2日から50年間、こうした税金が導入された場合であってもその課税を免除されるとの保証を得ている。その結果、財務諸表上、税金の支払に関する引当は行っていない。本シリーズ・トラストの一部の受取利息、受取配当金およびキャピタルゲインは海外源泉税の対象となる可能性がある。

### 外貨

本シリーズ・トラストの財務諸表に含まれる項目は、本シリーズ・トラストが事業運営を行う主たる経済環境の通貨(以下、「機能通貨」)で測定されており、当該通貨は米ドルである。外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての投資有価証券の購入および売却、解約可能受益証券の発行および買戻、ならびに収益および費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、事業年度/報告期間の最終日の為替相場で米ドルに換算される。公正価値で計上されている外貨建ての非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替相場で米ドルに換算される。換算から生じる実現および未実現損益は、存在する場合、包括利益計算書に含まれる。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

**7. 主な会計方針(続き)**

**解約可能受益証券**

本シリーズ・トラストが販売する解約可能受益証券はプッタブル金融商品であり、報告期間を通じて異なる特性を有する異なるクラスの発行済受益証券が存在することから、修正 I A S 第32号の持分証券の分類基準を満たさないため金融負債に分類される(注記12)。1口当たりNAVは、本シリーズ・トラストの各クラスの受益者に帰属する純資産合計額を各クラスの受益証券口数で除して算定する。すべての受益証券の発行および解約はかかる価格で行われる。

**他の企業への関与**

他の企業への関与とは、I F R S 第12号において、企業を他の企業の業績からのリターンの変動性に晒す、契約上および非契約上の関与として定義される。他の企業への関与は、資本性金融商品または負債性金融商品の保有や、流動性の支援、信用補完および保証によって証明できる。

本シリーズ・トラストは、投資を実施しているが非連結である非上場オープン・エンド契約型投資ファンドが、以下に述べる理由から組成された企業の定義に合致すると結論した。

- 投資対象ファンドにおける議決権は、管理業務にのみ関係しているため、誰が当該ファンドを支配しているのかを決定する際に、決定的な要因とならない。
- 投資対象ファンドの活動が、募集書類および該当する補遺によって制限されている。
- 投資対象ファンドが、投資家への投資機会の提供において、狭く十分に明確化された目的を有している。

下表は、本シリーズ・トラストの連結対象ではないが、本シリーズ・トラストが持分を保有する組成された企業の種類をまとめたものである。

組成された企業の種類	性質および目的	本シリーズ・トラストの関与
投資ファンド	投資運用会社の相対価値およびリスク評価に基づいて、負債証券か持分証券かを問わず企業の発行する有価証券に投資することにより、高水準の収益と魅力的なリスク調整後リターンを提供すること。	投資対象ファンドによって発行された受益証券への投資

下表は、非連結の組成された企業について本シリーズ・トラストが保有する持分を詳述したものである。損失の最大エクスポージャーは、2020年10月31日時点および2019年10月31日時点で保有する金融資産の帳簿価額となる。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

7. 主な会計方針 ( 続き )

他の企業への関与 ( 続き )

	純資産合計 (未監査)	FVTPLで 測定される 帳簿価額	純資産合計 (未監査)	FVTPLで 測定される 帳簿価額
	2020年	2020年	2019年	2019年
	USD	USD	USD	USD
ヌビーン・NWQフレキシブル・インカム ファンド	1,686,150,823	433,803,630	840,745,666	235,644,731

2020年10月31日に終了した事業年度および2018年9月28日(運用開始日)から2019年10月31日までの期間において、本シリーズ・トラストは、非連結の組成された企業に対して追加の財務的支援を提供しておらず、現在のところ、その他の財務的支援またはその他の支援を提供する義務を負っておらず、提供する意図がない。

8. 金融資産および金融負債の分類

2020年	FVTPL測定 が強制適用され る金融資産	償却原価で測定 する金融資産	償却原価で測定 する金融負債	合計
	USD	USD	USD	USD
現金	-	10,750,586	-	10,750,586
投資対象ファンドの投資 有価証券	433,803,630	-	-	433,803,630
受益証券販売未収金	-	13,246,701	-	13,246,701
その他の資産	-	54,806	-	54,806
	<b>433,803,630</b>	<b>24,052,093</b>	<b>-</b>	<b>457,855,723</b>
投資対象ファンドの投資 有価証券購入に係る未払金	-	-	6,100,000	6,100,000
受益証券買戻未払金	-	-	1,547,095	1,547,095
その他の未払金	-	-	575,175	575,175
解約可能受益証券の受益者 に帰属する純資産	-	-	449,633,453	449,633,453
	-	-	<b>457,855,723</b>	<b>457,855,723</b>

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

**8 . 金融資産および金融負債の分類 ( 続き )**

**2019年**

現金	-	7,054,700	-	7,054,700
投資対象ファンドの投資有価証券	235,644,731	-	-	235,644,731
受益証券販売未収金	-	14,638,046	-	14,638,046
その他の資産	-	109,919	-	109,919
	<b>235,644,731</b>	<b>21,802,665</b>	<b>-</b>	<b>257,447,396</b>
投資対象ファンドの投資有価証券購入に係る未払金	-	-	8,000,000	8,000,000
受益証券買戻未払金	-	-	118,492	118,492
その他の未払金	-	-	335,363	335,363
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産	-	-	248,993,541	248,993,541
	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>257,447,396</b>	<b>257,447,396</b>

**9 . 金融商品の公正価値**

下表は、公正価値で認識された金融商品を以下のインプットのレベル別に分析したものである。

- ・レベル1：活発な市場における同一の金融商品の（未修正の）公表価格。
- ・レベル2：直接的に観察可能なインプット（すなわち価格として）または間接的に観察可能なインプット（すなわち価格から導出される）に基づく評価手法。この区分には、活発でない市場における公表価格を用いて価値評価される金融商品、およびすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて価値評価される金融商品が含まれる。
- ・レベル3：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、適用される評価手法が観察可能なデータに基づかないインプットを含み、かかる観察不能なインプットが金融商品の価値に重要な影響を及ぼすすべての金融商品が含まれる。また、この区分には、異なる金融商品間の差異を反映するために重要な観察不能な修正または仮定を要する類似の金融商品の公表価格に基づいて価値評価される金融商品が含まれる。本シリーズ・トラストはこの区分に属する金融商品を保有していなかった。



マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

（ 続き ）

**9 . 金融商品の公正価値（ 続き ）**

2020年	レベル1： USD	レベル2： USD	レベル3： USD	合計 USD
<b>F V T P Lで測定する金融資産</b>				
投資対象ファンドの投資有価証券	-	433,803,630	-	433,803,630
	-	<b>433,803,630</b>	-	<b>433,803,630</b>
<b>2019年</b>				
<b>F V T P Lで測定する金融資産</b>				
投資対象ファンドの投資有価証券	-	235,644,731	-	235,644,731
	-	<b>235,644,731</b>	-	<b>235,644,731</b>

2020年10月31日に終了した事業年度および2018年9月28日（運用開始日）から2019年10月31日までの期間中、3つのレベル間で移動したものはなかった。

**F V T P Lで測定しない金融資産**

F V T P Lで測定しない金融資産には、以下が含まれる。

現金、その他の未収金、およびその他の未払金。これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。

**10 . 金融商品とそのリスク**

本シリーズ・トラストの金融商品から生じる主要なリスクは以下のように要約できる。

**市場リスク**

市場リスクは、保有する金融商品投資の将来価格の不確実性から発生する。市場リスクは、本シリーズ・トラストが市場ポジションの保有を通じて、価格変動が生じた場合に被る可能性のある潜在的な損失を表す。市場リスクは、価格リスク、為替リスク、金利リスクの3つの種類のリスクから構成される。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

10. 金融商品とそのリスク( 続き )

市場リスク( 続き )

管理会社は、その投資目標を追求するために、正のリスク/経済価値特性をもつ過小評価された会社を識別することを目的とした綿密な調査に基づく投資プロセスを実施する方針である。

本シリーズ・トラストは、他の投資家とともに、その資産のすべて、または実質的にすべてを「マスター・フィーダー」の仕組みを通じて投資対象ファンドに投資する。「マスター・フィーダー」の仕組み、特に同一のポートフォリオに投資する複数の投資ビークルが存在する点は、投資家に独特のリスクをもたらす。投資対象ファンドに投資する規模の小さい投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する規模の大きな投資ビークルの行動により大きな影響を受ける可能性がある。例えば、規模の大きな投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残った各ファンドにおいて比例的に負担する営業費用の金額が増加し、その結果投資収益が減少する可能性がある。本シリーズ・トラストおよびその他の投資家を含む投資対象ファンドの投資家による短期間での大規模な資金の引き上げが発生した場合、投資ポジションの現金化を一度に、かつ投資対象ファンドにとって経済的に最も有利にはならない方法で行うことが必要となり、これが投資対象ファンドの純資産価値、ひいては本シリーズ・トラストの純資産価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資する。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの目論見書および設立文書の条件に従うことを要求される。これによって受益証券の購入および買戻に制約が課される可能性がある。また、投資対象ファンドが清算する場合、本シリーズ・トラストの勘定で保有する受益証券の強制的な買戻が発生し、これが本シリーズ・トラストの受益証券の強制的な買戻につながる可能性がある。したがって、本シリーズ・トラストの投資パフォーマンスは投資対象ファンドの投資パフォーマンスを完全に反映しない可能性がある。

投資対象ファンドの受益証券の価格は上昇する可能性もあるが、下落する可能性もある。投資対象ファンドがその投資目標を達成することまたは投資家が投資対象ファンドへの投資を全額回収することについての保証はない。一部の国/地域における投資制限により、投資対象ファンドの投資の流動性に制約が生じる可能性がある。投資対象ファンドのキャピタルゲインおよびインカムゲインは、投資対象ファンドの保有する投資のキャピタルゲインおよびインカムゲインから経費を差し引いた金額に基づく。したがって、投資対象ファンドの収益は、かかるキャピタルゲインおよびインカムゲインの変動に応じて変動することが予想される。投資家は、投資対象ファンドへの投資を中長期的投資として捉えるべきである。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

(続き)

10. 金融商品とそのリスク(続き)

市場リスク(続き)

投資対象ファンドは市場リスクに晒されている。市場リスクは、特定の株式、ファンド、産業または有価証券全体の価値が下落するリスクである。投資対象ファンドへの投資の価値は、投資対象ファンドが投資する有価証券の価格に応じて上昇または下落する。有価証券の価格は多くの要因に左右されて変動する。これらの要因には、発行会社の過去の利益実績または将来の利益予想、その資産の価値、経営上の意思決定、発行会社の製品またはサービスに対する需要、生産コスト、全般的な経済動向、金利、為替相場、投資家の心理、地政学的要因および市場流動性が含まれる。

価格リスク

価格リスクとは、個別投資またはその発行会社に固有の要因によるか、否かを問わず、市場価格の変動(為替リスクまたは金利リスクから発生するものを除く)の結果として、関連する金融商品の価値が変動するリスクを指す。本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドで発生する価格リスクを被りやすい。価格リスクには、投資対象ファンドが投資戦略を取った上で行う、外貨建て有価証券をはじめとする株式、デリバティブ商品、オプションおよび先物の取引の結果として生じる重大なリスクが含まれる場合がある。投資対象ファンドが有価証券、先物取引、およびスワップに対して行う投資は公正価値で計上され、それに伴う公正価値の変動は包括利益計算書において認識されるため、市場環境におけるすべての変動は、本シリーズ・トラストに帰属する純資産に直接的な影響を及ぼす。

2020年10月31日現在、投資対象ファンドの投資有価証券の価格が5%上昇していた場合、他のすべての変数が一定と仮定すると、純資産は21,690,182米ドル(2019年10月31日:11,782,237米ドル)増加していただろう。逆に5%下落していたら場合、他の変数を一定とすると、純資産に同額の逆方向の影響が発生していただろう。

為替リスク

為替リスクとは、本シリーズ・トラストの一部の資産が外貨建ての有価証券やその他の有価証券に投資され、為替相場の変動によってそれらの資産の価値に有利または不利な影響が生じるリスクを指す。本シリーズ・トラストの投資有価証券は米ドル建てであるが、本シリーズ・トラストは投資対象ファンドが保有する投資有価証券に係る為替リスクを間接的に負っている。投資運用会社は、投資対象ファンドのポートフォリオを監視する。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

10. 金融商品とそのリスク ( 続き )

市場リスク ( 続き )

為替リスク ( 続き )

投資対象ファンドにおいて本シリーズ・トラストが保有する受益証券は米ドル建てである。投資家の財務活動が米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含む)(以下、「投資家通貨」)建てで行われる場合、この事実から外貨換算に関連する一定のリスクが発生する。これらには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドルの平価切下げまたは投資家通貨の平価切上げに起因する変動を含む)および米ドルまたは投資家通貨の規制当局が為替管理を導入または変更するリスクが含まれる。投資家通貨の対米ドル相場の上昇は、(a) 投資対象ファンドのNAVおよび受益証券1口当たりNAVの投資家通貨換算額、および(b) 分配額(ある場合)の投資家通貨換算額を減少させる。

投資対象ファンドの資産の一部は、他の通貨に投資され、投資対象ファンドはこれらの投資有価証券からの収益をかかると通貨建てで受け取る場合がある。このような収益の一部は、投資対象ファンドの機能通貨に対して価値が下落する可能性がある。加えて、投資対象ファンドは、ヘッジを目的として、通貨性預金や為替予約契約、または同等のデリバティブ商品に投資する場合がある。

本シリーズ・トラストのすべての金融資産は米ドル建てであるため、為替相場の変動が財政状態計算書および包括利益計算書に及ぼす影響は軽微である。したがって、感度分析は実施していない。

金利リスク

金利リスクは、金利の変動によって本シリーズ・トラストが被る可能性のある潜在的な損失を表す。本シリーズ・トラストの他の金融資産および金融負債の大半は無利息である。そのため、本シリーズ・トラストの公正価値が、市場金利の実勢水準の変動によって受ける金利リスクは限定されている。一方、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドへの投資を通じて、高水準の金利リスクに晒されている。

投資対象ファンドにおける金利リスクとは、投資対象ファンドのポートフォリオの価値が金利上昇局面において下落するリスクを指す。金利が変動すると、デュレーションが長期にわたる債券の価値は通常、デュレーションが短期の債券の価値に比べ大きく変動する。投資対象ファンドは、史上最低に近い金利環境(マイナス金利を含む)、政府の財政政策イニシアチブの可能性の影響、およびかかるイニシアチブに対する市場の反応によって、過去に比べてより大きな金利上昇リスクを負う可能性がある。投資対象ファンドの投資戦略により、投資対象ファンドが保有する資産は市場金利の変動に基づいて増減する。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

10. 金融商品とそのリスク ( 続き )

市場リスク ( 続き )

金利リスク ( 続き )

下表および次頁の表は、本シリーズ・トラストの金利リスクエクスポージャーを要約したものである。この表は、本シリーズ・トラストの公正価値で評価される資産を、契約上の価格再評価日または満期日のいずれか早い方の日を基に分類して示している。

2020年	1 カ月未満	変動金利*	固定金利	無利息	合計
資産	USD	USD	USD	USD	USD
現金	-	-	-	10,750,586	10,750,586
F V T P L で測定する金融資産	-	-	-	433,803,630	433,803,630
受益証券販売未収金	-	-	-	13,246,701	13,246,701
その他の資産	-	-	-	54,806	54,806
<b>資産合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>457,855,723</b>	<b>457,855,723</b>
<b>負債</b>					
投資対象ファンドの投資 有価証券購入に係る未払金	-	-	-	6,100,000	6,100,000
受益証券買戻未払金	-	-	-	1,547,095	1,547,095
その他の未払金	-	-	-	575,175	575,175
<b>負債合計 ( 解約可能受益 証券の受益者に帰属する 純資産を除く )</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8,222,270</b>	<b>8,222,270</b>
<b>利息感応度ギャップ合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>N / A</b>	<b>N / A</b>

\* 変動金利に分類された項目は、期間中に年 1 回または半年に 1 回の頻度でそれぞれ異なる日に価格再評価される。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

10. 金融商品とそのリスク ( 続き )

市場リスク ( 続き )

金利リスク ( 続き )

2019年	1 カ月未満	変動金利*	固定金利	無利息	合計
資産	USD	USD	USD	USD	USD
現金	7,054,700	-	-	-	7,054,700
F V T P L で測定する金融資産	-	-	-	235,644,731	235,644,731
受益証券販売未収金	-	-	-	14,638,046	14,638,046
その他の資産	-	-	-	109,919	109,919
<b>資産合計</b>	<b>7,054,700</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>250,392,696</b>	<b>257,447,396</b>
<b>負債</b>					
投資対象ファンドの投資 有価証券購入に係る未払金	-	-	-	8,000,000	8,000,000
受益証券買戻未払金	-	-	-	118,492	118,492
その他の未払金	-	-	-	335,363	335,363
<b>負債合計 ( 解約可能受益 証券の受益者に帰属する 純資産を除く )</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8,453,855</b>	<b>8,453,855</b>
<b>利息感応度ギャップ合計</b>	<b>7,054,700</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>N / A</b>	<b>N / A</b>

\* 変動金利に分類された項目は、期間中に年 1 回または半年に 1 回の頻度でそれぞれ異なる日に価格再評価される。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

10. 金融商品とそのリスク( 続き )

流動性リスク

流動性リスクとは、本シリーズ・トラストが、債務の決済または返済を、その期限までにまたは合理的な価格で行うことができないリスクをいう。本シリーズ・トラストの解約可能受益証券の受益者は、自らの裁量で、その時点における解約可能受益証券1口当たりのNAVに基づいて、解約可能受益証券を解約することができる。本シリーズ・トラストはこうした解約に伴う現金による買戻しのリスクに日次で晒されている。本シリーズ・トラストの受益証券には、関連文書に定められた限定的な状況を除き、買戻し制限は課されない。管理会社は、借入残高の総額がNAVの10%を超えない範囲で、本シリーズ・トラストの勘定で、資金の借入を行うことができる。

本シリーズ・トラストの解約可能受益証券の受益者は、自らの裁量により、各営業日および/または管理会社が適宜指定する日付(以下、「買戻日」)に、解約可能受益証券の解約を申し出ることができる。

投資対象ファンドの方針に従い、本シリーズ・トラストは、投資対象ファンドの投資有価証券を買戻日(上記に定義)に解約することができる。本シリーズ・トラストと投資対象ファンドの買戻し方針は整合性が取れているため、本シリーズ・トラストの流動性リスクへの影響は最小限に抑えられる。投資対象ファンド投資運用会社は、投資対象ファンドの有価証券を直ちに現金化できると考えている。投資対象ファンドの流動性リスクは、投資対象ファンド投資運用会社によって、その方針および手続きに従い、日次で管理されている。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

10. 金融商品とそのリスク ( 続き )

流動性リスク ( 続き )

下表は、2020年10月31日時点および2019年10月31日時点における本シリーズ・トラストの金融資産および金融負債を契約上の満期日別に分析したものである。

	1 カ月未満	1 ~ 3 カ月	3 カ月超または 無期限	合計
	USD	USD	USD	USD
<b>2020年</b>				
<b>資産</b>				
現金	10,750,586	-	-	10,750,586
受益証券販売未収金	13,246,701	-	-	13,246,701
<b>金融資産合計</b>	<b>23,997,287</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>23,997,287</b>
<b>負債</b>				
投資対象ファンドの投資有 価証券購入に係る未払金	6,100,000	-	-	6,100,000
受益証券買戻未払金	1,547,095	-	-	1,547,095
その他の未払金	575,175	-	-	575,175
<b>金融負債合計</b>	<b>8,222,270</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8,222,270</b>
<b>2019年</b>				
<b>資産</b>				
現金	7,054,700	-	-	7,054,700
受益証券販売未収金	14,638,046	-	-	14,638,046
<b>金融資産合計</b>	<b>21,692,746</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>21,692,746</b>
<b>負債</b>				
投資対象ファンドの投資有 価証券購入に係る未払金	8,000,000	-	-	8,000,000
受益証券買戻未払金	118,492	-	-	118,492
その他の未払金	335,363	-	-	335,363
<b>金融負債合計</b>	<b>8,453,855</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8,453,855</b>



マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

10. 金融商品とそのリスク( 続き )

信用リスク

本シリーズ・トラストは、非上場デリバティブ商品取引に関連してカウンターパーティの信用リスクに晒される可能性がある。非上場金融商品の取引では、取引所の取引参加者が同様の金融商品を取引する場合に適用されるような保護(例：清算機構による履行保証)が受けられないためである。非上場デリバティブ商品取引のカウンターパーティは取引に関与する特定の会社であり、認められた取引所ではない。したがって、受託会社、管理会社および投資運用会社が本シリーズ・トラストに関連して取引するそれらの金融商品のカウンターパーティに支払不能、破産または債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストが多額の損失を被る可能性がある。個々のデリバティブ取引の契約に従い、そのような債務不履行が発生した場合の本シリーズ・トラストに関する契約上の救済方法が受託会社、管理会社および投資運用会社に与えられている場合がある。しかしながら、利用可能な担保その他の資産が不足するなど、こうした救済方法では不十分になる恐れがある。

現金および有価証券はいずれも最終的にサブ・カストディアンによって保管されるが、このうち現金についてはサブ・カストディアンが保管銀行として保管する。本シリーズ・トラストの現金は、事業年度/報告期間の末時点で全額サブ・カストディアンが保管している。サブ・カストディアンのフィッチによる信用格付はA+(2019年:A+)である。保管会社(本シリーズ・トラストと投資対象ファンドの両方に責任を有する)のムーディーズによる信用格付はA1(2019年:A1)である。サブ・カストディアンに破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資負債証券に対する本シリーズ・トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。

投資対象ファンド投資運用会社のポートフォリオ・マネージャーは、投資対象ファンドの投資有価証券の信用度およびリスクを継続的に監視している。

投資対象ファンドの勘定に保有されている資産は、対象となる投資有価証券の信用度の変動や、かかる投資有価証券の発行者から生じるリスクに晒されている。このようなリスクにより、証券の価格変動や、投資対象ファンドの受益証券の価格変動が大きくなる可能性がある。例えば、債券の発行者が金利や元本の支払義務を果たすことができない場合や、債券の投資家が発行者に対する評価を全般的に下げた結果として債券価格が下落する場合がある。また、信用格付機関による格付見解によって、投資対象ファンドの勘定で取引されている投資有価証券の信用スプレッドに悪影響を与える場合がある。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

**10. 金融商品とそのリスク ( 続き )**

**信用リスク ( 続き )**

ECL から生じる金額

現金、受取利息、配当金、およびその他の未収金の減損は、12カ月の予想信用損失に基づいて測定されており、これらのエクスポージャーの短期的な満期日を反映している。本シリーズ・トラストは、これらのエクスポージャーの信用リスクを、カウンターパーティの外部信用格付に基づいて、低いものと判断している。

**11. 現金**

現金は、サブ・カストディアンが保管する当初設定満期日が3カ月以内である現金で構成される。

	2020年 USD	2019年 USD
現金	10,750,586	7,054,700
	10,750,586	7,054,700

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

**12. 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産**

本シリーズ・トラストが発行する受益証券には、資産成長型と毎月分配型の2つのクラスがある。

	2020年	2019年
<b>資産成長型受益証券</b>		
事業年度 / 報告期間の期首時点での受益証券残存口数	1,396,490	-
受益証券発行口数	1,421,815	1,474,517
受益証券買戻口数	(286,894)	(78,027)
<b>事業年度 / 報告期間の期末時点での受益証券残存口数</b>	<b>2,531,411</b>	<b>1,396,490</b>
<b>毎月分配型受益証券</b>		
事業年度 / 報告期間の期首時点での受益証券残存口数	950,705	-
受益証券発行口数	997,582	990,748
受益証券買戻口数	(189,623)	(40,043)
<b>事業年度 / 報告期間の期末時点での受益証券残存口数</b>	<b>1,758,664</b>	<b>950,705</b>

初回クローリング日以降、投資家は各クラスの受益証券を、各取引日に、当該クラスの受益証券の1口当たりNAVと同額の価格で購入することができる。ただし、一定の最低購入金額を満たす必要がある。各クラスの受益証券の1口当たりNAVは、各取引日に計算される。ただし、当該取引日が評価日でない場合は、直前の評価日現在での計算となる。最低購入金額は受益証券1口の価格であり、1口の整数倍の口数で受益証券を購入することができる。合計購入金額は、小数第三位を四捨五入(0.005は切り上げ)して計算する。購入手数料は無料である。

投資家は、初回募集期間中、申込書に必要事項を記入して初回募集期間の最終日の午後5時(東京時間)または管理会社はその単独裁量により指定するその他の日時までに管理事務代行会社へ送付することにより、各クラスの受益証券を購入することができる。

購入払込金は、初回クローリング日の翌営業日にあたる日までに、その全額を電信為替により申込人の名義の口座から現金決済用の本シリーズ・トラストの口座宛てに送金しなければならない。かかる支払は米ドルで行うものとする。第三者による支払は受け付けない。申込書の記入が不完全であった場合、管理会社は、その裁量により、記入が完全な申込書を受領した後の最初の取引日まで受益証券の発行を延期することができる。この場合、受益証券は、かかる取引日現在の1口当たりNAVで発行される。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

**12. 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産 ( 続き )**

投資家は、本シリーズ・トラストに悪影響を与えるような事象が発生していない取引日、および/または管理会社が本シリーズ・トラストに関して適宜指定する日付に、管理事務代行会社が購入払込金を受領済みの各クラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻しを依頼することができる。一旦送付された買戻通知は取消不能である。ただし、管理会社が受託会社と協議した上で別段の決定を下した場合はこの限りではない。各クラスの受益証券の1口当たり買戻価格は、各買戻日の当該クラスの受益証券の1口当たりのNAVとして計算される。ただし、当該買戻日が評価日でない場合は、直前の評価日現在での計算となる。管理会社は、その単独裁量により、買戻通知締切日より後に受領した買戻通知を次の買戻日まで延期することができる。この場合、当該買戻通知に係る受益証券の買戻しは、当該買戻日に当該受益証券に適用される買戻価格で行われる。

**13. 報酬および経費**

本シリーズ・トラストの2020年10月31日および2019年10月31日現在における支払報酬額は以下のとおりである。

	USD	USD
投資運用会社報酬	73,630	38,251
報酬代行会社報酬	44,178	22,951
管理事務代行報酬	25,771	13,395
保管会社報酬	4,750	3,816
販売報酬	257,677	133,880
監査報酬	25,109	25,125
その他の報酬および経費	144,060	97,945
	<b>575,175</b>	<b>335,363</b>

**投資運用会社報酬**

投資運用会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額はNAVの年率0.2%で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

**報酬代行会社報酬**

報酬代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.12%で算定され、四半期毎に後払いで支払われる。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

13. 報酬および経費 ( 続き )

報酬代行会社報酬 ( 続き )

報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬の支払を代行する。また、報酬代行会社は、受託会社および管理会社に対する報酬に関連する諸経費を含むすべての費用および経費の支払を行う。

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が報酬代行会社報酬から毎年前払いで支払われる。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、報酬代行会社報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は月割りの後払いで支払われる。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の月額報酬を受領する。その金額は、NAVの5億米ドル以下の部分に対して年率0.07%、5億米ドル超10億米ドル以下の部分に対して年率0.06%、10億米ドル超の部分に対して年率0.05%で算定される。

管理事務代行報酬は、その全額が付加価値税(課税される場合)の加算対象となる。加えて、受託会社は、管理事務代行会社が本シリーズ・トラストに対してサービスを提供するにあたって本シリーズ・トラストに代わって支払った合理的なコピー代、ファックス代、電話代、印刷費、宅配便料金、郵便料金およびその他の通信費、銀行費用および政府または公的機関、団体もしくは組織の手数料または料金、ならびにその他の類似の費用、手数料または料金を管理事務代行会社に対して払い戻す。

保管会社報酬

保管会社は、本シリーズ・トラストの資産から、月額750米ドルの報酬に加え、取引手数料を受け取る。

保管会社はさらに、本シリーズ・トラストの資産から、関連当事者間で合意したその他の報酬を受領する。加えて、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本シリーズ・トラストの資産から払い戻しを受ける権利を有する。

販売報酬

販売会社は本シリーズ・トラストの資産から一定の月額報酬を受領する。その金額は各評価日に計算されるNAVの年率0.7%で算定される。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

**財務諸表に対する注記**

2020年10月31日

( 続き )

**13. 報酬および経費 ( 続き )**

投資対象ファンドの手数料

本シリーズ・トラストは、その資産の実質的にすべてを投資対象ファンドに投資することを意図しているため、投資対象ファンドに関連する費用および支払報酬を間接的に負担することになる。このような報酬は、投資対象ファンドの解約可能受益証券の受益者に帰属するNAVを減少させ、本シリーズ・トラストの財政状態計算書に表示される投資対象ファンドの投資有価証券の額に影響を与える。投資対象ファンドの支払報酬の合計額は、投資対象ファンドの運用資産総額の年率約0.55%である(ただし、一定の固定手数料は変動する可能性がある)。投資対象ファンド内で支払われた特定の報酬の内訳に関する詳細については、本シリーズ・トラストの募集書類内に記載されている。

**14. 投資に対する純利益(純損失)**

	2020年 USD	2019年 USD
<b>投資に対する純利益(純損失)は、以下により構成される</b>		
FVTP Lで測定される金融資産の未実現利益(損失)の変動	(4,533,780)	12,062,962
FVTP Lで測定される金融資産の実現純利益	122,565	-
<b>投資に対する純利益(純損失)</b>	<b>(4,411,215)</b>	<b>12,062,962</b>

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

15. 関連当事者取引

財政上または運営上の決定に際して、一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、および販売会社は、本シリーズ・トラストの関連当事者とみなされる。受託会社は、設立証書の下で本トラストを設定する権限を有することから関連当事者である。管理会社は、設立証書の条件に従って受託証券の発行を行う権限を有すること、および同社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループAGによる共通の所有下にあることから関連当事者である。投資運用会社は、投資判断を下す権限を有することから関連当事者である。報酬代行会社は、本シリーズ・トラストに対して報酬計算代行サービスを提供するなど、重要な影響力を行使することができるため関連当事者である。報酬代行会社の詳細情報は注記13に記載されている。販売会社、管理事務代行会社、および保管会社は、投資運用会社と提携関係があることから関連当事者である。通常の事業活動の過程で行われるもの以外の関連当事者との取引は存在しない。事業年度/報告期間の間に関連当事者に対して支払った報酬の金額は、包括利益計算書上で開示されるとともに、注記13に記載されている。2020年10月31日および2019年10月31日現在で関連当事者から請求され、支払義務の発生している金額は、注記13に開示されている。

16. 分配方針

本シリーズ・トラストは、毎月いくらかの金額の収益を生み出す可能性がある。本シリーズ・トラストの現行の分配方針は以下のとおりである。

- ( ) 資産成長型受益証券については分配を行わない。
- ( ) 毎月分配型受益証券については、当該クラスの各受益者に対して、毎月分配日に投資元本(投資対象ファンドにおける受益証券の現金化)から分配を行う(以下、「月次分配金」)。この金額は得られたキャピタルゲインの額を上回る場合があり、対応する分配期間に係る毎月分配型受益証券に帰属する。

各分配日に支払われる分配金の金額は、管理会社の単独裁量で(1)投資対象ファンドからの実現および未実現キャピタルゲイン、および(2)毎月の受益証券1口当たりの雑費等を考慮した上で決定される。

マイスターズ・コレクション  
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のシリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記

2020年10月31日

( 続き )

16. 分配方針 ( 続き )

さらに、管理会社は、毎月分配型受益証券に帰属する投資元本を原資として分配を行うことを選択できるにもかかわらず、適切と認められる状況においては、特定の月に毎月分配型受益証券に係る月次分配金を支払わないことを選択できるため、投資家は特にこの点に留意することが重要である。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社はその単独の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標および方針の適用が過去1カ月間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、こうした選択が適切であると管理会社が判断する程度にアンダーパフォームした場合が含まれるが、これらに限られない。

宣言された月次分配金は、対応する分配日に(かかる分配金に課される税金を差し引いた後)支払われる。分配金は、当該分配金に係る分配基準日に毎月分配型受益証券の受益者として受益者名簿に登録されている者に対して支払われる。かかる分配金の金額は、小数第三位を四捨五入(0.005は切り上げ)して計算する。

終了した事業年度中に支払われた分配金は、4,147,884米ドルである(2018年9月28日(運用開始日)から2019年10月31日までの期間:1,778,149米ドル)。

17. 後発事象

事業年度終了後も新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は続いている。新型コロナウイルスによって金融市場は深刻な影響を受け、経済的社会的な混乱が世界的に生じ、企業や経済活動へも極めて大きな混乱が見られ、多くの金融資産の価値を大幅に下落させている。現時点においては、これによる本シリーズ・トラストへの影響の最終的な程度は推定不可能である。

2021年2月1日付で、受託会社の事務所の登録住所は、Elian Trustee (Cayman) Limited, One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islandsに変更になった。

2020年10月31日以降、本シリーズ・トラストにおいて、受益証券の解約に係る42,849,920米ドルの支払と受益証券の販売に係る228,639,146米ドルの払込があった。

2021年3月3日現在、財務諸表上での開示が必要な上記以外の後発事象は発生していない。

[次へ](#)



Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Statement of Financial Position**

As at 31 October 2020

	Notes	2020 USD	2019 USD
<b>Assets</b>			
Cash	11	10,750,586	7,054,700
Investment in Selected Fund (Cost: USD426,274,448)	8,9,10	433,803,630	235,644,731
Subscriptions receivable		13,246,701	14,638,046
Other assets		54,806	109,919
<b>Total Assets</b>		<b>457,855,723</b>	<b>257,447,396</b>
<b>Liabilities</b>			
Payable for purchase of investment in Selected Fund		6,100,000	8,000,000
Repurchases payable		1,547,095	118,492
Other payables	13	575,175	335,363
<b>Total Liabilities</b>		<b>8,222,270</b>	<b>8,453,855</b>
<b>Net assets attributable to the holder of redeemable participating units</b>		<b>449,633,453</b>	<b>248,993,541</b>
Representing:			
<b>Capital Growth Type Units</b>			
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units	12	USD271,794,927	USD148,999,640
Number of redeemable participating units outstanding	12	2,531,411	1,396,490
Net asset value ( " NAV " ) per redeemable participating unit		USD107.37	USD106.70
<b>Monthly Distribution Type Units</b>			
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units		USD177,838,526	USD99,993,901
Number of redeemable participating units outstanding	12	1,758,664	950,705
NAV per redeemable participating unit		USD101.12	USD105.18

Approved on behalf of the Trustee on 3 March 2021

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Statement of Comprehensive Income**  
For the year ended 31 October 2020

	Notes	2020 USD	2019* USD
<b>Net income from financials instruments at fair value through profit or loss</b>			
Net foreign exchange loss		(68)	-
Net (loss)/gain on investments	14	(4,411,215)	12,062,962
Dividend income		9,770,117	4,481,773
<b>Total revenue</b>		<b>5,358,834</b>	<b>16,544,735</b>
Investment Manager fees	13,15	696,772	330,979
Fee Agent fees	13,15	418,063	198,587
Administration fees	13,15	243,864	115,849
Custody fees	13,15	27,733	23,786
Distribution fees	13,15	2,438,673	1,158,426
Audit fees		25,159	25,125
Other fees and expenses		173,019	162,891
<b>Total operating expenses</b>		<b>4,023,283</b>	<b>2,015,643</b>
<b>Operating profit</b>		<b>1,335,551</b>	<b>14,529,092</b>
<b>Finance Costs</b>			
Distributions to the holder of redeemable participating units	16	(4,147,884)	(1,778,149)
<b>Total Finance Costs</b>		<b>(4,147,884)</b>	<b>(1,778,149)</b>
<b>Change in net assets attributable to the holder of redeemable participating units</b>		<b>(2,812,333)</b>	<b>12,750,943</b>

\*For the period from 28 September 2018 (commencement of operations) to 31 October 2019.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Statement of Changes in Net Assets Attributable to the Holder of Redeemable Participating  
Units**

For the year ended 31 October 2020

	<b>2020 USD</b>	<b>2019* USD</b>
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units at start of year/period	248,993,541	-
Issue of redeemable participating units	253,137,467	248,275,008
Repurchase of redeemable participating units	(49,685,222)	(12,032,410)
Change in net assets attributable to the holder of redeemable participating units	(2,812,333)	12,750,943
	449,633,453	248,993,541
<b>Net assets attributable to the holder of redeemable participating units at end of year/period</b>	<b>449,633,453</b>	<b>248,993,541</b>

\*For the period from 28 September 2018 (commencement of operations) to 31 October 2019.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Statement of Cash Flows

For the year ended 31 October 2020

	2020 USD	2019* USD
<b>Operating activities</b>		
Change in net assets attributable to the holder of redeemable participating units	(2,812,333)	12,750,943
Purchase of investment in Selected Fund	(207,270,114)	(215,581,769)
Proceeds from sale of investment in Selected Fund	2,800,000	-
<b>Adjustment for items not involving cash</b>		
Movement in unrealised gain/(loss) on investment in Selected Fund	4,533,780	(12,062,962)
Net realised loss on investment in Selected Fund	(122,565)	-
<b>Net change in non-cash operating balances</b>		
Decrease/(increase) in other assets	55,113	(109,919)
Increase in other payables	239,812	335,363
Net cash used in operating activities	<u>(202,576,307)</u>	<u>(214,668,344)</u>
<b>Financing activities</b>		
Proceeds from issue of redeemable participating units	254,528,812	233,636,962
Payments for repurchase of redeemable participating units	(48,256,619)	(11,913,918)
Net cash provided by financing activities	<u>206,272,193</u>	<u>221,723,044</u>
Net change in cash	3,695,886	7,054,700
Cash at beginning of year/period	<u>7,054,700</u>	<u>-</u>
<b>Cash at end of year/period</b>	<b><u>10,750,586</u></b>	<b><u>7,054,700</u></b>
<b>Supplementary information:</b>		
Dividends received	<u>9,770,117</u>	<u>4,481,773</u>

\*For the period from 28 September 2018 (commencement of operations) to 31 October 2019.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Notes to the Financial Statements

31 October 2020

**1. GENERAL INFORMATION**

Meister's Collection (For Qualified Institutional Investors only) (the "Series Trust") has been created and established pursuant to the Master Trust Deed for Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III (the "Master Trust") dated 2 December 2013 and a Supplemental Trust Deed dated 3 August 2018 (the "Supplement Trust Deed" and together with the Master Trust Deed, the "Trust Deed").

The Series Trust commenced trading on 28 September 2018, issuing Capital Growth Type Units and Monthly Distribution Type Units respectively.

The investment objective of the Series Trust is to provide investors with the option of receiving either current income or capital appreciation by indirectly investing under normal market conditions mainly in income-producing debt and equity securities including, but not limited to, corporate bonds, convertible bonds, common stocks and preferred stocks. It is expected that the Series Trust will seek to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust into the USD Distribution Class Units of Nuveen NWQ Flexible Income Fund (the "Selected Fund"). The Selected Fund is a series trust of Global Multi Strategy, an umbrella unit trust established under the laws of the Cayman Islands (the "Umbrella Trust"). At 31 October 2020, the Series Trust had a 25.61% (2019: 28.03%) holding in the Selected Fund.

The Series Trust may also hold USD cash and money market securities (including but not limited to commercial paper, certificates of deposit and government bills).

Sumitomo Mitsui Asset DS Management Company, Limited (the "Investment Manager") shall have day-to-day investment decision-making and ongoing monitoring responsibility over the portion of the Series Trust's portfolio comprising the Selected Fund and USD cash and money market securities (the "Subadvised Portfolio").

The Subadvised Portfolio may generate a certain amount of income each month. It is intended that the portion of such income that is attributable to the Monthly Distribution Type Units will be distributed to holders of such class of Units on each distribution date, as further described in Note 16.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**1. GENERAL INFORMATION (continued)**

The investment objective of the Selected Fund is to seek to provide a high level of income and attractive risk-adjusted returns by investing in corporate securities across the capital structure based on the investment manager of the Selected Fund, NWQ Investment Management Company, LLC's (the "SF Investment Manager") assessment of relative value and risk. The base currency of the Selected Fund is USD.

In order to pursue its investment objective, the SF Investment Manager employs a rigorous research-focused investment process that seeks to identify undervalued companies with positive risk/reward characteristics in selecting investments for the Selected Fund.

The SF Investment Manager's approach to investing is based upon a bottom-up, fundamental approach. The team conducts independent research focused on understanding individual companies as businesses rather than viewing them simply as stocks. Part of the methodology includes rigorous financial statement evaluation, focusing on balance sheet and cash flow statement analysis above solely relying upon the income statement, a process they believe allows for a true understating of a company's economic profitability, cash flow and return on capital.

The SF Investment Manager's investment process focuses on the attractiveness of a particular security within a company's capital structure and seeks to invest in securities that it feels possess the appropriate balance between risk and reward and that represent good value when compared to other similar securities. The SF Investment Manager may choose to sell securities or reduce its exposure to a security, including through the use of the financial derivative instruments described below, if it feels that a company no longer possesses favorable risk/reward characteristics, attractive valuations or catalysts, if it identifies better alternatives within a company's capital structure, or if a company suspends or is projected to suspend its dividend or interest payments.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**1. GENERAL INFORMATION (continued)**

The SF Investment Manager will invest for the account of the Selected Fund in a diversified portfolio of investments including, but not limited to, debt and equity securities of US or non-US companies. The debt securities in which the SF Investment Manager invests, for the account of the Selected Fund, may invest include, but are not limited to, corporate bonds, mortgage-backed securities, taxable municipal securities, and US Government and agency debt securities. Preferred securities are securities issued by corporate issuers that generally pay fixed or adjustable rate distributions to investors and have preference over common shares in the payment of distributions and the liquidation of a company's assets, but are junior to most other forms of a company's debt, including both senior and subordinated debt.

The SF Investment Manager, for the account of the Selected Fund, may invest without limit in preferred securities and debt securities that are rated lower than investment grade at the time of purchase or in unrated securities of comparable quality. These securities may also be referred to as sub-investment grade securities and generally provide high income in an effort to compensate investors for their higher risk of default, which is the failure to make required interest or principal payments. Accordingly, the NAV of the Selected Fund may have a relatively high level of volatility.

There is no limitation on the average maturity or average effective duration of the securities held by the Selected Fund.

Normally, the SF Investment Manager, for the account of the Selected Fund, will invest substantially all of the Selected Fund's assets to meet its investment objective. To the extent that the Selected Fund's assets are not fully invested in accordance with its investment objective, the SF Investment Manager's investment decisions may be made on the basis of short-term market considerations in which case the SF Investment Manager, for the account of the Selected Fund, may engage in frequent trading of portfolio securities. For temporary defensive purposes, including during periods of high cash inflows and outflows, the SF Investment Manager may temporarily deviate from the investment policies and restrictions of the Selected Fund. During such periods, the Selected Fund may not achieve its investment objective.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**1. GENERAL INFORMATION (continued)**

Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited integrated their custody business into Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited, (London Branch) on 2 March 2020 following both UK and Japanese regulatory approvals. Its ultimate parent which is Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc a Japanese company quoted on the Tokyo Stock Exchange remains unchanged post the integration.

During the year, a viral Covid-19 pandemic has spread across the globe. It is causing very significant financial market, economic and social dislocation globally, including very significant disruption to business and economic activity. The economic disruption may significantly reduce the value of many financial instruments including those held by the Series Trust. The ultimate extent of the effect of this on the Series Trust is not possible to estimate at this time and will only be finally determined on realization of investments.

**2. BASIS OF PREPARATION**

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (“IFRS”) issued by the International Accounting Standards Board (“IASB”), and interpretations issued by the International Financial Reporting Interpretations Committee of the IASB.

The financial statements are presented in United States Dollars (“USD”) and not the local currency of the Cayman Islands. The units of the Series Trust are issued and redeemed in Yen but the Series Trust's operations are primarily conducted in USD.

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12, and IAS 27) (2012) (the amendments). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.



## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**2. BASIS OF PREPARATION (continued)**

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the Trustee to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying value of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised. Judgements made by the Trustee in the application of IFRS that have a significant effect on the financial statements and estimates with a significant risk of material adjustment in the next year are discussed in Notes 9 and 10.

**3. BASIS OF MEASUREMENT**

The financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for the following material items.

<b>Items</b>	<b>Measurement basis</b>
Financial assets at fair value through profit or loss ( " FVTPL " )	Fair value

Investment in Selected Fund is included in this category.

**4. CHANGES IN SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES**

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial period.

**5. STANDARDS ISSUED BUT NOT YET ADOPTED**

A number of new standards are effective for annual periods beginning after 1 November 2019 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**5. STANDARDS ISSUED BUT NOT YET ADOPTED (continued)**

Of those standards that are not yet effective, none is expected to have a material impact on the Series Trust's financial statements in the period of initial application.

**6. NEW STANDARDS, AMENDMENTS AND INTERPRETATIONS**

**New standards, amendments and interpretations issued and effective for the financial year beginning 1 November 2019**

The IFRS Interpretations Committee (“IFRIC”) published a new interpretation IFRIC 23 “Uncertainty over Income Tax Treatments”, specifying how entities should reflect uncertainty in accounting for income taxes. IFRIC 23 addresses the previous lack of guidance in IAS 12 “Income Taxes”, which specifies how to account for current and deferred tax, but not how to reflect the effects of uncertainty. The Trustee and Manager evaluated the effect of IFRIC 23 and deemed that it did not have a significant impact on the financial statements since the majority of the Series Trust's financial instruments are, in the opinion of the Trustee and Manager, not subject to material uncertain tax treatment.

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES**

The significant accounting policies adopted by the Series Trust and consistently applied to all periods presented in these financial statements are as follows:

**Financial assets and financial liabilities**

(i) Recognition and initial measurement

The Series Trust initially recognises financial assets and financial liabilities at FVTPL on the trade date, which is the date on which the Series Trust becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Other financial assets and financial liabilities are recognised on the date on which they are originated.

A financial asset or financial liability is measured initially at fair value plus, for an item not at FVTPL, transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)**

**Financial assets and financial liabilities (continued)**

(ii) Classification and subsequent measurement

Classification of financial assets

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- it is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and
- its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest (“SPPI”).

All other financial assets of the Series Trust are measured at FVTPL.

Business model assessment

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the Investment Manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in the prior period, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)****Financial assets and financial liabilities (continued)**

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

Assessment whether contractual cash flows are SPPI

For the purposes of this assessment, "principal" is defined as the fair value of the financial asset on initial recognition. "Interest" is defined as consideration for the time value of money and for the credit risk associated with the principal amount outstanding during a particular period of time and for other basic lending risks and costs (e.g. liquidity risk and administrative costs), as well as a profit margin.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features);
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

For a reconciliation of line items in the Statement of Financial Position to the categories of financial instruments, as defined by IFRS 9, see Note 8.

**Reclassifications**

Financial assets are not reclassified subsequent to their initial recognition unless the Series Trust were to change its business model for managing financial assets, in which case all affected financial assets would be reclassified on the first day of the first reporting period following the change in the business model.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)**

**Financial assets and financial liabilities (continued)**

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Subsequent measurement of financial assets

Financial assets at FVTPL

These assets are subsequently measured at fair value. Net gains and losses, including any interest or dividend income and expense and foreign exchange gains and losses, are recognised in profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Investment in Selected Fund is included in this category.

The fair value of the investment in the Selected Fund is based on the unaudited NAV per unit obtained from the Selected Fund's administrators, which has been assessed as the most representative measure of fair value as determined by the Investment Manager. Realised and unrealised gains or losses on the investment in the Selected Fund are included in the Statement of Comprehensive Income.

Financial assets at amortised cost

These assets are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest income, foreign exchange gains and losses and impairment are recognised in the Statement of Comprehensive Income. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss.

Cash, subscriptions receivable and other assets are included in this category.

Financial liabilities - Classification, subsequent measurement and gains and losses

Financial liabilities are classified as measured at amortised cost or FVTPL.

A financial liability is classified as at FVTPL if it is classified as held for trading, it is a derivative or it is designated as such on initial recognition. Financial liabilities at FVTPL are measured at fair value and net gains and losses, including any interest expense, are recognised in profit or loss.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)**

**Financial assets and financial liabilities (continued)**

(ii) Classification and subsequent measurement (continued)

Other financial liabilities are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method. Interest expense and foreign exchange gains and losses are recognised in profit or loss. Any gain or loss on derecognition is also recognised in profit or loss.

As at the year ended 31 October 2020 and the period from 28 September 2018 (commencement of operations) to 31 October 2019, there were no financial liabilities at FVTPL.

Financial liabilities at amortised cost include payable for purchase of investment in Selected Fund, repurchases payable and other payables.

(iii) Fair value measurement

“Fair value” is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date in the principal or, in its absence, the most advantageous market to which the Series Trust has access at that date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk.

When available, the Series Trust measures the fair value of an instrument using the quoted price in an active market for that instrument. A market is regarded as active if transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis. The Series Trust measures instruments quoted in an active market at a mid-price, because this price provides a reasonable approximation of the exit price.

If there is no quoted price in an active market, then the Series Trust uses valuation techniques that maximise the use of relevant observable inputs and minimise the use of unobservable inputs. The chosen valuation technique incorporates all of the factors that market participants would take into account in pricing a transaction.

The Series Trust recognises transfers between levels of the fair value hierarchy as at the end of the reporting period during which the change has occurred.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)****Financial assets and financial liabilities (continued)****(iv) Amortised cost measurement**

The “amortised cost” of a financial asset or financial liability is the amount at which the financial asset or financial liability is measured on initial recognition minus the principal repayments, plus or minus the cumulative amortisation using the effective interest method of any difference between that initial amount and the maturity amount and, for financial assets, adjusted for any loss allowance.

**(v) Impairment**

The Series Trust recognises loss allowances for expected credit losses (“ECLs”) on financial assets measured at amortised cost.

The Series Trust measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured at 12-month ECLs:

- financial assets that are determined to have low credit risk at the reporting date; and
- other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the asset) has not increased significantly since initial recognition.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Series Trust considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. This includes both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Series Trust's historical experience and informed credit assessment and including forward-looking information.

The Series Trust assumes that the credit risk on a financial asset has increased significantly if it is more than 30 days past due.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)****Financial assets and financial liabilities (continued)****(v) Impairment (continued)**

The Series Trust considers a financial asset to be in default when:

- the borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Series Trust in full, without recourse by the Series Trust to actions such as realising security (if any is held); or
- the financial asset is more than 90 days past due.

The Series Trust considers a financial asset to have low credit risk when the credit rating of the counterparty is equivalent to the globally understood definition of “investment grade”.

Lifetime ECLs are the ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument. 12-month ECLs are the portion of ECLs that result from default events that are possible within the 12 months after the reporting date (or a shorter period if the expected life of the instrument is less than 12 months). The maximum period considered when estimating ECLs is the maximum contractual period over which the Series Trust is exposed to credit risk.

**Measurement of ECLs**

ECLs are a probability-weighted estimate of credit losses. Credit losses are measured as the present value of all cash shortfalls (i.e. the difference between the cash flows due to the entity in accordance with the contract and the cash flows that the Series Trust expects to receive).

ECLs are discounted at the effective interest rate of the financial asset.

**Credit-impaired financial assets**

At each reporting date, the Series Trust assesses whether financial assets carried at amortised cost are credit-impaired. A financial asset is “credit-impaired” when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of the financial asset have occurred.



## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)****Financial assets and financial liabilities (continued)****(v) Impairment (continued)**

Evidence that a financial asset is credit-impaired includes the following observable data:

- significant financial difficulty of the borrower or issuer;
- a breach of contract such as a default or being more than 90 days past due; or
- it is probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation.

Presentation of allowance for ECLs in the Statement of Financial Position

Loss allowances for financial assets measured at amortised cost are deducted from the gross carrying amount of the assets.

**Write-off**

The gross carrying amount of a financial asset is written off when the Series Trust has no reasonable expectations of recovering a financial asset in its entirety or a portion thereof.

**(vi) Derecognition**

The Series Trust derecognises a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the right to receive the contractual cash flows in a transaction in which substantially all of the risks and rewards of ownership of the financial asset are transferred or in which the Series Trust neither transfers nor retains substantially all of the risks and rewards of ownership and does not retain control of the financial asset.

On derecognition of a financial asset, the difference between the carrying amount of the asset (or the carrying amount allocated to the portion of the asset that is derecognised) and the consideration received (including any new asset obtained less any new liability assumed) is recognised in profit or loss. Any interest in such transferred financial assets that is created or retained by the Series Trust is recognised as a separate asset or liability.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)****Financial assets and financial liabilities (continued)****(vi) Derecognition (continued)**

The Series Trust may enter into transactions whereby it transfers assets recognised on its Statement of Financial Position, but retains either all or substantially all of the risks and rewards of the transferred assets or a portion of them. If all or substantially all of the risks and rewards are retained, then the transferred assets are not derecognised. Transfers of assets with retention of all or substantially all of the risks and rewards include sale and repurchase transactions.

The Series Trust derecognises a financial liability when its contractual obligations are discharged or cancelled, or expire.

On derecognition of a financial liability, the difference between the carrying amount extinguished and the consideration paid (including any non-cash assets transferred or liabilities assumed) is recognised in profit or loss.

**(vii) Offsetting**

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position when and only when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously. This is generally not the case with master netting agreements and the related assets and liabilities are presented gross in the Statement of Financial Position. As at 31 October 2020 and 2019, the Series Trust does not hold any financial assets or liabilities subject to master netting arrangements.

**Cash**

Elian Trustee (Cayman) Limited as Trustee have appointed Sumitomo Mitsui Trust, Limited (London Branch) (formerly Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited) as its custodian (the "Custodian"). The Custodian have, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") as their sub-custodian (the "Sub-Custodian"). Cash is ultimately held at BBH as the Series Trust's banker. Cash comprises of cash held with maturities of 3 months or less with BBH.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)****Investment income**

The Selected Fund's distribution policy is for the Trustee, in agreement with the Manager, to declare distributions, in respect of each class of Units, on a monthly basis, following each "Distribution Record Date" (the 10<sup>th</sup> day of each calendar month, or where such day is not a business day immediately following such day). Such distributions are declared in such amounts (if any) as the Manager may determine.

**Expenses**

Expenses are accounted for on an accruals basis and are recognised in the Statement of Comprehensive Income.

**Taxation**

Under the current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, corporation, capital gains or other Cayman Islands taxes payable by the Trust. The Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that it will be exempt from such taxes for a period of fifty years from 2 December 2013 should they be enacted. As a result, no provision for taxes has been made in the financial statements. The Series Trust may be subject to foreign withholding taxes on certain interest, dividends and capital gains.

**Foreign currencies**

Items which are included in the Series Trust's financial statements, are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates ("the functional currency"), which is USD. Investments and other assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD amounts at the date of valuation. Purchases and sales of investments, issue and repurchase of redeemable participating units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into USD amounts on the respective dates of such transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the exchange rates ruling at the year/period end date. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies which are stated at fair value, are translated into USD, at the date the fair value was determined. Realised and unrealised gains and losses arising from translation, if any, are included in the Statement of Comprehensive Income.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)**

**Redeemable Participating Units**

The Redeemable Participating Units sold by the Series Trust are puttable instruments and are classified as financial liabilities as they do not meet the conditions for equity classification under the amendments to IAS 32, as there were different classes of Units with different features in issue throughout the year/period (Note 12). The NAV per Unit is calculated by dividing the total Net Assets of the Series Trust attributable to each Unit class by the number of Units in issue in each respective class. All Units are issued and redeemed at this price.

**Interest in another entity**

Interest in another entity is defined for the purpose of IFRS 12 as contractual or non-contractual involvement that exposes an entity to variability of returns from the performance of the other entity. It can be evidenced by holding of equity or debt instruments, but also liquidity support, credit enhancement and guarantees.

The Series Trust has concluded that the unlisted open-ended investment fund in which it invests, but that it does not consolidate, meets the definition of a structured entity because:

- the voting rights in the Selected Fund are not dominant rights in deciding who controls them because the rights relate to administrative tasks only;
- the Selected Fund's activities are restricted by its offering documents and applicable appendix; and
- the Selected Fund has narrow and well-defined objectives to provide investment opportunities to investors.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Notes to the Financial Statements

31 October 2020

(Continued)

## 7. PRINCIPAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

**Interest in another entity (continued)**

The table below describes the type of structured entity that the Series Trust does not consolidate but in which it holds an interest.

Type of structured entity	Nature and purpose	Interest held by the Series Trust
Investment Fund	To provide a high level of income and attractive risk-adjusted return by investing in corporate securities across the capital structure based on the Manager's assessment of relative value and risk.	Investments in units issued by the Selected Fund

The table below sets out interests held by the Series Trust in unconsolidated structured entities. The Maximum exposure to loss is the carrying amounts of the financial assets held at 31 October 2020 and 2019.

	Total net assets (unaudited) 2020 USD	Carrying amount at FVTPL 2020 USD	Total net assets (unaudited) 2019 USD	Carrying amount at FVTPL 2019 USD
Nuveen NWQ Flexible Income Fund	1,686,150,823	433,803,630	840,745,666	235,644,731

During the year ended 31 October 2020 and the period from 28 September 2018 (commencement of operations) to 31 October 2019, the Series Trust did not provide additional financial support to unconsolidated structured entities and has no current obligation to or intention of providing other financial or other support.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Notes to the Financial Statements

31 October 2020

(Continued)

## 8. CLASSIFICATION OF FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

2020	Mandatorily	Financial	Financial	Total
	at FVTPL	assets at	liabilities	
		amortised	at amortised	
		cost	cost	
	USD	USD	USD	USD
Cash	-	10,750,586	-	10,750,586
Investment in Selected Fund	433,803,630	-	-	433,803,630
Subscriptions receivable	-	13,246,701	-	13,246,701
Other assets	-	54,806	-	54,806
	<b>433,803,630</b>	<b>24,052,093</b>	<b>-</b>	<b>457,855,723</b>
Payable for purchase of investment in Selected Fund	-	-	6,100,000	6,100,000
Repurchases payable	-	-	1,547,095	1,547,095
Other payables	-	-	575,175	575,175
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units	-	-	449,633,453	449,633,453
	-	-	<b>457,855,723</b>	<b>457,855,723</b>
<b>2019</b>				
Cash	-	7,054,700	-	7,054,700
Investment in Selected Fund	235,644,731	-	-	235,644,731
Subscriptions receivable	-	14,638,046	-	14,638,046
Other assets	-	109,919	-	109,919
	<b>235,644,731</b>	<b>21,802,665</b>	<b>-</b>	<b>257,447,396</b>
Payable for purchase of investment in Selected Fund	-	-	8,000,000	8,000,000
Repurchases payable	-	-	118,492	118,492
Other payables	-	-	335,363	335,363
Net assets attributable to the holder of redeemable participating units	-	-	248,993,541	248,993,541
	-	-	<b>257,447,396</b>	<b>257,447,396</b>

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Notes to the Financial Statements

31 October 2020

(Continued)

## 9. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The table below shows financial instruments recognised at fair value analysed between those whose fair value is based on:

- Level 1: Quoted price (Unadjusted) in an active market for an identical instrument;
- Level 2: Valuation techniques based on observable inputs, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices). This category includes instruments valued using: quoted prices in markets that are considered less than active; or other valuation techniques for which all significant inputs are directly or indirectly observable from market data; and
- Level 3: Valuation techniques using significant unobservable inputs. This category includes all instruments for which the valuation technique includes inputs not based on observable data and the unobservable inputs have a significant effect on the instrument's valuation. This category includes instruments that are valued based on quoted prices for similar instruments for which significant unobservable adjustments or assumptions are required to reflect differences between the instruments. The Series Trust did not hold any instruments in this category.

2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	USD	USD	USD	USD
<b>Financial assets at FVTPL</b>				
Investment in Selected Fund	-	433,803,630	-	433,803,630
	-	<b>433,803,630</b>	-	<b>433,803,630</b>
<b>2019</b>				
<b>Financial assets at FVTPL</b>				
Investment in Selected Fund	-	235,644,731	-	235,644,731
	-	<b>235,644,731</b>	-	<b>235,644,731</b>

There were no transfers across the three levels during the year ended 31 October 2020 and the period from 28 September 2018 (commencement of operations) to 31 October 2019.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**9. FAIR VALUE OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)**

**Financial instruments not measured at FVTPL**

The financial instruments not measured at FVTPL include:

Cash, other receivables and other payables. These are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value, because of their short-term nature.

**10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS**

The main risks arising from the Series Trust's financial instruments can be summarised as follows:

**Market Risk**

Market risk arises from uncertainty about future prices of financial investments held. It represents the potential loss the Series Trust might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk comprises three types of risk: price risk, currency risk and interest rate risk.

In order to pursue the Series Trust's investment objective, the Manager has committed to employing a rigorous research-focused investment process that seeks to identify undervalued companies with positive risk/reward characteristics.



## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)****Market Risk (continued)**

The Series Trust will invest, together with other investors, all, or substantially all of its assets through a “master-feeder” structure in the Selected Fund. A “master-feeder” structure, in particular the existence of multiple investment vehicles investing in the same portfolio, presents certain unique risks to investors. Smaller investment vehicles investing in the Selected Fund may be materially affected by the actions of larger investment vehicles investing in the Selected Fund. For example, if a larger investment vehicle withdraws from the Selected Fund, the remaining funds may experience higher pro rata operating expenses, thereby producing lower returns. Substantial withdrawals of capital by investors in the Selected Fund, including the Series Trust and any other investors, over a short time period could necessitate the liquidation of investment positions at a time and in a manner which does not provide the most economic advantage to the Selected Fund and which therefore could adversely affect the NAV of the Selected Fund and hence the NAV of the Series Trust.

The Investment Manager will invest substantially all of the assets of the Series Trust in the Selected Fund. The Series Trust will be required to comply with the terms of the Selected Fund's offering memoranda and constitutive documents, which may place limits on subscriptions and repurchases, and additionally the liquidation of the Selected Fund would lead to the compulsory repurchase of any shares held for the account of the Series Trust which may, in some cases, lead to compulsory repurchases of Units. Accordingly, the performance of the Series Trust may not absolutely reflect the performance of the Selected Fund.

The price of the units of the Selected Fund may fall as well as rise. There can be no assurance that the Selected Fund will achieve its investment objective or that an investor will recover the full amount invested in the Selected Fund. Restrictions on investments in certain jurisdictions may limit the liquidity of the Selected Fund's investments. The capital return and income of the Selected Fund is based on the capital appreciation and income on the investments it holds, less expenses incurred. Therefore, the Selected Fund's return may be expected to fluctuate in response to changes in such capital appreciation or income. An investment in the Selected Fund should be viewed by an investor as a medium to long term investment.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)****Market Risk (continued)**

The Selected Fund is subject to market risk. Market risk is the risk that a particular share, a fund, an industry, or securities in general may fall in value. The value of investments in the Selected Fund will go up and down with the prices of securities in which the Selected Fund invest. The prices of securities change in response to many factors, including the historical and prospective earnings of the issuer, the value of its assets, management decisions, demand for an issuer's products or services, production costs, general economic conditions, interest rates, currency exchange rates, investor perceptions, geopolitical factors and market liquidity.

Price Risk

Price risk is the risk that value of the related instruments will fluctuate as a result of changes in the market prices (other than those arising from currency risk or interest rate risk), whether caused by factors specific to an individual investment, or its issuer. The Series Trust is susceptible to price risk that occurs at the Selected Fund, which may include substantial risks as a result of trading by the Selected Fund of equity securities, derivative instruments, options and futures, including securities denominated in different currencies while executing their investment strategy. As the Selected Fund's investments in securities, futures contracts and swap are carried at fair value with fair value changes recognised in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect the net assets attributable to the Series Trust.

As at 31 October 2020, if the price of the Investment in Selected Fund had increased by 5% with all other variables held constant, there would have been an increase in Net Assets of USD21,690,182 (2019: USD11,782,237). A decrease by 5% with all other variables held constant, would result in an equal but opposite effect on Net Assets to the figure shown above.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**

**Market Risk (continued)**

Currency Risk

Currency risk is the risk that as certain assets of the Series Trust may be invested in securities and other investments denominated in foreign currencies, the value of such assets may be affected favourably or unfavourably by fluctuations in currency rates. Although the Series Trust's investments are USD denominated, the Series Trust indirectly bears currency risk on the investment held in the Selected Fund. The Investment Manager will monitor the portfolio of the Selected Fund.

The class of units held by the Series Trust in the Selected Fund is USD denominated. This presents certain risks relating to currency conversion if an investor's financial activities are denominated principally in a currency or currency unit (including JPY) (the "Investor's Currency") other than USD. These include the risk that exchange rates may significantly change (including changes due to devaluation of USD or revaluation of the Investor's Currency) and the risk that authorities with jurisdiction over USD or the Investor's Currency, as the case may be, may impose or modify exchange controls. An increase in the value of the Investor's Currency against USD would decrease (a) the Investor's Currency equivalent value of the NAV of the Selected Fund and NAV of the Selected Fund per unit and (b) the Investor's Currency equivalent value of the distributions payable (if any).

Some of the assets of the Selected Fund may be invested in other currencies and any income received by the Selected Fund from these investments will be received in those currencies, some of which may fall in value against the functional currency of the Selected Fund. In addition, the Selected Fund may invest directly in currency deposits or forward contracts or equivalent derivatives, in some cases for hedging purposes.

All the financial assets of the Series Trust, are denominated in USD with the effect that the Statement of Financial Position and Statement of Comprehensive Income will not be significantly affected by currency movements and as a result, a sensitivity analysis has not been performed.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**

**Market Risk (continued)**

Interest Rate Risk

Interest rate risk represents the potential loss that the Series Trust might suffer due to adverse movements in relevant interest rates. The majority of the Series Trust's other financial assets and financial liabilities are non-interest bearing. As a result, the Series Trust is subject to limited exposure to fair value interest rate risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates. However, the Series Trust is exposed to higher levels of interest rate risk through its investment in the Selected Fund.

Interest rate risk at the Selected Fund level is the risk that the value of the Selected Fund's portfolio may decline during periods of rising interest rates. When interest rates change, the values of longer-duration debt securities are usually subject to greater change than the values of shorter-duration debt securities. The Selected Fund may be subject to a greater risk of rising interest rates than would have been the case in past periods due to the recent environment of near historically low rates, including negative interest rates, and the effect of potential government fiscal policy initiatives and resulting market reaction to those initiatives. Due to the Selected Fund's investment strategy, assets held by the Selected Fund would see fluctuation based on changes to the market interest rates.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Notes to the Financial Statements

31 October 2020

(Continued)

## 10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

## Market Risk (continued)

## Interest Rate Risk (continued)

The table below and overleaf summarises the Series Trust's exposure to interest rate risks. It includes the Series Trust's assets at fair values, categorised by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates.

2020	Less than 1 month	Variable interest*	Fixed interest	Non-interest bearing	Total
Assets	USD	USD	USD	USD	USD
Cash	-	-	-	10,750,586	10,750,586
Financial assets at FVTPL	-	-	-	433,803,630	433,803,630
Subscriptions receivable	-	-	-	13,246,701	13,246,701
Other assets	-	-	-	54,806	54,806
<b>Total assets</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>457,855,723</b>	<b>457,855,723</b>
<b>Liabilities</b>					
Payable for purchase of investment in Selected Fund	-	-	-	6,100,000	6,100,000
Repurchases payable	-	-	-	1,547,095	1,547,095
Other payables	-	-	-	575,175	575,175
<b>Total liabilities excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8,222,270</b>	<b>8,222,270</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

\*Items classified as variable reprice annually or semi-annually at various dates during the year.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Notes to the Financial Statements

31 October 2020

(Continued)

## 10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

## Market Risk (continued)

Interest Rate Risk (continued)

2019	Less than 1 month	Variable interest*	Fixed interest	Non-interest bearing	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
<b>Assets</b>					
Cash	7,054,700	-	-	-	7,054,700
Financial assets at FVTPL	-	-	-	235,644,731	235,644,731
Subscriptions receivable	-	-	-	14,638,046	14,638,046
Other assets	-	-	-	109,919	109,919
<b>Total assets</b>	<b>7,054,700</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>250,392,696</b>	<b>257,447,396</b>
<b>Liabilities</b>					
Payable for purchase of investment in Selected Fund	-	-	-	8,000,000	8,000,000
Repurchases payable	-	-	-	118,492	118,492
Other payables	-	-	-	335,363	335,363
<b>Total liabilities excluding Net Assets attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8,453,855</b>	<b>8,453,855</b>
<b>Total Interest Sensitivity Gap</b>	<b>7,054,700</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>N/A</b>	<b>N/A</b>

\*Items classified as variable reprice annually or semi-annually at various dates during the year/period.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)****Liquidity Risk**

Liquidity risk is the risk that the Series Trust may not be able to settle or meet its obligations on time or at a reasonable price. The Series Trust is exposed to daily cash repurchases of Redeemable Participating Units, which can be redeemed at the holder's option based on the Series Trust's NAV per Redeemable Participating Unit at the time of the repurchase. There are no repurchase restrictions on units of the Series Trust, other than in the limited circumstances specified in the documentation. The Manager may borrow monies, for the account of the Series Trust, provided that it will not result in an aggregate outstanding amount of borrowing in excess of 10% of the NAV.

Redeemable Participating Units may be submitted for repurchase at the option of unitholders of the Series Trust as at each business day and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine (the "Repurchase Day").

Per the policies of the Selected Fund, the Series Trust is able to redeem their investment in the Selected Fund on any Repurchase Day (as defined above). As the repurchase policies of both the Series Trust and Selected Fund are aligned, there is minimal impact on the Series Trust's liquidity risk. The Selected Fund's securities are considered by the SF Investment Manager to be readily liquid. The Selected Fund's liquidity risk is managed on a daily basis by the SF Investment Manager in accordance with policies and procedures in place.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**

**Liquidity Risk (continued)**

The table below analyses the Series Trust's financial assets and liabilities by contractual maturity as at 31 October 2020 and 2019:

	Less than 1 month	1-3 months	Over 3 months or no fixed maturity	Total
2020	USD	USD	USD	USD
<b>Assets</b>				
Cash	10,750,586	-	-	10,750,586
Subscriptions receivable	13,246,701	-	-	13,246,701
<b>Total Financial Assets</b>	<b>23,997,287</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>23,997,287</b>
<b>Liabilities</b>				
Payable for purchase of investment in Selected Fund	6,100,000	-	-	6,100,000
Repurchases payable	1,547,095	-	-	1,547,095
Other payables	575,175	-	-	575,175
<b>Total Financial Liabilities</b>	<b>8,222,270</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8,222,270</b>
<b>2019</b>				
<b>Assets</b>				
Cash	7,054,700	-	-	7,054,700
Subscriptions receivable	14,638,046	-	-	14,638,046
<b>Total Financial Assets</b>	<b>21,692,746</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>21,692,746</b>
<b>Liabilities</b>				
Payable for purchase of investment in Selected Fund	8,000,000	-	-	8,000,000
Repurchases payable	118,492	-	-	118,492
Other payables	335,363	-	-	335,363
<b>Total Financial Liabilities</b>	<b>8,453,855</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>8,453,855</b>



Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)**

**Credit Risk**

The Series Trust may be exposed to the credit risk of the counterparties with which it trades in relation to non-exchange-traded derivative instruments as these will not be afforded the same protections as may apply to participants trading such instruments on organised exchanges, such as the performance guarantee of an exchange clearing house. The counterparty in a non-exchange-traded derivative transaction will be the specific company or firm involved in the transaction rather than a recognised exchange, and accordingly the insolvency, bankruptcy or default of a counterparty with which the Trustee, the Manager and the Investment Manager trade such instruments in respect of the Series Trust, could result in substantial losses to the Series Trust. The Trustee, the Manager and the Investment Manager, in respect of the Series Trust, may have contractual remedies upon any default pursuant to agreements relating to particular derivatives transactions. Such remedies could be inadequate, however, to the extent that the collateral or other assets available are insufficient.

Both the cash and securities are ultimately held at the Sub-Custodian, with cash being held at the Sub-Custodian as Banker. All of the cash of the Series Trust is held by the Sub-Custodian at year/period end. The Sub-Custodian has a Fitch credit rating of A+ (2019: A+). The Custodian (which is responsible for both the Series Trust and Selected Fund) has a Moody's credit rating of A1 (2019: A1). Bankruptcy or insolvency of the Sub-Custodian may cause the Series Trust's rights with respect to its investments in debt securities held by the bank to be delayed or limited.

The Portfolio Managers of the SF Investment Manager continuously monitor the credit worthiness/risk of the Selected Fund's investments.

The assets held for the account of the Selected Fund are subject to risks resulting from changes in the creditworthiness of the underlying investments of the Selected Fund or the issuer of such investments. This could lead to greater volatility in the prices of the security and in units of the Selected Fund. For example, an issuer of a bond might not be able to meet its obligation to make interest and principal payments, or bond investors as a whole may downgrade their view of the issuer resulting in a deterioration of the price of the issuer's debt. In addition, credit opinions from credit rating agencies may weigh on the credit spreads of the investments made for the account of the Selected Fund.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Notes to the Financial Statements

31 October 2020

(Continued)

## 10. FINANCIAL INSTRUMENTS AND ASSOCIATED RISKS (continued)

**Credit Risk (continued)**

Amounts arising from ECL

Impairment on cash, interest, dividends and other receivables has been measured on a 12-month expected loss basis and reflects the short maturities of the exposures. The Series Trust considers that these exposures have low credit risk based on the external credit ratings of the counterparties.

## 11. CASH

Cash comprises of cash held with the Sub-Custodian with original maturities of three months or less.

	2020 USD	2019 USD
Cash	10,750,586	7,054,700
	<u>10,750,586</u>	<u>7,054,700</u>

## 12. NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDER OF REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS

The Series Trust has two classes of units: Capital Growth Type Units and Monthly Distribution Type Units.

	2020	2019
<b>Capital Growth Type Units</b>		
Number of units outstanding as at start of year/period	1,396,490	-
Number of units issued	1,421,815	1,474,517
Number of units repurchased	(286,894)	(78,027)
<b>Number of units outstanding as at end of year/period</b>	<u><u>2,531,411</u></u>	<u><u>1,396,490</u></u>
<b>Monthly Distribution Type Units</b>		
Number of units outstanding as at start of year/period	950,705	-
Number of units issued	997,582	990,748
Number of units repurchased	(189,623)	(40,043)
<b>Number of units outstanding as at end of year/period</b>	<u><u>1,758,664</u></u>	<u><u>950,705</u></u>

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**12. NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO THE HOLDER OF REDEEMABLE PARTICIPATING UNITS (continued)**

From and including the initial closing day, units of each class of units will be available for subscription by investors at a price equal to the NAV per Unit of the applicable class of units on each dealing day, subject to the minimum subscription. The NAV per Unit for each class of Units will be calculated as at the relevant dealing day (or if that dealing day is not also a valuation day the immediately preceding valuation day). The minimum subscription amount is 1 unit and thereafter subscriptions may be made in 1 unit increments. The aggregate subscription amounts will be rounded naturally to the nearest two decimal places with 0.005 being rounded up. There will be no subscription fee payable.

Investors may subscribe for units of a class of units during the initial offer period by sending a completed application form to the Administrator by no later than 5.00 p.m. (Tokyo time) on the last day of the initial offer period or by such other times and/or days as the Manager may in its sole discretion determine.

The subscription monies must be remitted in full by telegraphic transfer from an account in the name of the applicant for the account of the Series Trust for a cash settlement date on or before the date falling one business day after the initial closing day. Payment must be made in USD. No third party payments will be accepted. Incomplete application forms may, in the discretion of the Manager, be held over to the first dealing day following receipt of a completed application form and units will then be issued at the relevant NAV per Unit on such dealing day.

Investors may make a repurchase request to the Administrator on each dealing day which is also a day on which no Series Trust disruption event occurs and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Series Trust in respect of Units of a class of Units for which subscription proceeds have been received by the Administrator. The repurchase notice once served is irrevocable, unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise. The repurchase price per unit of a class of units will be calculated as the NAV per unit of such class of units as at the relevant Repurchase Day (or if that Repurchase Day is not also a valuation day then on the immediately preceding valuation day). The Manager may, in its sole discretion, hold over any repurchase notice received after the repurchase notice deadline until the next following Repurchase Day and repurchase the relevant units at the relevant repurchase price applicable to such class of units on that Repurchase Day.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

## Notes to the Financial Statements

31 October 2020

(Continued)

## 13. FEES AND EXPENSES

The Series Trust's fees payable as at 31 October 2020 and 2019 are as follows:

	USD	USD
Investment Manager fees	73,630	38,251
Fee Agent fees	44,178	22,951
Administration fees	25,771	13,395
Custody fee	4,750	3,816
Distribution fees	257,677	133,880
Audit fees	25,109	25,125
Other fees and expenses	144,060	97,945
	<b>575,175</b>	<b>335,363</b>
	<b>575,175</b>	<b>335,363</b>

Investment Manager Fees

The Investment Manager receives out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of 0.2% per annum of the NAV.

Fee Agent Fees

The Fee Agent receives, out of the assets of the Series Trust, a fee payable quarterly in arrears at the rate of 0.12% per annum of the NAV, calculated on each valuation day.

The Fee Agent is responsible for payment of the Trustee and Manager fees. The Fee Agent will also cover all costs and expenses pertaining to the Trustee and Manager fees including sundry expenses.

The Trustee receives a fixed annual fee of USD10,000 per annum payable annually in advance out of the Fee Agent Fees. The Trustee is also entitled to be reimbursed out of the Fee Agent Fees for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

The Manager receives out of the Fee Agent Fees a management fee of USD5,000 per annum payable monthly in arrears.

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**13. FEES AND EXPENSES (continued)**Administration Fees

The Administrator receives out of the assets of the Series Trust, a monthly fee of 0.07% per annum of the NAV on the first USD500 million, 0.06% per annum of the NAV on the next USD500 million and 0.05% per annum of the NAV after USD1,000 million.

All of the Administrator's fees are subject to additions in relation to value added tax (if any). In addition, the Trustee pays, out of the assets of the Series Trust, the Administrator's reasonable out-of-pocket expenses for photocopying, fax, telephone, printing, courier, postage and other communications charges, as well as for any banking costs and the fees or charges of any government or official department, body or organisation, and any other similar expenses, costs, fees or charges paid by the Administrator on behalf of the Series Trust in connection with the performance of its services for the Series Trust.

Custody Fees

The Custodian receives out of the assets of the Series Trust, a fee of USD750 a month plus transaction charges.

The Custodian also receives out of the assets of the Series Trust, any other fees agreed between the relevant parties and is reimbursed out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

Distribution Fees

The Distributor receives out the Series Trust, a fee on a monthly basis at the rate of 0.7% per annum of the NAV, calculated on each valuation day.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**13. FEES AND EXPENSES (continued)**

Fees of the Selected Fund

As the Series Trust intends to invest substantially all of its assets in the Selected Fund, the Series Trust will indirectly bear the costs and fees applicable to the Selected Fund. These fees will reduce the NAV attributable to holders of redeemable participating units of the Selected Fund, which will affect the value of the Investment in Selected Fund presented in the Statement of Financial Position of the Series Trust. The total fees of the Selected Fund are approximately 0.55% of the assets under management of the Selected Fund per annum subject to change of certain fixed fees. More details regarding the breakdown of specific fees paid within the Selected Fund are available in the Offering Documents of the Series Trust.

**14. NET (LOSS)/GAIN ON INVESTMENTS**

	2020 USD	2019 USD
<b>Net (loss)/gain on investments consists of the following</b>		
Movement in unrealised (loss)/gain on financial assets at FVTPL	(4,533,780)	12,062,962
Net realised gain on financial assets at FVTPL	<u>122,565</u>	<u>-</u>
<b>Net (loss)/gain on investments</b>	<u><u>(4,411,215)</u></u>	<u><u>12,062,962</u></u>

## Meister's Collection

## A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**15. RELATED PARTY TRANSACTIONS**

Parties are considered to be related if one party has the ability to control or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Manager, Investment Manager, Fee Agent, Administrator, Custodian and Distributor are deemed to be related parties of the Series Trust. The Trustee is a related party by virtue of its power to create the Trust under the Deed of Establishment. The Manager is a related party by virtue of its power to issue units under the Deed of Establishment and by virtue of common ownership by the ultimate parent company, Credit Suisse Group AG. The Investment Manager is a related parties by virtue of their power to make investment decisions. The Fee Agent is a related party by virtue of its ability to exercise significant influence as it provides calculation agency services to the Series Trust. The Fee Agent information is detailed in Note 13. The Distributor, Administrator and Custodian are related parties by virtue of their affiliation with the Investment Manager. There were no transactions with related parties other than those in the normal course of business. Fees incurred with related parties during the year/period are disclosed in the Statement of Comprehensive Income and discussed in Note 13. Amounts charged by and payable to related parties as at 31 October 2020 and 2019 are disclosed in Note 13.

**16. DISTRIBUTION POLICY**

The Series Trust may generate a certain amount of income each month. The current distribution policy of the Series Trust is:

- (i) in respect of the Capital Growth Type Units, to pay no distribution; and
- (ii) in respect of the Monthly Distribution Type Units, pay to holders of such class of Units a monthly distribution (a "Monthly Distribution") in respect of each distribution date paid out of the investment principal (a realisation of units in the Selected Fund) which may also be in excess of any capital gain and attributable to the Monthly Distribution Type Units in respect of the corresponding distribution period.

Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**16. DISTRIBUTION POLICY (continued)**

The amount of distribution to be paid in respect of each distribution date shall be determined by the Manager in its sole discretion taking into account (1) realized and unrealised capital gains from the Selected Fund, and (2) miscellaneous costs, among other factors, per Unit each month.

Furthermore, it is also important for investors to note that the Manager may, in circumstances where it deems appropriate, elect that a Monthly Distribution is not payable in respect of Monthly Distribution Type Units for a relevant month, notwithstanding its option to use the investment principal attributable to the Monthly Distribution Type Units. Circumstances where the Manager may make such an election, include but are not limited to where it determines in its sole discretion that application of the Series Trust's investment objectives and policies have generated a negative performance over the previous month or have underperformed to the extent that the Manager deems it appropriate to make such an election.

Any Monthly Distribution declared will be paid (net of any taxes payable in respect of such distribution) on the corresponding distribution date. Distributions will be made to the person in whose name Monthly Distribution Type Units are registered on the register of Unitholders on the relevant distribution record day. Such distributions will be rounded naturally to two decimal places with 0.005 being rounded up.

Distributions paid during the year ended amounted to USD4,147,884 (during the period from 28 September 2018 (commencement of operations) to 31 October 2019: USD1,778,149).

**17. POST STATEMENT OF FINANCIAL POSITION EVENTS**

Subsequent to year end, the Covid-19 pandemic has continued to spread across the globe. It is still causing very significant financial market, economic and social dislocation globally, including very significant disruption to business and economic activity and very large falls in the values of very many financial assets. The ultimate extent of the effect of this on the Series Trust is not possible to estimate at this time.

Effective 1 February 2021, the registered office address of the Trustee changed to Elian Trustee (Cayman) Limited, One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands.



Meister's Collection  
A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

**Notes to the Financial Statements**

31 October 2020

(Continued)

**17. POST STATEMENT OF FINANCIAL POSITION EVENTS (continued)**

Subsequent to 31 October 2020, there were redemptions of USD42,849,920 from the Series Trust and there were subscriptions of USD228,639,146 into the Series Trust.

As of 3 March 2021, there were no other events subsequent to the year end, which require disclosure in the financial statements.

[次へ](#)

## &lt;参考情報&gt;

以下はファンドの投資対象ファンドであるグローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンドの財務書類の抜粋です。原文の財務書類は米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

**財政状態計算書**  
2019年12月31日現在

	注記	2019年度		2018年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
現金および現金同等物	11	7,465,032	793,160	786,902	83,608
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	8,9,10	1,054,817,585	112,074,368	164,365,179	17,463,800
発行済受益証券に対する未収金		25,685,530	2,729,088	28,733,154	3,052,898
売掛金	12	12,195,506	1,295,773	2,179,368	231,558
<b>資産合計</b>		<b>1,100,163,653</b>	<b>116,892,388</b>	<b>196,064,603</b>	<b>20,831,864</b>
<b>負債</b>					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	8,9,10	100,956	10,727	148,738	15,803
解約済受益証券に対する未払金		92,017	9,777	-	-
買掛金	13	7,360,489	782,052	5,679,111	603,406
<b>負債合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を控除する)</b>		<b>7,553,462</b>	<b>802,555</b>	<b>5,827,849</b>	<b>619,209</b>
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産</b>		<b>1,092,610,191</b>	<b>116,089,833</b>	<b>190,236,754</b>	<b>20,212,655</b>

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

受託会社を代表した署名

コナー・カーティン

ローリー・ブラッドリー

2020年4月30日

## グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

## 包括利益計算書

2019年12月31日に終了した年度

	注記	2019年度		2018年度*	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>投資収益</b>					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取配当金	7	7,778,193	826,433	511,130	54,308
現金および現金同等物にかかる受取利息	7	181,855	19,322	23,593	2,507
損益を通じて公正価値で測定する負債証券からの受取利息	7	22,472,084	2,387,659	1,286,298	136,669
為替差(損)/益(純額)		(154,469)	(16,412)	283,102	30,080
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益(損失)	15	50,375,926	5,352,442	(8,142,864)	(865,179)
<b>総投資収益(費用)</b>		<b>80,653,589</b>	<b>8,569,444</b>	<b>(6,038,741)</b>	<b>(641,616)</b>
<b>費用</b>					
受託会社報酬	16	55,881	5,937	3,200	340
管理会社報酬	16	2,786,251	296,039	160,021	17,002
成功報酬	16	53,763	5,712	-	-
管理事務代行報酬	16	223,525	23,750	12,802	1,360
保管会社報酬	16	287,250	30,520	27,572	2,930
F X 管理会社報酬	16	40,895	4,345	742	79
F X 計算代理人報酬	16	7,264	772	345	37
監査報酬		19,069	2,026	27,370	2,908
設立費用		-	-	8,860	941
金融商品の減損損失		-	-	-	-
逆イールド費用	7	17	2	354	38
その他の報酬および費用		58,357	6,200	7,048	749
<b>費用合計</b>		<b>3,532,272</b>	<b>375,304</b>	<b>248,314</b>	<b>26,383</b>
<b>営業利益/(損失)</b>		<b>77,121,317</b>	<b>8,194,140</b>	<b>(6,287,055)</b>	<b>(668,000)</b>
<b>財務費用</b>					
分配金	19	(25,887,902)	(2,750,590)	(746,499)	(79,316)
<b>財務費用合計</b>		<b>(25,887,902)</b>	<b>(2,750,590)</b>	<b>(746,499)</b>	<b>(79,316)</b>
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の増加/(減少)(税引前)</b>		<b>51,233,415</b>	<b>5,443,550</b>	<b>(7,033,554)</b>	<b>(747,315)</b>
源泉徴収税	7	(2,560,810)	(272,086)	(147,530)	(15,675)
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産増/(減)</b>		<b>48,672,605</b>	<b>5,171,464</b>	<b>(7,181,084)</b>	<b>(762,990)</b>

\*2018年9月19日(運用開始日)から2018年12月31日までの期間。

利益および損失は、継続事業のみから発生している。

包括利益計算書に記載されたもの以外に認識された利益および損失はない。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

## グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

## 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書

2019年12月31日に終了した年度

	2019年度		2018年度*	
	米ドル	千円	米ドル	千円
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の 期首残高	190,236,754	20,212,655	-	-
発行済の解約可能受益証券	860,104,179	-	214,948,858	-
解約済の解約可能受益証券	(6,402,600)	-	(17,531,020)	-
均等化貸方調整勘定(注記16)	(747)	(79)	-	-
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の 増加/(減少)	48,672,605	5,171,464	(7,181,084)	(762,990)
<b>解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の 期末残高</b>	<b>1,092,610,191</b>	<b>116,089,833</b>	<b>190,236,754</b>	<b>20,212,655</b>

\*2018年9月19日(運用開始日)から2018年12月31日までの期間。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

## グローバル・マルチ・ストラテジー - ヌビーン・NWQ・フレキシブル・インカム・ファンド

## キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日に終了した年度

	2019年度		2018年度*	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>				
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の増加/(減少)	48,672,605	5,171,464	(7,181,084)	(762,990)
財務費用	25,887,902	2,750,590	746,499	79,316
営業資産および負債の変動:				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の増加	(890,452,406)	(94,610,568)	(164,365,179)	(17,463,800)
売掛金の増加	(10,016,138)	(1,064,215)	(2,179,368)	(231,558)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債の(減少)/増加	(47,782)	(5,077)	148,738	15,803
買掛金の増加	1,681,378	178,646	5,679,111	603,406
営業活動に使用された現金(純額)	(824,274,441)	(87,579,159)	(167,151,283)	(17,759,824)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>				
発行済の解約可能受益証券	846,226,485	-	214,948,858	-
発行済受益証券未収金の減少/(増加)	3,047,624	323,810	(28,733,154)	(3,052,898)
解約済の解約可能受益証券	(6,402,600)	-	(17,531,020)	-
解約済受益証券未払金の増加	92,017	9,777	-	-
均等化貸方調整勘定	(747)	(79)	-	-
支払分配金	(12,010,208)	(1,276,085)	(746,499)	(79,316)
財務活動により生じた現金(純額)	830,952,571	88,288,711	167,938,185	17,843,432
現金および現金同等物の増減純額	6,678,130	709,551	786,902	83,608
現金および現金同等物の期首残高	786,902	83,608	-	-
<b>現金および現金同等物の期末残高</b>	<b>7,465,032</b>	<b>793,160</b>	<b>786,902</b>	<b>83,608</b>
<b>補足情報</b>				
受取配当金(源泉徴収税控除後)	4,560,206	484,522	274,232	29,137
負債証券にかかる受取利息	14,538,120	1,544,675	(655,650)	(69,663)
現金および現金同等物にかかる受取利息	181,855	19,322	23,593	2,507
現金および現金同等物にかかる支払利息	(17)	(2)	(354)	(38)

\*2018年9月19日(運用開始日)から2018年12月31日までの期間。

添付の注記は本財務書類と不可分のものである。

**(2) 【損益計算書】**

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

**(3) 【投資有価証券明細表等】**

ファンドの投資有価証券明細表等については、「第二部 ファンド情報 - 第1 ファンドの状況 - 5 運用状況 - (2) 投資資産」の項目に記載したファンドの投資有価証券の主要銘柄をご参照ください。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2021年2月末日現在)

	米ドル( を除く)	円( を除く)
・ 資産総額	646,615,628米ドル	68,702,910,475円
・ 債務総額	6,605,918米ドル	701,878,788円
・ 純資産総額( - )	640,009,710米ドル	68,001,031,688円
・ 発行済口数	毎月分配型 : 3,590,101口	
	資産成長型 : 2,329,718口	
・ 1口当たり純資産価格 ( / )	資産成長型 : 111.05米ドル	資産成長型 : 11,799円
	毎月分配型 : 103.59米ドル	毎月分配型 : 11,006円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド ダブリン2 ハーコート通り ハーコートセンター ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

### (ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。



## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

2021年2月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約7,809万円)です。

過去5年間に於いて主な資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2021年2月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	11	1,002,102,134米ドル
			33,359,525豪ドル
			7,609,173,614円
			256,918,480トルコリラ
	私募	29	216,160,419,393円

### 3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日までおよび2019年1月1日から2019年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2021年2月26日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.25円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1)【貸借対照表】

## 損益およびその他の包括利益計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	注記への 参照	2019年度		2018年度	
		USD	千円	USD	千円
<b>損益計算書(米ドル)</b>					
受取利息		34,534	3,669	22,534	2,394
- うち、償却原価で測定される金融商品にか かる受取利息		34,534	3,669	22,534	2,394
<b>純受取利息</b>	4	<b>34,534</b>	<b>3,669</b>	<b>22,534</b>	<b>2,394</b>
サービス報酬収入	5	215,000	22,844	205,000	21,781
その他(損失)/収益		(21)	(2)	8	1
<b>純収益</b>		<b>249,513</b>	<b>26,511</b>	<b>227,542</b>	<b>24,176</b>
一般管理および営業費	6	(143,734)	(15,272)	(121,067)	(12,863)
<b>引当金繰入および税引前営業利益</b>		<b>105,779</b>	<b>11,239</b>	<b>106,475</b>	<b>11,313</b>
<b>税引前利益</b>		<b>105,779</b>	<b>11,239</b>	<b>106,475</b>	<b>11,313</b>
法人税等	7	—	—	—	—
<b>税引後利益</b>		<b>105,779</b>	<b>11,239</b>	<b>106,475</b>	<b>11,313</b>

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

## 財政状態計算書(2019年12月31日現在)

	注記への 参照	2019年度		2018年度	
		USD	千円	USD	千円
<b>資産(米ドル)</b>					
現金預け金	9	1,436,186	152,595	1,213,367	128,920
その他資産	10	217,427	23,102	206,873	21,980
<b>資産合計</b>		<b>1,653,613</b>	<b>175,696</b>	<b>1,420,240</b>	<b>150,901</b>
<b>負債(米ドル)</b>					
その他負債	10	131,329	13,954	3,735	397
<b>負債合計</b>		<b>131,329</b>	<b>13,954</b>	<b>3,735</b>	<b>397</b>
<b>株主資本(米ドル)</b>					
資本金	11	735,000	78,094	735,000	78,094
利益剰余金		787,284	83,649	681,505	72,410
<b>株主資本合計</b>		<b>1,522,284</b>	<b>161,743</b>	<b>1,416,505</b>	<b>150,504</b>
<b>負債および株主資本合計</b>		<b>1,653,613</b>	<b>175,696</b>	<b>1,420,240</b>	<b>150,901</b>

(日付)、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)  
 )  
 ) 取締役  
 )  
 )

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

## 持分変動計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
<b>2019年度</b>						
<b>2019年度持分変動計算書(米ドル)</b>						
2019年1月1日現在の残高	735,000	78,094	681,505	72,410	1,416,505	150,504
当該年度の利益	—	—	105,779	11,239	105,779	11,239
2019年12月31日現在の残高	735,000	78,094	787,284	83,649	1,522,284	161,743
<b>2018年度</b>						
<b>2018年度持分変動計算書(米ドル)</b>						
2018年1月1日現在の残高	735,000	78,094	575,030	61,097	1,310,030	139,191
当該年度の利益	—	—	106,475	11,313	106,475	11,313
2018年12月31日現在の残高	735,000	78,094	681,505	72,410	1,416,505	150,504

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

## キャッシュ・フロー計算書(2019年12月31日終了事業年度)

	2019年度		2018年度		
	注記への 参照	USD	千円	USD	千円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー (米ドル)</b>					
当該年度の利益		105,779	11,239	106,475	11,313
純利益を営業活動より生じた現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前純利益に含まれる非現金項目:					
受取利息	4	(34,534)	(3,669)	(22,534)	(2,394)
未実現損益		21	2	(8)	(1)
<b>営業資産および負債変動前の営業活動より生じた現金</b>		<b>71,266</b>	<b>7,572</b>	<b>83,933</b>	<b>8,918</b>
<b>営業資産の純(増)/減:</b>					
その他資産		(10,575)	(1,124)	92,358	9,813
<b>営業資産の純(増)/減:</b>		<b>(10,575)</b>	<b>(1,124)</b>	<b>92,358</b>	<b>9,813</b>
<b>営業負債の純増/(減):</b>					
その他負債および引当金		127,594	13,557	(1,639)	(174)
<b>営業負債の純増/(減)</b>		<b>127,594</b>	<b>13,557</b>	<b>(1,639)</b>	<b>(174)</b>
法人税等の支払額		—	—	—	—
<b>営業活動より生じた現金</b>		<b>188,285</b>	<b>20,005</b>	<b>174,652</b>	<b>18,557</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー (米ドル)</b>					
受取利息	4	34,534	3,669	22,534	2,394
<b>財務活動により生じた現金(米ドル)</b>		<b>34,534</b>	<b>3,669</b>	<b>22,534</b>	<b>2,394</b>
<b>現金および現金同等物の純増額</b>		<b>222,819</b>	<b>23,675</b>	<b>197,186</b>	<b>20,951</b>
期首における現金および現金同等物		1,213,367	128,920	1,016,181	107,969
<b>期末における現金および現金同等物 (米ドル)</b>		<b>1,436,186</b>	<b>152,595</b>	<b>1,213,367</b>	<b>128,920</b>
現金預け金	9	1,436,186	152,595	1,213,367	128,920
<b>期末における現金および現金同等物 (米ドル)</b>		<b>1,436,186</b>	<b>152,595</b>	<b>1,213,367</b>	<b>128,920</b>

8ページから17ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

# 財務諸表に対する注記

## 1. 主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1 1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

## 2. 重要な会計方針

### (a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

### (b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

### (c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(USD)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。



## 2. 重要な会計方針(続き)

### (d) 現金および現金同等物

現金預け金は、銀行預け金、銀行手元現金、および短期の流動性の高い投資であり、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

### (e) その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から減損(貸倒引当金)を差し引いて記載する(注記2(g)を参照)。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

### (f) 引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。1ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

### (g) 減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

IFRS第9号に従って、減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込むことにより、IFRS第9号における発生損失モデルから、IFRS第9号における予想信用損失(ECL)モデルに変更となった。本基準の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

### (h) 収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

## 2. 重要な会計方針(続き)

### (i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

### (j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

(i) 当社を支配している、または共同支配している。

(ii) 当社に重要な影響を与える。

(iii) 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

(i) その企業と当社が同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社が関連している。 )。

(ii) その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している。 )。

(iii) 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。

(iv) ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。

(v) ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。

(vi) ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。

(vii) (a)(i)に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

### (k) 当期に発効された基準および解釈指針

- IFRIC第23号：国際会計基準審議会( IASB )は2017年6月にIFRIC第23号「法人所得税務処理に関する不確実性」を公表した。IFRIC第23号は、法人所得税務処理に関する不確実性について明確化を図るものであり、IAS第12号に基づく法人所得税務処理に関して不確実性が存在する場合に、課税所得(税務上の欠損金)、税務基準額、未使用の欠損金、未使用の繰越税額控除および税率の決定に適用される。IFRIC第23号は、2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIFRIC第23号を適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

## 2. 重要な会計方針(続き)

- IFRS年次改善2015-2017年サイクル：IASBIは、2017年12月に「IFRS年次改善2015-2017年サイクル」(IFRS改善2015-2017年)を公表した。IFRS改善2015-2017年は、2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIFRS年次改善2015-2017年サイクルを適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。
- IAS第19号の改訂：制度改訂、縮小または清算：IASBIは2018年2月に「制度改訂、縮小または清算」(IAS第19号の改訂)を公表した。これは確定給付年金制度に変更が生じた場合に企業が年金費用をどのように決定するかを規定するものである。IAS第19号の改訂は2019年1月1日以降に始まる年度から有効となった。当社は2019年1月1日にIAS第19号の改訂を適用した。この適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

## 3. 会計方針の変更

IASBIは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない(注記17)。

## 4. 純受取利息

	2019年度	2018年度
<b>純受取利息(米ドル)</b>		
現金預け金にかかる受取利息	34,534	22,534
<b>受取利息</b>	<b>34,534</b>	<b>22,534</b>

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

## 5. サービス報酬収入

当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

	2019年度	2018年度
<b>収益(米ドル)</b>		
サービス報酬収入	215,000	205,000
<b>収益合計</b>	<b>215,000</b>	<b>205,000</b>

## 6. 一般管理および営業費

	2019年度	2018年度
<b>一般管理および営業費(米ドル)</b>		
その他費用	(34,668)	(1,315)
銀行手数料	(191)	(545)
<b>営業費</b>	<b>(34,859)</b>	<b>(1,860)</b>
監査報酬	(3,119)	(3,117)
役員報酬	(105,756)	(106,500)
専門家サービス	—	(9,590)
<b>一般管理費</b>	<b>(108,875)</b>	<b>(119,207)</b>
<b>一般管理および営業費合計</b>	<b>(143,734)</b>	<b>(121,067)</b>

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

## 7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2029年10月10日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

## 8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

### スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。当社がスポンサーではあるが持分を有していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから投資運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2019年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- HOLT®ジャパン・インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2018年:5,000米ドル)を受け取っているが、2019年12月31日現在当社は持分を保有していない。

## 8. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・ファンド(適格機関投資家限定)
豪州高配当株・ツイン・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・オーストラリア高配当株・ファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
J-REITファンド(適格機関投資家限定)
USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンドリアル・エステート・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)
新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
オーストラリア・リート・ファンド
オーストラリア・リート・プラス
米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
HOLTユーロ株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー
ダイワ・J-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

## 9. 現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

	2019年度	2018年度
<b>現金預け金(米ドル)</b>		
現金預け金	1,436,186	1,213,367
<b>現金預け金合計</b>	<b>1,436,186</b>	<b>1,213,367</b>

## 10. その他の資産および負債

	2019年度	2018年度
<b>その他資産(米ドル)</b>		
未収利息および報酬	217,427	206,873
<b>その他資産合計</b>	<b>217,427</b>	<b>206,873</b>

	2019年度	2018年度
<b>その他負債(米ドル)</b>		
未払利息および報酬	131,329	3,735
<b>その他負債合計</b>	<b>131,329</b>	<b>3,735</b>

## 11. 資本金

### (a) 授權株式および発行済株式

	2019年度		2018年度	
	株数	米ドル	株数	米ドル
<b>授權株式：</b>				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<b>発行済全額払込済株式：</b>				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

### (b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

## 11. 資本金(続き)

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

## 12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

### (a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的なリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

### (b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2019年および2018年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

### (c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2019年および2018年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

### (d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル(以下、「USD」という。)に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

### (e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2019年および2018年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

## 13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

## a) 関連当事者間の貸借対照表取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は通常の業務過程において、次の重要な関連当事者間取引を行った。

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	親会社	関連グループ会社	合計	親会社	関連グループ会社	合計
<b>資産（米ドル）</b>						
その他資産	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
<b>資産合計</b>	<b>—</b>	<b>215,000</b>	<b>215,000</b>	<b>—</b>	<b>205,000</b>	<b>205,000</b>
<b>負債および資本（米ドル）</b>						
その他負債	25,573	—	25,573	3,735	—	3,735
資本金	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
<b>負債および株主資本合計</b>	<b>760,573</b>	<b>—</b>	<b>760,573</b>	<b>738,735</b>	<b>—</b>	<b>738,735</b>

## b) 関連当事者間の収益および費用

	2019年12月31日			2018年12月31日		
	親会社	関連グループ会社	合計	親会社	関連グループ会社	合計
<b>その他収益（米ドル）</b>						
その他収益	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
<b>その他費用（米ドル）</b>						
その他費用	34,668	—	34,668	1,315	—	1,315

## c) 経営幹部報酬

経営幹部報酬（米ドル）	2019年度	2018年度
短期従業員給付	105,756	106,500
<b>経営幹部報酬合計</b>	<b>105,756</b>	<b>106,500</b>

## 14. 親会社および最終的な持株会社

2019年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。



## 15. 比較対象期間の数値修正再表示

当社の財務報告については、修正再表示を行っていない。

## 16. 修正を要しない後発事象

2019年度において、修正を要しない重要な事象は存在しない。

## 17. 公表後、2019年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBは、2019年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表では採用されていない複数の改訂、新基準、IFRS第17号「保険契約」を公表している。このうち当社に関連する可能性があるものは、以下のとおりである。

	発効する会計期間の期首
IFRS第3号の改訂、「事業の定義」	2020年1月1日
IAS第1号およびIAS第8号の改訂、「『重要性がある』の定義」	2020年1月1日

当社は現在、これらの改訂基準が初度適用期間に及ぼすと予想される影響について評価を行っている。本修正は、2020年1月1日以降に開始される年度に適用でき、早期導入が認められている。2020年1月1日の適用は、当社の財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

[次へ](#)

Credit Suisse Management (Cayman) Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2019**Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income for the Year Ended  
31 December 2019**

	Reference to Note	2019	2018
<b>Statement of profit or loss (USD)</b>			
Interest income		34,534	22,534
- of which Interest income from instruments at amortised cost		34,534	22,534
<b>Net interest income</b>	4	<b>34,534</b>	<b>22,534</b>
Service Fee Income	5	215,000	205,000
Other (losses)/revenues		(21)	8
<b>Net revenues</b>		<b>249,513</b>	<b>227,542</b>
General, administrative and trading expenses	6	(143,734)	(121,067)
<b>Operating profit before allowance and taxation</b>		<b>105,779</b>	<b>106,475</b>
<b>Profit before tax</b>		<b>105,779</b>	<b>106,475</b>
Income tax expense	7	-	-
<b>Profit after tax</b>		<b>105,779</b>	<b>106,475</b>

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2019

## Statement of financial position at 31 December 2019

	Reference to Note	2019	2018
<b>Assets (USD)</b>			
Cash and due from banks	9	1,436,186	1,213,367
Other assets	10	217,427	206,873
<b>Total assets</b>		<b>1,653,613</b>	<b>1,420,240</b>
<b>Liabilities (USD)</b>			
Other liabilities	10	131,329	3,735
<b>Total liabilities</b>		<b>131,329</b>	<b>3,735</b>
<b>Shareholders' equity (USD)</b>			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		787,284	681,505
<b>Total shareholders' equity</b>		<b>1,522,284</b>	<b>1,416,505</b>
<b>Total liabilities and shareholders' equity</b>		<b>1,653,613</b>	<b>1,420,240</b>

Approved and authorised for issue by the board of directors on 10 June 2020



)  
)  
) Director  
)

Nicolas Papavoine  
Director  
Credit Suisse Management (Cayman) Limited

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2019

## Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2019

	Share capital	Retained earnings	Total
<b>2019</b>			
<b>2019 Statement of changes in equity (USD)</b>			
<b>Balance at 1 January 2019</b>	<b>735,000</b>	<b>681,505</b>	<b>1,416,505</b>
Profit for the year	—	105,779	105,779
<b>Balance at 31 December 2019</b>	<b>735,000</b>	<b>787,284</b>	<b>1,522,284</b>
<b>2018</b>			
<b>2018 Statement of changes in equity (USD)</b>			
<b>Balance at 1 January 2018</b>	<b>735,000</b>	<b>575,030</b>	<b>1,310,030</b>
Profit for the year	—	106,475	106,475
<b>Balance at 31 December 2018</b>	<b>735,000</b>	<b>681,505</b>	<b>1,416,505</b>

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited  
Financial statements for the year ended 31 December 2019

## Statement of Cash flow for the year ended 31 December 2019

	Reference to Note	2019	2018
<b>Cash flows from operating activities (USD)</b>			
Profit for the year		105,779	106,475
<b>Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities</b>			
<b>Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:</b>			
Interest Income	4	(34,534)	(22,534)
Unrealised gain and loss		21	(8)
<b>Cash generated from before changes in operating assets and liabilities</b>		<b>71,266</b>	<b>83,933</b>
<b>Net (increase)/decrease in operating assets:</b>			
Other assets		(10,575)	92,358
<b>Net (increase)/decrease in operating assets</b>		<b>(10,575)</b>	<b>92,358</b>
<b>Net increase/(decrease) in operating liabilities:</b>			
Other liabilities and provisions		127,594	(1,639)
<b>Net increase/(decrease) in operating liabilities</b>		<b>127,594</b>	<b>(1,639)</b>
Income taxes paid		—	—
<b>Net cash generated from operating activities</b>		<b>188,285</b>	<b>174,652</b>
<b>Cash flows from financing activity (USD)</b>			
Interest income	4	34,534	22,534
<b>Net cash generated from financing activity (USD)</b>		<b>34,534</b>	<b>22,534</b>
<b>Net increase in cash and cash equivalents</b>		<b>222,819</b>	<b>197,186</b>
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,213,367	1,016,181
<b>Cash and cash equivalents at the end of year (USD)</b>		<b>1,436,186</b>	<b>1,213,367</b>
Cash and due from banks	9	1,436,186	1,213,367
<b>Cash and cash equivalents at the end of year (USD)</b>		<b>1,436,186</b>	<b>1,213,367</b>

The notes on pages 8 to 17 form part of these financial statements.

## Notes to the financial statements

### 1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

### 2. Significant Accounting Policies

#### (a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards ("IFRSs"), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

#### (b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

#### (c) *Foreign currency*

The Company's functional and presentation currency is US Dollars (USD). Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

**2 Significant accounting policies (continued)****(d) Cash and Cash Equivalents**

Cash and due from banks comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

**(e) Other assets**

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

**(f) Provisions and contingent liabilities**

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

**(g) Impairment**

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements have changed from an incurred loss model under IFRS 9 to an expected credit loss ("ECL") model under IFRS 9 by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. The adoption of this does not have a material impact to the Company's financial statements.

**(h) Revenue recognition**

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

## 2 Significant accounting policies (continued)

### (i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

### (j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
  - (i) has control or joint control over the Company;
  - (ii) has significant influence over the Company; or
  - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
  - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
  - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
  - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
  - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
  - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
  - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
  - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

### (k) Standards and Interpretations effective in the current period

- IFRIC 23: In June 2017, the IASB issued IFRIC 23 'Uncertainty over Income Tax Treatments' (IFRIC 23). IFRIC 23 clarifies the accounting for uncertainties in income taxes and is to be applied to the determination of taxable profit (tax loss), tax bases, unused tax losses, unused tax credits and tax rates, when there is uncertainty over income tax treatments under IAS12. IFRIC 23 was effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted IFRIC 23 on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.
- Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 Cycle: In December 2017, the IASB issued 'Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 cycle' (Improvements to IFRSs 2015-2017). The Improvements to IFRSs 2015-2017 were effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted the Annual Improvements to IFRSs 2015-2017 Cycle on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.



**2 Significant accounting policies (continued)**

- Amendments to IAS 19: Plan Amendment, Curtailment or Settlement: In February 2018, the IASB issued 'Plan Amendment, Curtailment or Settlement' (Amendments to IAS 19) that specifies how companies determine pension expenses when changes to a defined benefit pension plan occur. The Amendments to IAS 19 were effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019. The Company adopted the Amendments to IAS 19 on 1 January 2019. The adoption did not have a material impact to the Company's financial position, results of operation or cash flows.

**3. Changes in Accounting Policies**

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 17).

**4. Net Interest income**

	2019	2018
<b>Net Interest Income (USD)</b>		
Interest income on cash and due from banks	34,534	22,534
<b>Interest income</b>	<b>34,534</b>	<b>22,534</b>

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

**5. Service Fee Income**

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2019	2018
<b>Revenues (USD)</b>		
Service fee income	215,000	205,000
<b>Total revenues</b>	<b>215,000</b>	<b>205,000</b>

Credit Suisse Management (Cayman) Limited  
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**6. General, Administrative and Trading Expenses**

	<b>2019</b>	<b>2018</b>
<b>General, administrative and trading expenses (USD)</b>		
Other expenses	(34,668)	(1,315)
Bank charges	(191)	(545)
<b>Trading expenses</b>	<b>(34,859)</b>	<b>(1,860)</b>
Auditor remuneration	(3,119)	(3,117)
Directors' remuneration	(105,756)	(106,500)
Professional Services	—	(9,590)
<b>General and administrative expenses</b>	<b>(108,875)</b>	<b>(119,207)</b>
<b>Total general, administrative and trading expenses</b>	<b>(143,734)</b>	<b>(121,067)</b>

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

**7. Taxation**

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 10 October 2029. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

**8. Unconsolidated Structured Entities***Sponsored unconsolidated structured entities*

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2019:

- HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2018: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2019:

**8. Unconsolidated Structured Entities (Continued)**

Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australia REIT Fund
Australia REIT Plus Fund
US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
HOLT Euro Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited  
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**9. Cash and Due from Banks***Cash and cash equivalents comprise:*

	2019	2018
<b>Cash and due from banks (USD)</b>		
Cash and due from banks	1,436,186	1,213,367
<b>Total cash and due from banks</b>	<b>1,436,186</b>	<b>1,213,367</b>

**10. Other Assets and Other Liabilities**

	2019	2018
<b>Other assets (USD)</b>		
Interest and fees receivable	217,427	206,873
<b>Total other assets</b>	<b>217,427</b>	<b>206,873</b>

	2019	2018
<b>Other liabilities (USD)</b>		
Interest and fees payable	131,329	3,735
<b>Total other liabilities</b>	<b>131,329</b>	<b>3,735</b>

**11. Share Capital****(a) Authorised and issued share capital**

	2019		2018	
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
<b>Authorised:</b>				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<b>Issued and fully paid up:</b>				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

**(b) Capital management**

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

## 11. Share Capital (continued)

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

## 12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

### (a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

### (b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2019 and 2018, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

### (c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2019 and 2018, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

### (d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

### (e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2019 and 2018.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited  
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**13. Material Related Party Transactions**

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions:

## a) Related party balance sheet transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions in the normal course of business.

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
<b>Assets (USD)</b>						
Other assets	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
<b>Total assets</b>	<b>—</b>	<b>215,000</b>	<b>215,000</b>	<b>—</b>	<b>205,000</b>	<b>205,000</b>
<b>Liabilities and Equity (USD)</b>						
Other liabilities	25,573	—	25,573	3,735	—	3,735
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
<b>Total liabilities and shareholders' equity</b>	<b>760,573</b>	<b>—</b>	<b>760,573</b>	<b>738,735</b>	<b>—</b>	<b>738,735</b>

## b) Related party revenues and expenses

	December 31, 2019			December 31, 2018		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
<b>Other revenues (USD)</b>						
Other revenues	—	215,000	215,000	—	205,000	205,000
<b>Other expenses (USD)</b>						
Other expenses	34,668	—	34,668	1,315	—	1,315

## c) Remuneration of Key Management Personnel

Remuneration of Key Management Personnel (USD)	2019	2018
Short-term employee benefits	105,756	106,500
<b>Total Remuneration of Key Management Personnel</b>	<b>105,756</b>	<b>106,500</b>

**14. Parent and Ultimate Holding Company**

At 31 December 2019, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

**15. Restatement of Comparative Figures**

The Company financials have not been re-stated.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited  
Notes to Financial statements for the year ended 31 December 2019**16. Non-Adjusting Events after the Reporting Period**

There are no material non-adjusting events for 2019.

**17. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2019**

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a number of amendments and a new standard, IFRS 17, Insurance contracts, which are not yet effective for the year ended 31 December 2019 and which have not been adopted in these financial statements. These developments include the following which may be relevant to the Company.

	Effective for accounting periods beginning on or after
Amendments to IFRS 3, <i>Definition of a business</i>	1 January 2020
Amendments to IAS 1 and IAS 8, <i>Definition of material</i>	1 January 2020

The Company is in the process of making an assessment of what the impact of these developments is expected to be in the period of initial application. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2020 with an early adoption permitted. The adoption on 1 January 2020 did not have a significant impact on the Company's financial position, results of operations or cash flows.

**(2) 【損益計算書】**

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。



#### 4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります。このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

##### (3) 出資の状況

該当事項ありません。

##### (4) 訴訟およびその他の重要事項

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

本書提出日現在、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elia Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2021年2月末日現在の額は、100米ドル(約1万625円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC L」といいます。)の完全子会社です。ICSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されていません。ICSC Lの最終親会社は、ユーロネクストに上場しているオランダの会社インタートラスト・エヌブイ(Intertrust N.V.)です。

(2) エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドの2021年2月末日現在の資本金の額は、62,992,338ユーロ(約81億3,546万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=129.15円)によります。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(ロ) 事業の内容

受託会社は、2018年8月8日頃付の管理事務代行契約(以下「管理事務代行契約」といいます。)の条件に従い、エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドをファンドの管理事務代行会社として任命しました。管理事務代行会社は、ファンドの財務記録の保持、ファンドの純資産価格および受益証券の各クラスにおける受益証券1口当たりの純資産価格の集計ならびに公表、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録・名義書換代行サービスの提供、購入代金の回収ならびに買戻代金の支払いを含む、ファンドの運営に関して必要とされる管理事務代行サービスを提供する責任を有しています。

エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終親会社は、東京証券取引所に普通株式が上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、多くの法域で設立された集団投資スキームに対してもサービスを提供しています。

管理事務代行会社は、投資目的、投資方針、投資制限、借入制限に対するファンドの遵守状況について責任を有しておらず、また当該ファンドに対するその他のサービス提供者の行為を監督する責任も有していません。

(3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)) (「保管会社」)

(イ) 資本金の額

2021年2月末日現在の額は、3,420億円です。

(ロ) 事業の内容

保管会社は、日本の大手金融機関である住友信託銀行株式会社と中央三井トラストグループが合併したことに伴い、2012年4月に設立されました。保管会社は、日本法に基づき信託および銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行です。その最終持株会社は、東京証券取引所に上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングスです。保管会社は、英国内で保管業務を行う目的で、英国金融行動監視機構により認可を受けています。

保管会社は、保管契約(更改証書と併せて、以下「新保管契約」といいます。)の下で、管理会社または投資アドバイザーとして行為することはなく、これによりファンドの資産の選定、獲得および処分について責任を負うことはありません。

保管会社は、自らの業務の全てもしくは一部を履行するため、または自らの裁量権を行使する目的で、副保管会社、名義人または代理人を随時任命することができます。保管会社は、関連会社である副保管会社の行為および不作為について、自らによる当該行為または不作為の有無にかかわらず、新保管契約の下で自らかかる行為または不作為に対して責任を負うものとされている場合にはこれを限度として、責任を負います。その他の場合、保管会社は、副保管会社の選定および維持に関し自らが合理的な注意を欠いていたことに起因して損失または損害が発生した場合にのみ、かかる副保管会社の行為または不作為に対して責任を負うものとします。保管会社は、副保管会社の行為または不作為に起因する損失もしくは損害を回復するために、合理的な努力を行うよう求められます。

(4) クレディ・スイス証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2021年2月末日現在 781億円

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス証券株式会社は、クレディ・スイスの日本における拠点として、総合的に証券・投資銀行業務を展開しています。日本での長い経験とグローバルな実績をもとに、株式、債券、コーポレート・アドバイザー、ファイナンス、プライベート・エクイティ、オルタナティブなど、多岐にわたるサービスを提供しています。

(5) 株式会社三井住友銀行(「販売会社」)

(イ) 資本金の額

2021年2月末日現在 17,709億円

(ロ) 事業の内容

株式会社三井住友銀行は、2001年4月にさくら銀行と住友銀行が合併して発足しました。2002年12月、株式移転により持株会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立し、その子会社となりました。2003年3月には、わかしお銀行と合併しています。

株式会社三井住友銀行は、国内有数の営業基盤、戦略実行のスピード、さらには有カグループ会社群による金融サービス提供力に強みを持っています。株式会社三井住友フィナンシャルグループの下、他の傘下グループ企業と一体となって、顧客に質の高い複合金融サービスを提供していきます。

(6) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International)(「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2021年2月末日現在の払込済株式資本は、11,366百万米ドル(約1兆2,076億万円)です。

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス・インターナショナル(以下「CSI」といいます。)は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立されました(登記番号2500199)。CSIは、1990年7月6日に「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」

という社名で無限責任会社として登記され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。C S Iは、英国法の下で設立された英国の銀行であり、クレディ・スイス・アー・ゲーの完全間接子会社です。登記上の本店はロンドンにあり、ワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJ、電話番号は +44 (0)20 7888 8888です。C S Iの取引主体識別子( L E I )は、E58DKGMJYYJLN8C3868です。C S Iは、ブルーデンス規制機構( P R A )の認可を受けており、金融行為監督機構( F C A )およびP R Aによる規制を受けています。

C S Iは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、債権者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。事業は、欧州、中東、およびアフリカ地域において、クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

#### (7) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

##### (イ) 資本金の額

2021年2月末日現在 20億円

##### (ロ) 事業の内容

三井住友アセットマネジメント株式会社(以下「SMAM」といいます。)は、2019年4月1日、国内外の市場における資産運用能力を強化するため、大和住銀投信投資顧問株式会社(以下「DSBI」といいます。)と合併しました。合併会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、300人の投資のプロフェッショナルを活用し、機関投資家と個人投資家の双方に対し、アクティブ運用型の高品質のプロダクトを提供します。2018年12月末時点の運用資産は、旧SMAMと旧DSBIの合計で、それぞれ投資顧問残高が7.4兆円、投資信託残高が9.5兆円です。

投資運用会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社です。

## 2【関係業務の概要】

#### (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

#### (2) エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services

(Ireland) Limited)

登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務を提供します。

- (3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))  
資産の保管業務を提供します。
- (4) クレディ・スイス証券株式会社  
日本における代行協会員業務を行います。
- (5) 株式会社三井住友銀行  
ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
- (6) クレディ・スイス・インターナショナル (Credit Suisse International)  
報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (7) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
投資運用契約に基づき、資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

### 3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

## 第3【投資信託制度の概要】

### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。))の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法(その後の改正を含む。))または地域会社(管理)法(その後の改正を含む。))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。))として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
  - (a) 1993年7月に施行されたミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。))は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
  - (b) 2020年2月に施行されたプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。))は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は10,857(2,886のマスター・ファンドを含む。))であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

### 2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(その後の改正を含む。)(以下「金融庁法」という。))により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。))が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと
  - (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること
- を含むが、
- (a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法または保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者
  - (b) 建設社会法(その後の改正を含む。)または友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者
  - (c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)を除く。
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自身がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

### 3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

#### 3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

#### 3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体について

は、免許を取得する必要がない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

### 3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならず、当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

## 4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権について全ての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務および全ての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがある。

4.2 全ての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。



- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。 ) または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

- 4.3 全ての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。
- 4.4 2006年12月27日に発効した2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、全ての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

## 5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産の全てまたは実質上資産の全てを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託の全てをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- ( ) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
- ( ) 当該免許が、以下各号のいずれかにおいて「企業サービスプロバイダー」として定義されている場合、
- (A) 会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)の第XVIIA。
- (B) 有限責任会社法(その後の改正を含む。)の第12。
- (C) 有限責任パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の第8。
- (併せて、以下「受益権法令」という。)
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行

い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
- ( ) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - ( ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
  - ( ) 免除会社は、適用される受益権法令を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行なわなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。 )。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える当該約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における

法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下の、パートナーシップに適用され

るエクイティおよびコモンの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。

- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- ( ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - ( ) 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
  - ( ) リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
  - ( ) 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

#### 6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブプラン・ビークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア オフショアのファンド構造においてオンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用能率をもたらし、かかる構成における異なるビークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為または全ての行為を行うことができる。
  - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。
  - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
  - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
  - (e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
  - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
  - (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
  - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
  - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えず、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
- ## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続きに入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- (c) 受益権法令に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、受益権法令に違反した場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。



- (h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- ( ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
  - ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
  - ( ) 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
  - ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
  - ( ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
  - ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
  - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
  - ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
- (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
- (d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
- (e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されている全ての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

(c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。

(a) 第8.15項の義務に従わない場合。

(b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

(a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。

(b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

(c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

(a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。

(b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行

9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。

(a) 規制投資信託

(b) 免許投資信託管理者

(c) 規制投資信託であった者

(d) 免許投資信託管理者であった者

9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。

(a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。

(b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。

(c) かかる会議における全ての決定事項について意見を表明すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法または受益権法令の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。

- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して検索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法または受益権法令のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

## 10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事項。
- (c) 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。
- (a) 例えば秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。 ) または薬物濫用法(その後の改正を含む。 ) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に依りて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。 ) に関係する場合。
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
- (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
- (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。 ) 。
- (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

### 11.3 契約法(その後の改正を含む。)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

( ) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤ってれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

### 11.5 契約上の債務

(a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

## 11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

## 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

### 12.1 刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

### 12.2 刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

## 13. 清算

### 13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

### 13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照:第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

### 13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

### 13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二

重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

#### 14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)

- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
  - ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要な全ての事務所設備、機器および人員を確保すること。
  - ( ) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。

- ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言された全ての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。



- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定通りにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
  - ( ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- ( ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされる全ての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
  - ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
    - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
    - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金の全てまたは実質的に全てを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、  
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、  
本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
  - ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用する全ての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。



- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
  - ( ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者の全てのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
  - ( ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
  - ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付する全ての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
  - ( ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
  - ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
  - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
  - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
  - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
  - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
  - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
  - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
  - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
  - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
  - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
  - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
  - (xx) 以下の記述。  
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
  - (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
  - (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。

- (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)。
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

## 第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
  - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
  - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
  - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
  - その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
  - 投資リスクの項の冒頭において、( )ファンドは、値動きのある有価証券等に投資するので、受益証券1口当たり純資産価格が変動し、したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがある旨、( )信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属する旨、ならびに( )投資信託は預貯金と異なる旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (5) ファンド証券の券面は、原則発行されません。

## マイスターズ・コレクション クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) IIIのシリーズ・トラスト

受託会社への独立監査法人の報告書

### 意見

当監査法人は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) IIIのシリーズ・トラストであるマイスターズ・コレクション(以下、「本シリーズ・トラスト」)の財務諸表を監査した。財務諸表は、2020年10月31日現在の財政状態計算書、包括利益計算書、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動、2020年10月31日に終了した年度のキャッシュ・フロー、重要な会計方針およびその他の説明情報を含む注記で構成されている。

当監査法人は、上記の財務諸表が、国際財務報告基準(以下、「IFRS」)に準拠して、2020年10月31日時点の本シリーズ・トラストの財政状態、業績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」)に準拠し監査を実施した。それらの基準に基づく当監査法人の責任は、監査報告書の「財務諸表監査に対する監査法人の責任」の項において詳細に述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下、「IESBA規程」)ならびにケイマン諸島における当監査法人による財務諸表監査に関連する倫理要件に従い本シリーズ・トラストから独立し、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を果たした。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

### 財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者の責任は、IFRSに準拠してこれらの財務諸表を作成し適正に表示することにある。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると運営者が判断する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、運営者は本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力について評価し、継続企業に関する事項を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは業務を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合はその限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

## マイスターズ・コレクション クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト

### 受託会社への独立監査法人の報告書(続き)

#### 財務諸表監査に対する監査法人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施される監査において常にこれを検知することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、単独でまたは全体として、これらの財務諸表に基づく経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的専門家としての疑念を持ち続ける。また当監査法人は以下を行う。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスクを特定および評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また当監査法人の意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得る。不正により生じる重大な虚偽表示を検知できないリスクは、誤謬により生じるリスクよりも高い。これは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、不正表示、または内部統制の無効化に関連する可能性があるためである。
- 状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。これは、本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 使用される会計方針の適切性、ならびに運営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 運営者による継続企業を前提とした会計基準の使用の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性がある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在すると判断した場合、当該財務諸表の関連開示箇所に対して、監査報告書で注意喚起し、もしくは当該開示が不十分である場合は、監査意見を修正する義務を負う。当監査法人の判断は、監査報告書の発行日までに入手した監査証拠に基づく。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が対象となる取引や事象を適正に示しているか否かを評価する。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期、ならびに重要な監査所見について、統治責任者に報告する。これには、監査中に特定した内部統制における重大な不備が含まれる。

2021年3月3日

[次へ](#)

## Meister's Collection

### A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III

Independent auditors' report to the Trustee

#### *Opinion*

We have audited the financial statements of Meister Collection (the "Series Trust"), a series-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III, which comprise the statement of financial position as at October 31, 2020, the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to the holders of redeemable participating units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at October 31, 2020, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

#### *Basis for Opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### *Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

**Meister's Collection**  
**A Series Trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III**

## Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

### *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

March 03, 2021

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)



## クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(ケイマン諸島に設立された有限会社)取締役会への独立監査人の報告書

### 意見

当監査法人は、4ページから17ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という。)の2019年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表は、2019年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準(「IFRS」)に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(「ISA」)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規定(「IESBA基準」)ならびに当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA基準に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

### 財務諸表以外の情報およびそれに関する監査人の報告書

取締役はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、財務諸表および当監査法人によるそれに関する監査人の報告書以外の年次報告書に含まれるすべての情報から構成される。

財務諸表に関する当監査法人の意見は、その他の情報を対象にはしておらず、当監査法人はそれに対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

財務諸表の監査に関する当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その中で、その他の情報が財務諸表または監査の中で当監査法人が得た知識に著しく矛盾していないか、または重大な虚偽記載と思われるものがないかを検討することである。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると結論づけられた場合、当監査法人はその事実を報告する義務を負う。この点について、当監査法人が報告すべき事項はない。

## クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(ケイマン諸島に設立された有限会社)取締役会への独立監査人の報告書(続き)

### 財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

### 財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(ケイマン諸島に設立された有限会社)取締役会への独立監査人の報告書(続き)

### 財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制を理解するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業の前提に基づく会計処理の適切性について、および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が基礎となる取引および事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

プリンスビルディング8階  
チャーター・ロード10  
香港、セントラル

[次へ](#)

**Independent auditor's report to the board of directors of  
Credit Suisse Management (Cayman) Limited**  
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Opinion**

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the “ Company ” ) set out on pages 4 to 17, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2019, the statement of profit and loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flow for the year other than ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standard ( “ IFRS ” ).

**Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ( “ ISAs ” ). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ( “ IESBA Code ” ) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Information other than the financial statements and auditor's report thereon**

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

**Independent auditor's report to the board of directors of  
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**  
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Responsibilities of the directors' for the financial statements**

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the Audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

**Independent auditor's report to the board of directors of  
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**  
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)**

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company ' s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors ' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company ' s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor ' s report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor ' s report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building  
10 Chater Road  
Central, Hong Kong

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。